水雄岡志

一之上

天

水雄岡志 五巻

水雄岡志

柳荂栗原氏編

三代實録ハ本院左府ノ撰ナリ但シ

貞觀ノ親政　仁壽齋衡ノ陵夷ヲ改新シ　延暦弘仁ノ舊規ニ

復セラルヘキト有テ忠仁公ヲ始メ公卿悚懼スル処ナリ左府ノ筆

ヲ下スニ諱テ闕畧ヽタ多シ今此書ニ其闕畧セシ所由ヲ鈔注シテ

貞觀ノ聖蹟ヲ賛揚シ且　貞觀皇胤ノ系圖ヲ校訂シ庚子ノ歳ニ

當テ　聖運ノ洪大無疆ノ鴻基ヲ闡發セシ所以ヲ記ス

水雄岡志巻第一目録

嘉祥寺　饒益神寳　渤海國　文章博士職

分田を増　石清水八幡宮　孝經御讀

廿一回忌　長慶宣明曆　論語御讀　菊酒

時政乃是非を論せしむ　六十賀良房公

天皇元服　藤原多美子女御となる　僧正法

印僧都法眼律師法橋乃之位を立　染殿第花

亭文武乃御遊　市籍人諸司諸家に仕ふるを

禁　平城宮　六代乃親王　揚名乃任

受戒式　内裏と東宮乃方位　御靈會

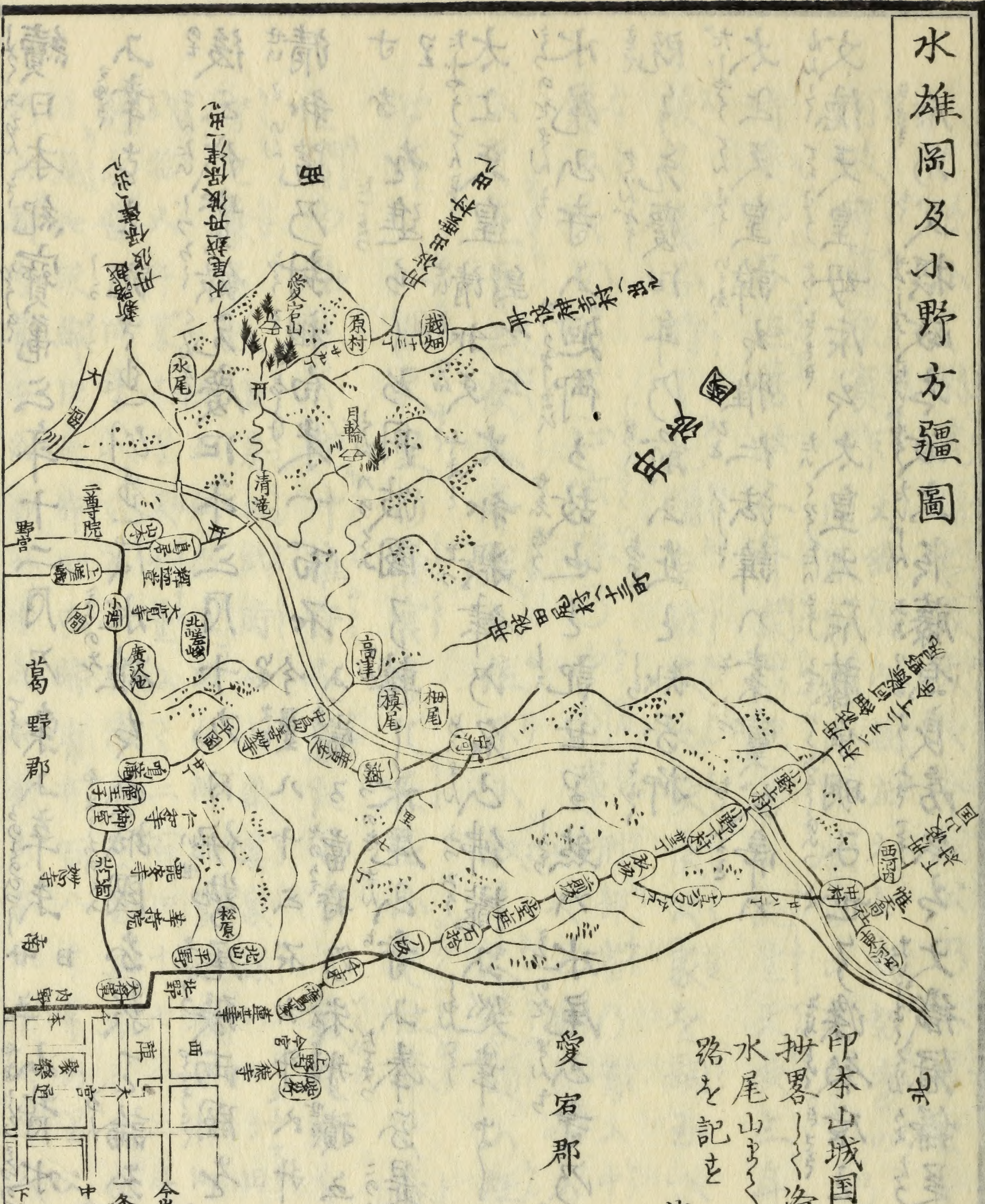
御本命乃禁忌　内裏佛名懺悔　女御年給

燒尾荒鎮　米一升に十文　多治比真人

貞朝臣　百花亭　天台真言両宗教
延暦寺に條禁式　傳教大師慈覺大師謚号
伴善男　邊要の武備　鷹鷂を養ふことを聴
藤原高子女御となる　近衛兵衛各結夜行
常平倉　畜銭の勅　四天王像　右大臣食
封　皇太后に十賀
陽成院降誕の端　立太子　貞観格
服御常膳を減せらる毎に詔旨　封禄半減
博多津の警固　壹岐島の武器　貞観永寶
新羅國　諸王季禄　俘囚　糒袋
牛革甲　羊革甲　六主式　紫宸殿視事

水雄岡志巻第一目録終

水雄岡及小野方疆圖



印本山城国圖を抄畧して洛中より水尾山まての行路を記す

信充縮寫

續日本紀寶亀三年十二月乃条ニ辛未廿五日山背水雄岡ニ幸ますと記されしは水雄ハ山城國なること論なし其後三代實録元慶二年三月十九日伊勢尾張両國を以て清和院乃封租白米一百石今量八十三石六斗六升六合ニ當る當時乃米升積五十石すなを進らしめ丹波國ニ轉し水尾山寺ニ奉る是時星太上天皇清和天皇を云大和攝津乃名山佛瀧ニ巡幸ましまし水尾山寺ニ廻御ある故也と記せり然ハ水尾山寺乃經營既ニ元慶二年乃前ニ在と知べし抑

太上天皇諱ハ惟仁法諱ハ素實父帝ハ文德天皇母后ハ太皇太后藤原明子世ニ染殿后と申し后乃父攝政太政大臣藤原良房公ハ大織冠鎌足公ハ七

代乃孫にて閑院贈太政大臣冬嗣公乃二男なり母ハ阿波守藤原真作（大織冠乃孫左大臣武智麿の八男参議巨勢麿の六男なり）乃女尚侍美都子延暦廿三年閑院乃第ニ誕生天長三年父乃喪乃喪ある時乃兄贈太政大臣長良公家を嗣玉へハ良房公ハいまた正六位乃中判事（刑部省乃属ニ中判事二人と職員令に見也）にて在まさ天長八年従五位下に叙し大学頭に任し同七年仁明天皇乃春宮にて在まさに仕奉る春宮亮と聞也ほどなく越中権守を兼たまへり幾程なく加賀守を兼らる（良房公此時廿七歳其家禄ハ口分田乃外に五位乃位田八町加賀守職田二町二段）此稲八千束なり米今量にて二百に十七石二斗九升許に當る二斗入六百十八俵余なり其外に口分乃収と絁二疋綿二屯布廿九端庸布百八十常あり又加賀乃公廨今量千九百八十三石余あるへし二斗入にて

九百又十九俵に當る然れハ總て
又千又百七十七俵許と知へし
同十年春宮受禅ありしかとて左近衛少将におさ得たり共加賀守ハ元の如し
公廨千九百八十三石を
賜ませらるゝ為なり
藏人頭に補せられて大小の公事を奉行し朝將の淺深を幹理し初て朝家樞要の顯職に昇られて門葉閥閲の洪基を開この也かくて承和元年參議に任し猶藏人頭も初の如し同二年從三位に叙し權中納言に任し左兵衛督を兼させられ
從三位の食封百戸位田卅四町禄絁廿四疋綿
廿四屯布七十二端鍬百廿口此外に口分田の
租税
あり
同九年大納言に陞り右近衛の大將となり嘉祥元年右大臣に拝し衆務を統理し綱目を掌持て廢事を總判たり
時に正二位なり食封二百戸位田六十町
右大臣の食封二千戸職田卅町禄絁廿十

足綿四十屯布百廿端鍬二百口正親町の南京極の西の
にとに分田の収納あるへし冬嗣公の家
第を作り櫻花樹を植て染殿と名付らるは閑院なり
二条の南西洞院の西一町にあり長良公是を傳領し
たり但長良公又近衛の南室町の東に第を造して枇杷
殿と云昭宣公の傳てり室家は源潔姫嵯峨天皇の
允大臣佛平公年及入姓氏録に弘仁六
皇女なりは仁明天皇の姉姫なり年潔姫六歳と云
は大同四年己丑の誕生也仁明天皇は弘仁元年庚
寅の誕生なり因云六十圖に己丑は谷洞の火と云良
房公は甲申にて澤の水なり母は當麻氏嵯峨天皇
相性大凶と云ふ合考ふへし
婿を選せ給ふに良房公の風操超倫たるを悦せら
れ殊に勅して之に嫁せしめらる天長七年女子一
人生れ給へり是即染殿后なり承和八年十一月正四
位下に叙し卅三歳仁壽元年十一月七日従三位に陞り

同三年二月晦日冷泉院行幸乃時に染殿第へ幸あり
て櫻花を賞せらる三月四日潔姫乃正三位を授らる
同年閏三月また染殿第に行幸ありて親王諸王公卿
と花乃宴せさせらる釣殿に御て釣魚を観せらる
射殿に遷御らせらる弓矢を召せらる東門に成せら給
て耕田農夫田婦を憐ませ給ひ望遠亭に還御ましまして花
を翫ませ給けると類聚國史に見ゆ蓋潔姫は當今乃御母
君なる故なるべし齊衡三年六月廿五日行年四十
八歳なりし良房公に先立て薨ましまして甲斐なしや天安
元年正月廿一日良房公右大臣を辭し申させ給ふと云
とも御許なし廿六日又上表ありけれとも許させ給

そは二月十九日太政大臣に拝玉ひ弟乃良相乃大納言を右大臣となさしめ給ふ然るに廿三日に良房公太政大臣ハ君人乃則を取ところ玉燭乃調ふ攸其人なけれは則闕と云臣ハ身膳ずと称して辞表をまゐらせ玉へ共御許なし三月四日重ねて辞申されしかハ寶剣一雙を賜ハりて勅答して此剣を帯して朕か懇情に副よとあまねく御許なし且車に乗なから入朝させよとは乃仰ありけれとも固辞て受られ以七日まて上表志て今新に加賜封戸職田資人帯刀等乃類一切に辞申されけるにより十九日勅答ありて新加邑なる封戸を停め給ひき

良房公を忠仁と謚しけるを此一節にて思へし

右大臣大政大臣ハ朝廷乃顕貴なるを三千戸に十

町ハ榮禄なり然るを辭て然して後朝乃立し人を豈
尋常乃人乃自衒して官を干め禄を貪る情と日を同く
しく論せへくんや
此年金字乃大般若經一部を書寫して三界
諸天十方衆類一切靈鬼乃奉為に至心發願を果し功
徳乃妙力に頼て聖主乃休符を増中宮乃吉祥を保れ
玉扆曽て霧露乃侵なく錦區永く風塵乃驚を斷んと
乃懇志なりしと也　此大般若經貞觀十八年十一月廿
五日圖書寮ゟ安置されしと三代
實録乃同二年八月廿七日　文徳天皇登霞まし海く
そ也
皇太子即位乃後まて御外祖父と云師範儀形乃大臣と
云を以て萬機を摂政なし給ひつなる依て准三宮乃
宣旨を成され食封　時に従一位なり位田七十〻町太政
大臣食封三千戸職分田〻十町准后
乃湯沐二千戸禄絁三百疋綿又百屯糸又百絇布千端
錢千〻鉄又百廷を給ふと聞也今に准しては允稲三

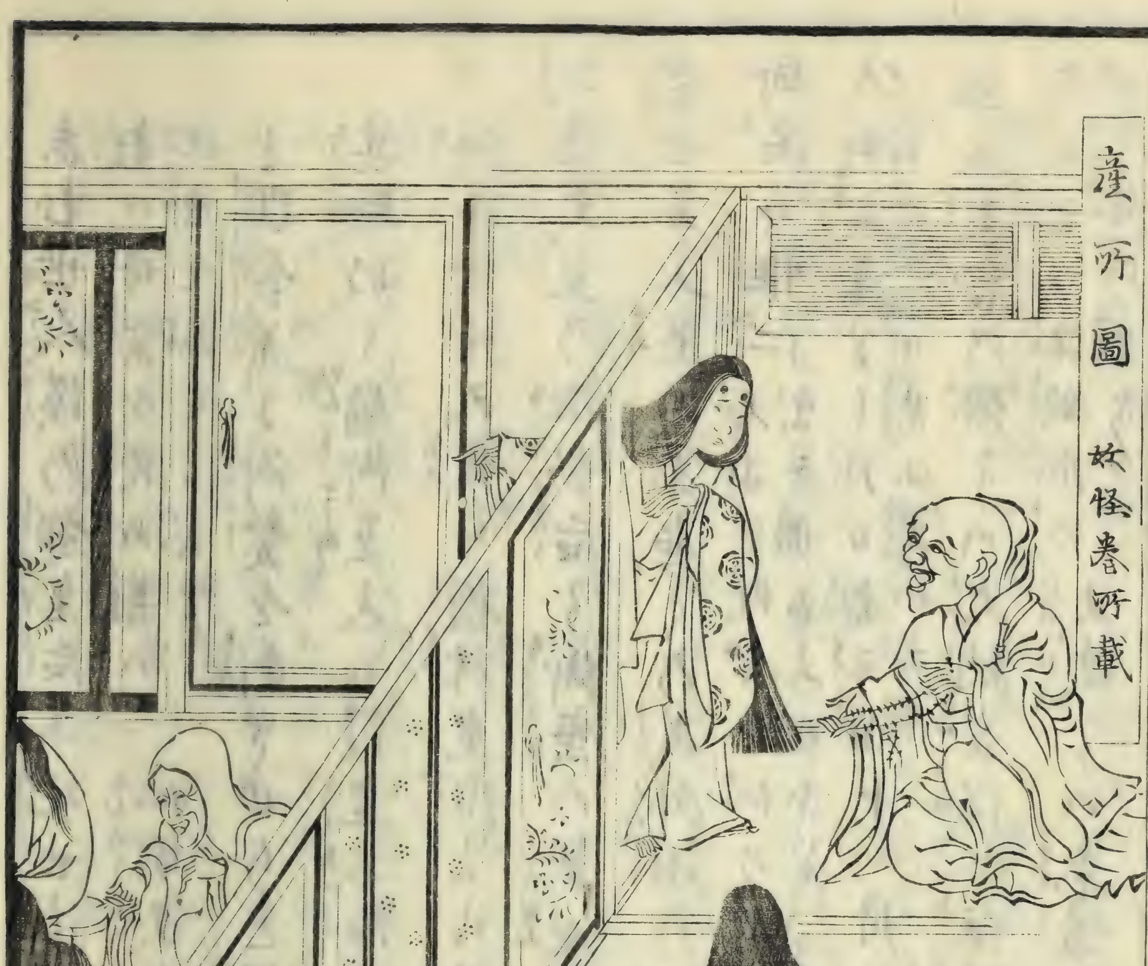
十三万八千五百束餘ニ折し米今量一万六千二百十三石三斗五升余あるへし二斗入二万千三十三俵余ニ當内舎人職負令ろ中務省乃属ろ九十人とあり帯る刀ゝ宿衛し供奉し雜使し駕行ニは前後ニ分衛と見ゑ軍防令ニも五位以上乃者乃左右近衛子孫年廿一以上乃者を内舎人ニ充と見ゆ良房公履歴牒等随身帯仗資人三百人を賜ふと云り次ゝてろ合跪き

嘉祥三年三月廿五日左京一條染殿第ニ誕生ましまし廻去廿一日仁明天皇崩御今日もて山城國紀伊郡深草山ニ葬送たてまつるとて中納言従三位源定嵯峨天皇乃皇子仁明天皇乃弟安倍安仁大藏卿平高棟以下彼處ニ行向人文德實錄ニ見ゑたり文德天皇も御服たてまつ里倚廬ニ御座以御産養乃式いろふ里しニや記せし者いふし五月十五日もて五十はニ當らせ給へとゝ此月二日嵯峨太皇大后崩御有

嵯峨太皇太后諱ハ嘉智子内舎人贈太政大臣正一位橘清友の女母ハ田口氏　嵯峨天皇の親王ニて御座時ニ納幣給ひ即位の後夫人ニ進ミ弘仁元年　仁明天皇誕生ましまし同六年七月皇后ニ陞ヘ人御年卅二　仁明天皇即位ありて太皇太后と崇め給ふ嵯峨野ニ檀林寺を草創なさせられ唐義空和尚を請じて開祖として持律の比丘尼をして住持せしむ　朝廷封ハ百戸を施して供養ニ充すへしと也　天平十九年五月戊寅の定めニ一戸田租ハ十束を限としく加減をへうしと云是然らハ又百戸ニハ二萬束なり米今量九百六十九石七斗七升有へし此斗ハ二文皇太后の弟右大臣氏公千ニ百廿ニ俵余ニ當る
朝臣と議して學館院を開き子弟を勧て經書を誦習せ

去む世人漢乃鄧皇后ふ比せしと（後漢和帝乃鄧皇后志典籍ろあ里晝ハ婦業を修め暮ハ經典を誦ると云里）仁明天皇不豫ならせ給ひて篤しと聞食遂ふ御髪を剃させられ冥救を求給ふと云共其驗なく崩御ましのは皇太后も打續く崩させ給ふ御年六十五或ハ檀林皇后とも称す

文德天皇乃祖母后ろ御座ハ新誕乃皇子ふハ曾祖母ふ當せ給ふ然ハなを恵く乃式外祖乃大臣（云）良房乃設なるへし御名を惟仁（天子の御名ろ仁乃字を賜給ふ始なり）と申く親王となさせ給ひ（御名奉りし月日親王宣下乃月日共ふ考かたし）十一月廿五日皇太子ろ立せ給ふ東宮乃傅ろハ大納言從二位源信（嵯峨天皇乃皇子北邊大臣と云）年ハ十一染殿后の大夫ろハ參議正四位下藤原良相（良房）母繁姫乃弟なり



產所圖　妖怪巻所載



公乃弟式學士ろうハ從五位下大枝音人平城天皇乃皇子
年三十八阿保親王の長子
此年亮ろハ從五位下藤原冬緒淡海公四男兵部卿麿乃
四十二男參議濱成乃六男豊
彦乃を任し給ふ同晦日中納言安倍安仁宮内大輔房世
子大覺寺乃内北方乃山に參議左兵衛督藤
王を嵯峨山陵と山槐記に見えたり
原助大舎人頭高枝王を深草山陵に遣されて皇太子を
定給ふ由を申させ給ふ
三代實録に是より先童謡に大枝を超て走超て走超
て騰躍どりかを超て我か護れる田にや捜あさり食
む支岐や雄々い支岐かと云是時文徳天皇四乃皇
子ましまし第一惟喬親王承和十一年誕生母ハ紀名虎女第二惟條親
王嘉祥二年誕生母ハ惟喬に同第三を惟彦親王嘉祥三年誕生母ハ滋野貞主女但元慶

七年薨ぜし年四十四と云ふに依て推考せしなり承和七年
乃誕生にて文徳天皇十四歳乃時乃御子なり是猶考
へし皇太子ハ第四皇子なるの三兄を超て立玉ふへき
兆と云へり又公卿補任に寛平九年右大臣能有又十三
歳薨ぜしと文徳皇子と見ゆ承和十二年乃誕生と知らる然
ハ皇太子より第一皇子なり又源平盛衰記に惟喬惟仁
位論乃説を挙左兵衛佐紀名虎と善男乃少将と相撲
乃勝負せし由を記せり然共名虎より承和十二年に
卒せし皇太子誕生より三年前にあり位論に與るへき
謂なし
仁壽二年三月十六日高僧及ひ沙弥練行乃者各卅二人
を東宮に請して三日を限りて大般若経を転読せしめ

玉ふ文徳實録第七巻皇太子今年三歳太一定分の厄に當らせ
給ふる故に代厄の祈禱の為に修せしめ給ふ
太一定分の厄は隋蕭吉の五行大義に所謂遊年行年
の説にして太一行宮の法なり子午の歳に生れし人
は寅申の歳三月九月子午の日寅申の時一定（皇太子庚午歳降誕仁壽二年壬申三月十六日壬午）丑未の歳に生れし人は卯酉の歳
四月十月丑未の日卯酉の時一定寅申の歳に生れし
人は辰戌の歳五月十一月寅申の日辰戌の時一定卯
酉の歳に生れし人は子午の歳六月十二月辰戌の日
子午の時一定（辰戌の年に生れし人是と同じ但月は五月七月なり）巳亥の歳に
生れし人は丑未の歳三月八月巳亥の日丑未の時一

寔と云

齊衡元年八月十二日皇太子始て謁覲せさせ給ふ 文徳實録
今歳まて五歳になりしよし同三年正月三日皇太子朝覲乃
後十一日まて卯日にあたれハ皇太子御杖を献らる 齊衡二年
正月ハ雪後泥深に依て朝賀を停め
へハ皇太子乃朝覲も停られしなり
内裏式に正月上卯日献御杖式 天皇紫宸殿に御まし
即春宮坊大夫以下御杖机を擧皇太子桐杖を日華門
より入南階を升り蓑子敷乃上に樹て退出さと若皇太
子不参入時ハ坊官をして献しむとあるハ弘仁の頃
より起れる式と知へし 内裏式ハ弘仁十二年正月卅日
乃勅撰なり 齊衡三年より卅六
年前 文徳實録仁壽二年正月己卯諸衛府毅杖を献り
なり

精魅を遂と見也　毅とハ大剛卯之説文乃注し大也ハ
漢代乃行ハ遂し剛卯乃正と関也　杖ハ延喜式ニ曽波乃
木を充也　倭名鈔ニ祇棱乃字比々良木棗牟保許桃梅焼椿皮
椿黒木を用也なと云里
天安二年八月廿三日　文徳天皇冷泉院乃ましく倉卒ニ
不豫乃主とく近侍乃男女精を失ひ騒動あへんと限なし
廿に日皇太子嘗藥ニ侍せ玉ふと云共御悩劇しくましく
勅詞通世以夜ニ入く文章博士菅原是善を召詔書を草
せしめ太政大臣良房勅を奉りく左右捜非違使を召常
赦乃免されある所を除く大辟以下乃罪人咸く赦され京
又日親王公卿冷泉院乃東釣臺ニ候しく護夜あかし乃

廿六日詔して天下に大赦行ひ且使を遣して近江美濃伊勢山城國の關を固めて往来を紀さしめ又使を發して左右兵庫左右馬寮を警固せしむ例の如し廿七日遂に崩御なる寶算三十二左近少將良岑清風右近少將紀全吉將監將曹近衛を率て皇太子の直曹に陣を張り今まて皇太子の帶刀舎人として宿衛せし八陣を解て退散を頻く大納言右近衛大將安倍安仁左近少將坂上當道右近少將藤原有貞等天子の神璽寶劔節符鈴印を奉て皇太子の曹に賫入を少納言橘清蔭藤原基經中務大輔清原瀧雄主鈴等之に從ふ
職負令に少納言鈴印傳符飛驛函鈴を請進と見へ又

中務屬に大主鈴小主鈴鈴印傳符飛驛函鈴を出納こと
を掌と云り
太政大臣は良房左大臣は源信右大臣は良相皆皇太子の直曹
に侍りに其他の公卿は藏人所に於て葬送の司を定
らる装束司　中納言一人參議二人四位三人五位二人六位以下四人御送葬の車以下品々を造る司
山作司　同上御陵築の司　養役夫司　四位一人五位二人六位二人夫役を進退するを司とる
作路司　山城守右京権亮六位以下二人　前次第司　中納言一人次官一人五位判官
二人主典二人これは御葬の前に従ひて里後次第司　参議一人次
官一人五位判官二人主典二人これは御葬の後に従ひて行へし
とあり又関固め大和山城近江美濃伊勢の國司及使の
許へ崩御の由を告次に皇大夫人を東五條宮より迎入

せし皇太子乃擁護となさせられ
皇太夫人ハ藤原順子を云贈太政大臣冬嗣公乃女にて
弘仁十四年　仁明天皇乃いまだ皇太子と申せし時
よ里宮まゐ里し天長四年　文徳天皇誕生ましましぬ
仁明天皇践祚乃初従四位下に叙し女御となさせ承
和十一年従三位に進み　文徳天皇即位ありしかは
皇太夫人に上奉里やかて東五條院に移り住せ玉ふ
然れ世に五條乃后と称し警蹕乃儀を悉く乗輿に擬
へ里文左右近衛将監番長各一人近衛各九人左右兵
衛尉志番長各一人兵衛各十九人五條院に分陣すへ
き定めらる斎衡元年四月廿六日皇太后と為玉ふ

染殿后の御母にて皇太子には祖母の御座を
廿九日大納言安仁左近陣に左右近衛兵衛を喚て鎧甲
を着して内裏を守護さゝへしむを仰らる然後に皇太子皇
太夫人同輿に乗冷泉院より東宮に遷らせらるゝの儀
行幸と同く亦く警蹕を為しぬとなり此時皇太子御齢
九歳九月二日大納言安世中納言岑継参議高棟善男文
章博士是善左中辨岑緒大学博士雄継陰陽博士川人名
高及び外記史内記各一人と共に山城國葛野郡田村郷
真原岡に至りて山陵の地を定しむ 諸陵式に東西四町南北四町守戸又烟
と見ゆるは元五萬七千六百歩許の地と知る山城名勝
志るす法金剛院の邉りと云國花万葉記には下山田と云
処にまとて云日嫁盈七日に成せ玉ふ人に依て使を陵に遣
い亜里

き諸寺に遣して轉念功徳を修せしめ給ふ　七七日まで是に同じ

續日本紀天平二十年五月の條に天下諸國をして

太上天皇の奉為に毎七日に國司自親潔斎し諸寺

の僧尼を一寺に聚集て敬礼讀經せしめよと　勅有

しより以降行ひ來し例なり

此日東宮御服を成す群臣百寮及ひ五畿七道ことく素服

しく毎日三度哀を擧三日にして終なる公卿侍臣表服の

限日を以て月に易十三日にして是を釋しめ遠所の

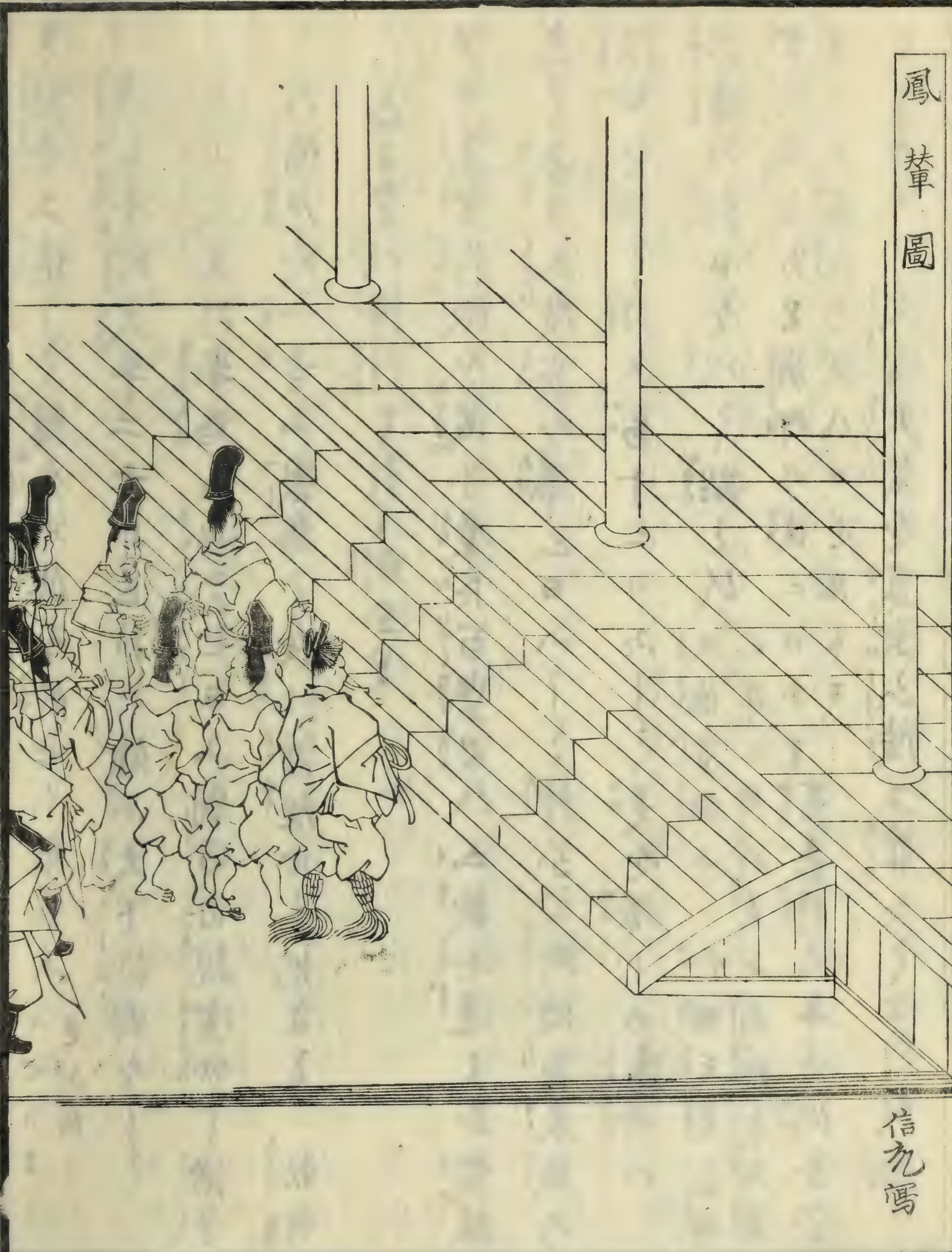
詔書の到日を以て期とし　文徳實録に　仁明天皇嘉祥

三年三月己亥に崩御　辛丑東宮成服とある崩御の後三日なり　蓋嘉祥三年の例なる

喪に八崩御の後八日を服ろ

魚し六日　文徳天皇を眞原山陵に葬たてまつり甚德く

鳳輦圖



信充寫



嘉祥三年深草山陵の故事に從ひなると云ども方相を作
らるべしとは天應元年の例に准せられしならん　續日本紀に天應元年
光仁天皇崩御の時石川垣守文室八島
を作方相司に任せられし例と知べし
喪葬令に凡親王一品と太政大臣は方相轜車各一具
とあるが義解に方相は熊皮を蒙り黄金の四目玄衣朱
裳にして戈を執楯を揚げ轜車を導く所以也と見ゆ周禮
司馬政官方相氏時難に索室毆疫し大喪に匶（柩字の籀文）
に先だち墓に及へば壙に入戈を以て四隅を撃方良
を毆ことを掌と云に據れしなるべし
七日大學頭安人を眞象に遣して御葬に供奉群臣を存
問しめ玉ふ例なり又五十僧を陵に近き山寺及び廣隆

寺に安置し今日より廿九日に至まて轉經念佛せし
め沙弥廿人を陵邊に晝夜結番して大佛頂三昧を修せ
しめ期年の後にいたり得度をへしむ又内外に
宣して期年の遏密なり月を日に易るの制に從ふと云共
率土の黔黎心喪して期年の際まて飲宴樂を作美服を衣
ことを停むべしとぞ是は嘉祥の先蹤を追れし所なるべし
八日諸衛鎧甲を脱て常の儀に復し十二日には大中臣
の氏人を京畿七道に遣して禊祓を修して素服を釋し
む崩御より十八日十六日今日より御服脱せ玉へは百官青服
たく朱雀門の前にて大祓したり崩御より廿日御服成 去に日より十三日え
十八日所司始て常の御膳を進る十月二日鼓吹司始て

皷角を教習ふの聲を發せしむ例なり 崩御の後三十又日なり今の世了
家業の者の早く音聲を發さな十六日又十禰を廣隆寺
しとを誦させなく據と去なへし
に延ぐ 文徳天皇七七日御齋會を修せし免ら教
續日本紀に大寶二年十二月甲寅 太上天皇 持統天皇崩
同三年正月丁卯 二七日なり 太上天皇の奉為に齋を大
安藥師元興弘福四寺に設く二月癸卯是日 太上天皇
七々に當なり使を四大寺及ひ四天皇山田等の三十三
寺に遣もしく齋を設しむと見ゆ是七々の御齋會の
證とも匂し
廿三日陰陽助兼陰陽博士笠名高を遣もしく眞原山陵
の鎮謝を爲しむ 廿日建禮門前に大祓し十一月朔日

天皇即位あるへき由を告奉る使を伊勢太神宮に参向せしむ是日陰陽寮進る明年の暦内侍に付く奏覧を三。日大原野春日等祭を停玉ふ伊勢太神宮使を立らるゝ大原野春日祭を停玉ふは即位の由を申玉ふと祭奠との差別掲焉なるを考へし駿服の制にて吉服に為せらるゝる心喪一年神事を憚からせらるゝしと斎神道と志らる又日使を山階天智天皇山陵柏原桓武天皇山陵今上高祖父嵯峨嵯峨天皇山陵今上曾祖父深草仁明天皇山陵今上祖父帝真原文徳天皇山陵今上帝父等の山陵及ひ愛宕墓源潔姫墓良房公の室家今上外祖母に遣へしく即位あるへき由を告らる七日大極殿にして即位の禮を行せらる親母藤原氏明子染殿后なりを皇大夫人に上玉ひ明子女御にて坐しと知る又仕奉人の中に仕奉状に依て叙位を上太神宮よりしく諸社の祢宜祝等に一階を給ひ又

僧綱を始諸寺の知行ある僧并ニ八十以上の僧尼左右
京又畿内の鰥寡孤獨不能自存の等ニ物を給ふ事を天應
の例の如し廿日今日より宇治山崎の警固を解玉ひ廿
一日内舎人を御使ニて諸關の警を解せ給ひ夜ニ入
て近江關の警固ニ奉し坂上貞守歸参る　八月廿六日よ
里爰ニ到る八
十又
日
廿に日伊勢關の鈴鹿の警固ニ奉し藤原菅雄歸参ス　京より鈴鹿まて
行程十九里余
廿又日又像后の職司を今日より皇太
后宮職と改称し皇太夫人の職司を中宮職と称させ玉ふ
大夫ニは兵部大輔兼越前守藤原良仁亮ニは右少辨藤
原家宗をなさせ玉ふ　良仁ハ皇太夫人の兄
此年に十歳ニなる
廿六日美濃
關不破の警固ニ奉し藤原直道歸参る　京より不破まて此
廿三里余

日越中守源啓を御使として愛宕墓に正一位を贈らるゝ
由を告玉ふ十二月二日前春宮職の印一枚を内裏に進
春宮職を停め八日淳和天皇の皇后高志内親王の忌
きらせし　般里
又月七日を省き棄玉ふ
淳和天皇にて　桓武天皇第三皇子　嵯峨天皇皇太弟
なり　文徳天皇にハ従祖祖父に當り仁等親なり高
志内親王ハ　桓武天皇の皇女なりハ同しく従祖祖
姑にして仁等親なり仁等親の喪にハ帛衣白練衣を除き
雑色を通用すと喪葬令に見也
九日　詔して十陵四墓を定ら数年の終に荷前の幣を
献らせん乃為なり十陵とは天智天皇山階山陵山城国宇

添郡國忌十二月三日

志貴皇子 天智天皇第七皇子 田原山陵 大和國添上郡 光仁天皇乃父 國忌八月十一日

光仁天皇後田原山陵 同上 國忌十二月廿三日

贈太皇大后高野氏大枝山陵 山城國乙訓郡 桓武天皇母后 國忌十二月廿八日

桓武天皇柏原山陵 山城國紀伊郡 光仁天皇子 國忌三月十七日

贈太皇太后藤原氏長岡山陵 山城國乙訓郡 平城嵯峨二天皇母后 國忌三月十日

崇道天皇八島山陵 大和國添上郡 桓武天皇皇太子 早良太子

太上天皇楊梅山陵 大和國添上郡 平城天皇 國忌七月七日

仁明天皇深草山陵 山城國紀伊郡 國忌三月廿一日

文德天皇田邑山陵 山城國葛野郡 國忌八月廿七日

是以下墓と云

贈太政大臣正一位藤原朝臣鎌足公 多武峯墓 大和國十市郡

後贈太政大臣正一位藤原朝臣冬嗣公 宇治墓 山城國宇治郡

尚侍贈正一位藤原朝臣美都子 冬嗣公室家 次宇治墓 同上

贈正一位源朝臣潔

姫良房公愛宕墓山城國（女彰家 愛宕郡）を云十九日公卿以下侍従以上
を諸山陵墓に分ち遣はして荷前の幣を獻らしむ（諒闇中に
使發遣ありし例證とすへし）卅日大祓大儺常の如し天安三年正月七
朝賀を受玉はず諒闇の故とぞ去とも七耀暦氷様腹赤
魚等は内侍に付て奏れり但節會は停られたれは青馬
をは覧せられず八日元興寺の僧道昌（三論宗）を講師とし
て最勝王經を大極殿に講せしむ音樂をは奉られすと
なり抑大極殿の御齋會と興福寺の維摩會（十月なり）薬師寺
の最勝會（三月なり）を三會と云然興福寺に諸宗の僧を屈請
して學業優長五階を果する者を擧て維摩會の講師となし
さて此僧明年大極殿の講師薬師寺の講師に請せられき三

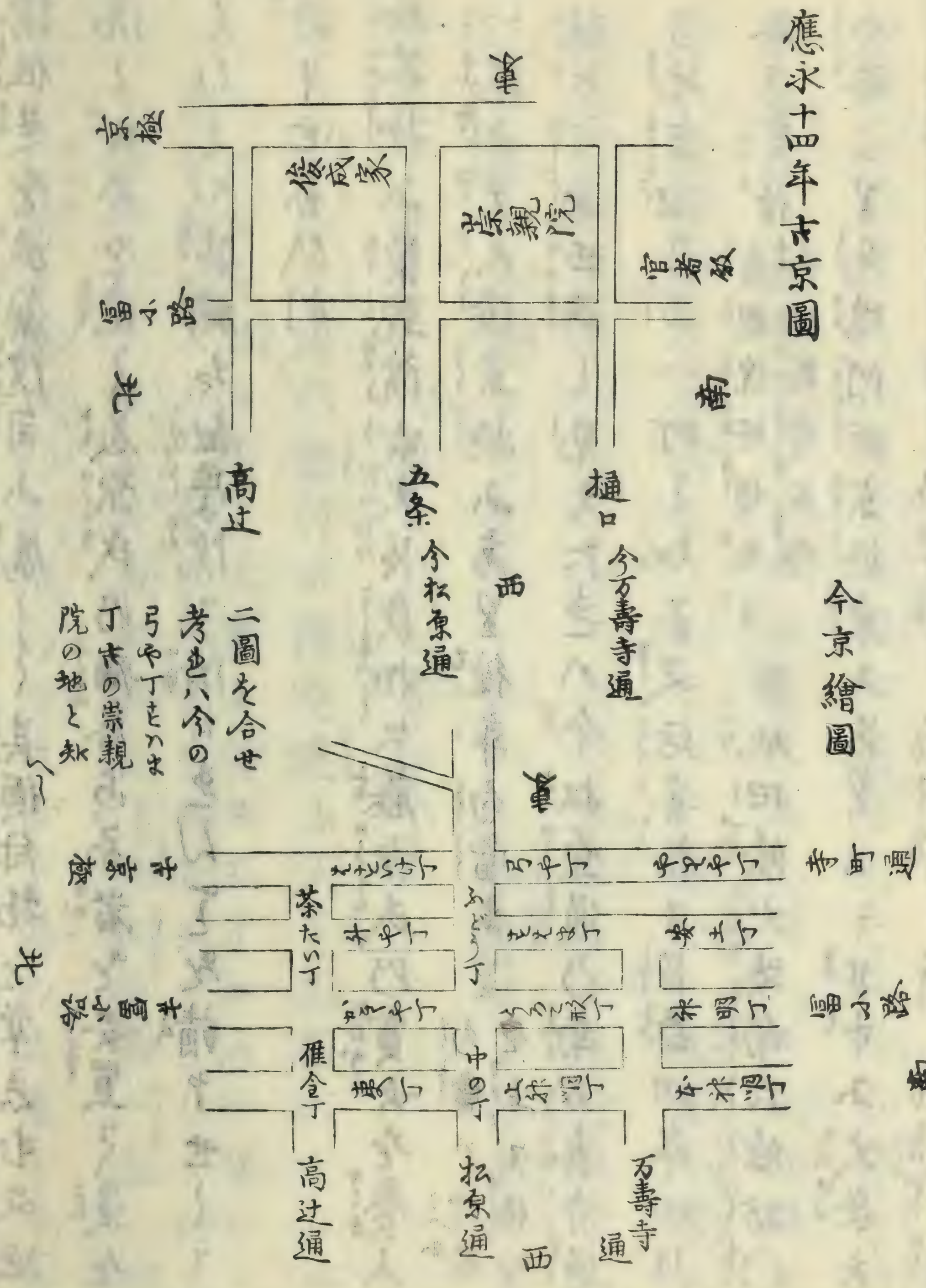
會已講の後次に依て僧綱に任せらるゝ毎しと抄定めらる
年中行事正月八日大極殿御齋會ありて始る年中行
事秘抄に称徳天皇天平神護二年正月八日大極殿に
於て御齋會を初修すと云を以て起処と云り今考に
續日本紀天平神護二年の條に此事を記されたるは
信し難し其後も所見なし然なり此年より斷絶な
く記されたるは是歳より定むへし
廿七日京畿七道の諸神に階を進め玉ふ凡二百六十七社
と抄く
御齋會を始らるゝ三寶に歸依なし玉ふ人も諸神に
階を進め玉ふもて一實の神道を興隆なされしも為と
知る也
たり
二月十一日右大臣藤原朝臣良相公私の第一區を崇
親院と名付て藤氏の支族の居宅なき者を安置しめん

と請但是を施薬院司に属しく其須付物を掌しむ文延命院と云ふを建て藤原氏の病患ある者を安置て是を養せんとて其隷を勧学院に附られんことを請申せしに

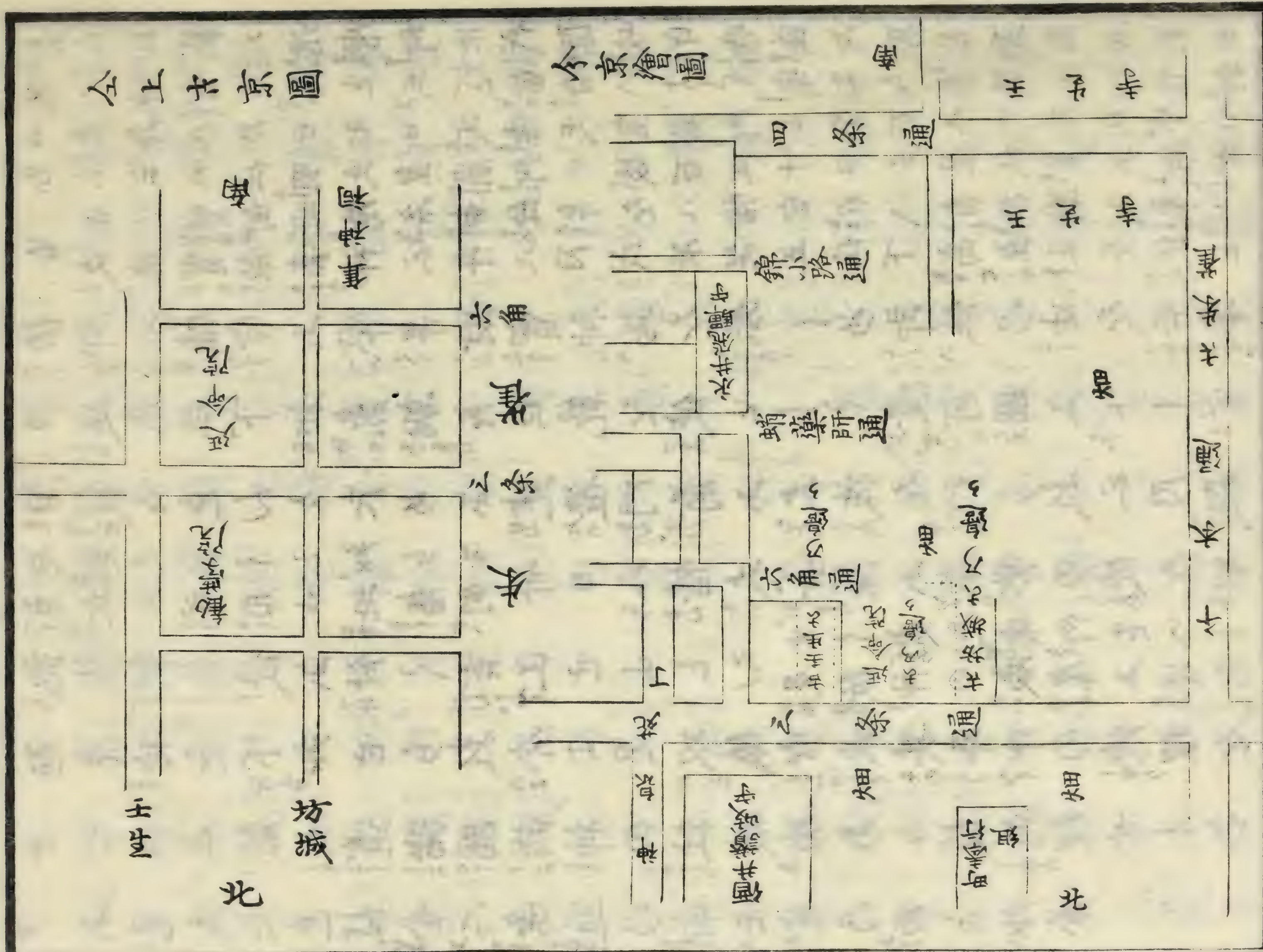
告許させ玉ひぬ

拾芥抄に崇親院右大臣良相公藤原氏の貧女を養ふ一院也東五條京極にあり往年勾當あり（勾當は院務を主る役ぞ）樋口京極西隅と見えたるは今松原通の南万寿寺通の北京極の西一町と知るべし延喜格に昌泰四年正月五日官符（崇親院所領地在二山城國愛宕郡一）件地四條大路南六條坊門小路より北鴨河西京極東にありと云々其中に大泉あり灌漑に宜と見ゆ延命院は勧学院の南と三代實録

崇親院延命院在地圖



應永十四年古京圖
東
京極
崇親院
南
冨小路
北
高辻
五条
樋口
西
今松原通
今万寿寺通
今京繪圖
東
寺町
冨小路
南
中の丁
高辻通
松原通
万寿寺通
西
北



上古京圖
今京繪圖
南
車神祠
延命院
六角
朱雀
三条
坊城
壬生
北
四条通
錦小路通
蛸薬師通
六角通
永井飛騨守
三条通
千本通
酒井讃岐守
町奉行組
壬生寺
畑

に見えたりは今二条通乃南壬生乃西と知る
廿七日五畿七道諸國諸神の社破壊あらば修理せしむ
但こし使を下知せられ今より以後官長其年中の修理を
記し朝集使に付て言上せよと云 是敬神の叡慮に發軫
貞永の式目も此舊制 廿日八幡大菩薩に奉幣の使を明
を追てもしと知らる せし處を瞻仰をへし
日發らせんろために建禮門前に大祓を行はる三月朔
日從四位下和氣朝臣巨範を使として豊前國に下し宇
佐郡八幡宮に幣帛財寶神馬を奉らしめ即位乃由を告奉
る 文德實錄嘉祥三年八月戊辰從五位下高原王を使と
なし寶劒明鏡名香綵帛を八幡宮并ひ香椎廟に奉らし
むと云は仁明天皇崩御の後百五十日なり又爰に云處
は去年八月廿七日文德天皇崩御より百八十二日外ゝ
然は神宮の忌と云ことも當時いまた定まらさりしにや
氣の巨範は清麿卿に代隱岐守時盛乃男と系圖に見ゆ

十九日大僧都傳燈大法師位真雅 大日如来第八世弘法大師乃嫡弟是歳五十

九 表を抗て嘉祥寺に三人乃度者を賜り悉曇の文相を教梵字乃字義を學ばしめ一人には暗に大佛頂の梵字を書せ一人ハ暗に大随求乃梵字を書せ一人にハ暗に悉曇章の梵字を書せ兼て大孔雀明王經佛頂尊勝梵字を讀せ持念の僧となし嘉祥寺乃西院に住せしめ十善の鳳輿を護り九重乃寶城を堅くせんと請ひけるにを請のまゝに許されき

嘉祥寺ハ仁明天皇乃奉為に建立せさせ給ふ處にて堂ハ先朝乃清涼殿なり山城國紀伊郡深草にあり今ハ廢して安樂行院乃東南に嘉祥寺畑乃名を遺せ

四月十五日 詔して天安三年を改めて貞觀元年となす
さる文徳天皇は即位の後十三月諒陰の禮を終て改元あ
り爰にハ即位の後六月にて諒陰の内より行ひ玉ふ
廿八日新錢を鑄さしめ文を饒益神寳と云一を以て舊
乃錢乃十に當新舊ともに雜用しむ
饒益神寳今世より現存せるもの大様大字大様小字普
通乃三種あり重さハ今乃一錢二分六釐に當る 重今の八分三
釐又毛の饒益神寳あるハ鑄錢の承和八年閏九月廿
定を知らさる者の僞造せしなり
九日乃官符に一万一千貫文料銅五萬一千三百卅三
斤五兩一分二銖鉛二萬五千六百六十六斤十兩二分
四銖合七万七千斤を見ゆ當時乃七万七千斤ハ今の
一万三千八百六十貫目ほどなり是を一万一千貫文に除

八一錢二分六釐に當る

五月十日大内記安倍朝臣清行左大臣倉橋麿五代大納言安仁の男と系圖に出及ひ加賀國司等渤海國王の啓牒と信物を奉進る是ハ去二月四日渤海國の使馬孝慎副使周元伯等能登國に着たりしを加賀國に安置て禮を行なひ都の内へ入らせさ樣ハ也

渤海國ハ五代史に本靺鞨と號し高麗の別種なり唐中宗の時渤海郡王に封せられしより遂に渤海と號せし其貴族の姓を大氏と云と見ゆ多賀城碑に靺鞨國界を去三千里とあるにて遠近ハ推量て知へし

六月廿三日勅書を渤海國王より賜ひ文馬孝慎より東絁十

五足綿四百屯今の凡十八貫目也を賜ふとぞ廿又日文章博士乃職分田元凡町を給ひしを今改て六町となさる学士を褒賞の優政と聞ゆ田一町ふ稲五百束乃定めなゝ之千束を給ひとなし里之千束ふへ数今量百凡十又石凡斗六升五合五勺あ為へし凡斗苞三百六十三俵二斗餘なり八月廿一日六十人乃僧を雙丘寺ふ請し五箇日を限り法華經を讀誦しめ文徳天皇周忌乃齋を修せられ皇太后乃御願と挂廿七日御齋會乃参集せし親王公卿五位以上をば式部省點撿し名簿を奏せしとぞ後世廟陵墓参の名簿を録し起ぞ十一月十六日朝堂院乃齋殿ゟ幸して大嘗の祭を奉り給ふ十七日豊樂院乃宴十八日悠紀帳乃宴十九日百官乃宴田舞久米舞吉志舞倭舞五節等さへて例乃如し

朝野群載に石清水護國寺略記を載て云行教（俗姓紀氏）貞觀元年豊前國宇佐宮に參拜し一夏九旬已畢本都に歸んと欲の間七月十五日夜を以て行教が示仰て宜く吾深く汝が修善を感應し近都に移坐て國家を鎮護せんと云々同廿日上京八月廿三日山崎離宮の邊に到る同廿五日夜示宜く移坐應き處は石清水男山と云峯也云々同九月十九日勅使下向實撿點定次に木工權允良基に宣下ありて六宇の寶殿を造しむとあれバ石清水八幡宮ハ貞觀元年に移し奉る事明り也行教ハ武内宿祢十九代紀魚弼の二男なり（清和源氏にて）石清水を尊崇ありしも是の由縁と知れたり

二年二月十日従五位上行大學博士春日朝臣雄継孝經を天皇に授け奉る 十一御寶算 正五位上行大學頭豊階真人安人都講となり正五位下守権左中辨兼行式部少輔大枝朝臣音人正五位下守右中辨藤原朝臣冬緒等席に預かれり五月八日は淳和天皇二十一回の御忌なれは淳和太后正子内親王 西院后と云 今年御歳五十一 文徳天皇の叔母 齋會を修させ給ひ五日を限りて法華經を讀せ玉ふ此由を叡聞ありて皇太后と共に米六百斛 今量五百八十一石八斗六升二合なり此斗八千百五十四俵余 鹽三十二斛 今量三十一斛三升二合六勺に撮なり此米一升に鹽五勺の法と知へし 糉子一千五百枚糒飯四十合笥飯五百合裹飯一萬六千九百六十枚海藻三萬三千三百三十斤 今秤にて千九百九十九貫二百目

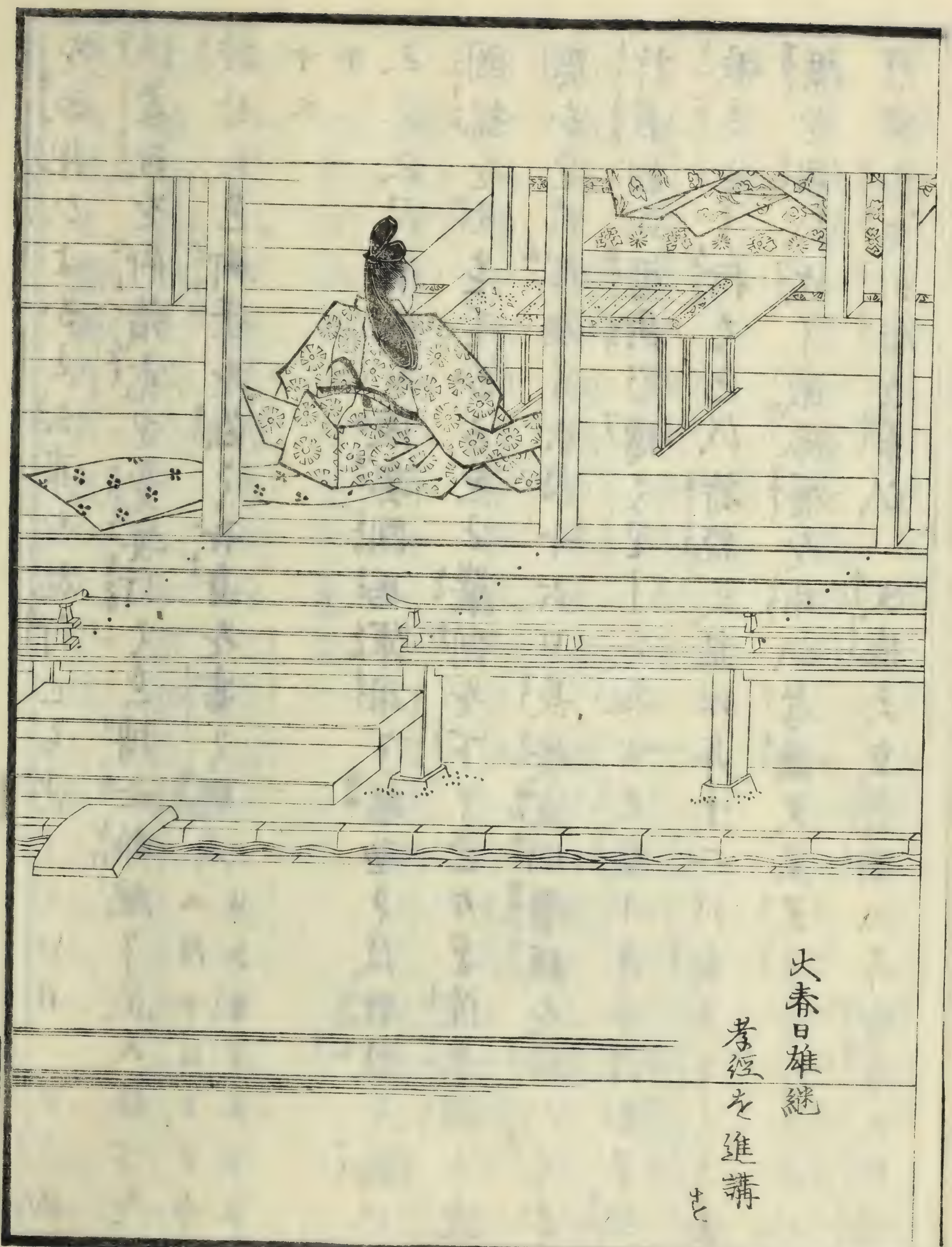
新錢十二萬五千文舊錢百二十五萬文乃准ま喜捨させて齋會
を助修せられき施に逢奉る僧尼優婆塞優婆夷隠居飢
窮乃輩二萬九千六百七十に人とかや一人元米二升餘に當る是後の施
行乃祖付法事など云ふとの起と称へし八月廿七日文德天皇乃國忌を始
て西寺に於て修し玉ふ依て所司廢務之忌なり回乃國十月十
六日開元御註孝經十八章を學官に立て試業に充よ但
學は博を厭ふを以て孔註の講誦乃心ある者あらは是を聴せ
と制を下されたり大寶令に孝經は孔安國鄭玄註とあるを御注乃改めらるゝ為乃制なり
十一月朔旦冬至に當れりとて公卿表を抗て賀し奉る
蓋暦家乃説にて二日冬至なりと定めたりしを菅原是善
大枝音人藤原冬緒春日雄継有宗益門等か議に従ひれ

十月を大とし二日を朔とす更らまし於里十六日詔
去ゝく徒罪以下輕重を論せず皆免除せらる朔旦冬至に
依て也

江家次第に桓武延暦三年十一月戊戌朔行慶賞免田
租云々是本朝朔旦冬至始て國史に見えし其後延暦
廿二年十一月戊寅朔旦冬至弘仁十三年十一月丁巳
朔旦冬至承和八年十一月丁酉朔旦冬至貞觀二年十
一月丁丑朔旦冬至う至也

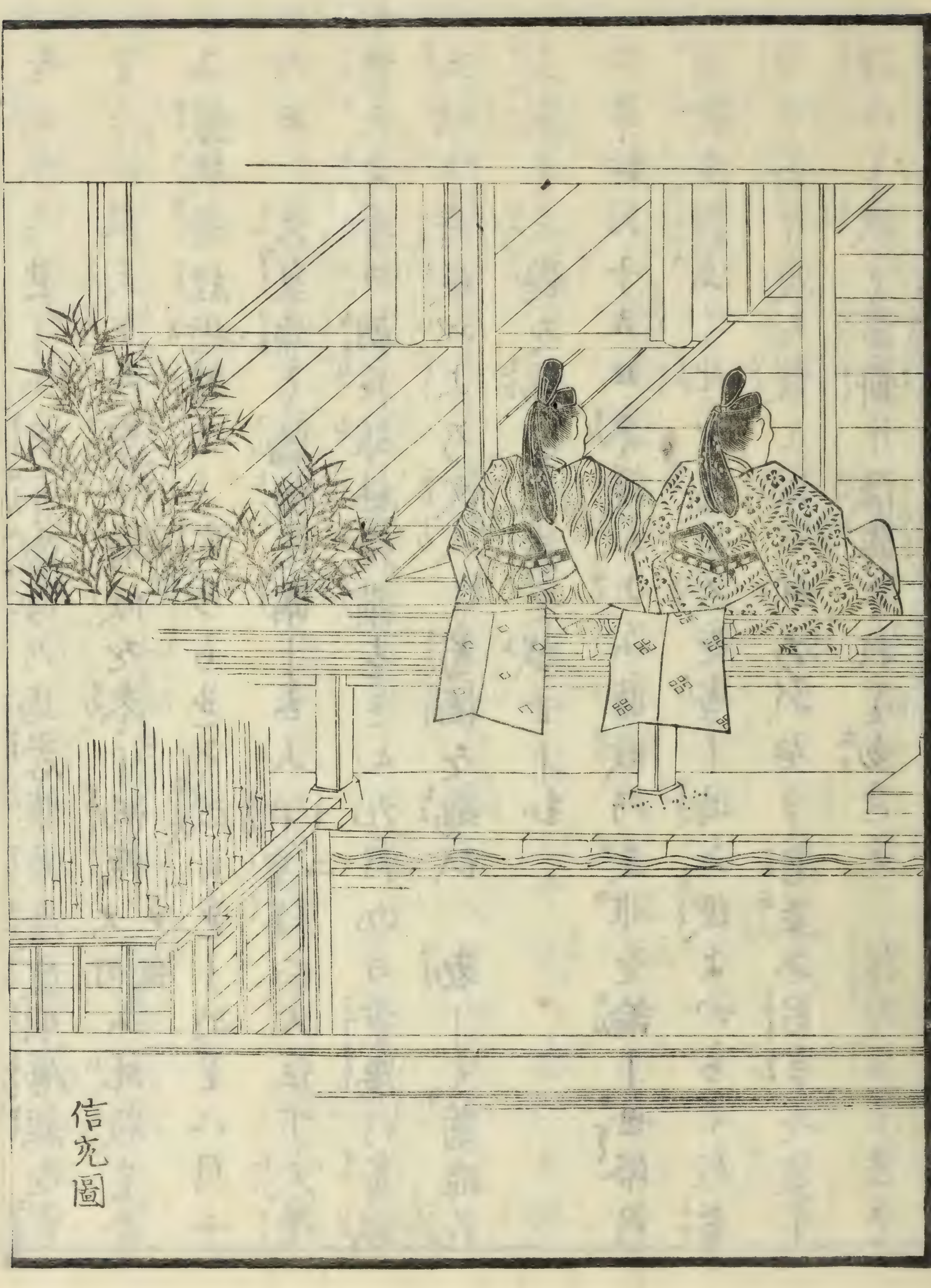
十二月八日新修釋奠式を七道諸國に頒下さる是より先
前播磨國博士正八位上和邇部臣宅継か申請に從て大
學の式と諸國の式及ひ上丁國忌祈年祭に當れハ中丁

を改用ひよると云事を施行せられし廿日　天皇御
注孝經を御讀竟り竟宴行ありし博士雄継に正六位下を
授けられし御筆を染て其身を書て賜ふ　二月十日より今
日に至て三百三
十六
日
三年三月廿六日陸奥國馬軍用に堪たるは牝牡を論ひ
國境を出すことあらずとの嚴制を下されし陸奥國の邊
要なれば成也し六月十六日長慶宣明暦經を頒行ある
抑我國に暦術の傳ありしは推古天皇十年十月なり然
共未世に行れざりし持統天皇四年十二月勅ありて元嘉
暦を用ひ次に儀鳳暦を用ひ孝謙天皇天平寶字七年八
月開元大衍暦を用ひ　文徳天皇齊衡三年寶應五紀暦



大春日雄継
孝經を進講

十七



信充圖

を用ひられし年去年渤海の馬孝慎長慶宣明暦經を貢見しかは天文を察し時候を参し両經大衍文經に比校せしむに宣明暦經術精志と定められて改られし般見八月十六日天皇始て論語を講し玉ふ御寶算十二正五位下大學博士大春日朝臣雄継侍講をとる九月九日重陽の節親王以下侍従以上の文人に菊酒を賜ひ勅して菊暖花未開と云題を賜ふて詩を賦せしむ

仁年四月十五日参議以上に時政の是非を論し世俗の得失を詳にし化を傷り人を害し時に便よからさる者用を節し度を謹み國に利あらん者並に昌言を盡し朕心に沃くへく華飾し隠諱することなかれと詔を下されき

天皇是歳實算十二能孝經論語に通じ叡思濬哲照明の在まる故なり廣詢下問の詔旨を發し忠良の衷情を甲拆せしむ上古の聖主哲王と云共能是に過ることを能さん豈昭帝燕王の上書を辯し明帝河南南陽の田宅を説也しと同日にして云論んや其れ忠仁公外戚の尊貴にして攝錄の重任に居ると云とも子弟をして暴に顯要に立しむることを能さん蓋天皇幼冲に在ますと云共英烈威嚴長君に超拔せる勢ありし故なり

免し

十二月廿七日右大臣良相上表して右大辨南淵朝臣年名山城守紀朝臣今守伊豫守豊前王太宰大貳藤原朝臣

參緒大和守并宗主等ハ參議以上よりあつきまて共當世の樞要良吏の先鳴にしく老成と云治名ある侍人等に意見を上らしむべしと請申に依申のまゝ聽し給ふ
五年二月十日正四位下右大辨兼勘解由長官南淵朝臣年名左大辨に移り（正四位下位田廿四町此稲一萬二千束代米今量五百八十一石八斗六升二合あるべし四斗入千四百五十四俵余に當る代外の食封絶十疋綿十屯布五十端庸布三百六十常を給き）從四位上行左京大夫兼山城守紀朝臣今守大和守に轉任（從四位上位田廿町米今量四百八十四石八斗八升五合なり四斗入千二百十二俵余に當る代外に食封絶八疋綿八屯布四十三端庸布三百常と大和守の職田二町六段の米今量六十三石余及公廨千七百四十五石五斗余なるべし總て四斗入五千七百三十三俵余と云數べし）せしむ天皇人材を舉用ひら數く良なり三月十五日諸國の牧宰私に鷹鷂を

養ことを禁らる蓋貞觀元年八月御鷹乃貢を止らる諸國
司乃鷹を養ひ鳥を逐ことを制せらるゝと云共尚殺生を
好むか故ニ重ねて制し給ふ五月廿日左近衛中將藤原
基經右近衛中將内藏頭藤原常行をして神泉苑ニ於て
御靈會を修せしむ律師慧達金光明經一部般若心經六
巻を講し雅樂寮伶人樂を作し天皇近侍兒童及ひ良
家稚子舞人とかり大唐高麗更出て其能を盡き聞ニ新
羅散樂其藝を陳ねたりは苑乃四門を開き都邑人ニ縦
觀を許されたり

御靈とハ崇道天皇（桓武天皇乃弟早良親王天應元年立太子延暦十四年廢せられ淡路ニ遷さるゝ途ニて水漿を斷て薨同十九年七月崇道天皇と追称さる）伊豫親王（桓武天皇第四皇子）

藤原夫人吉子武智麿乃四男乙麿乃二男右大臣是公乃女なり桓武天皇の妃として伊豫親王を誕り大同二年十一月事に坐せらる母子共に川原寺に幽せらる依て藥を仰て薨逝

橘逸勢 承和九年七月謀反し伊豆國に流さる

文室宮田麿 承和十年十二月謀反等し伊豆國に流さる

をと云並に事に坐して誅せらる寃魂厲を成る故に疫病ありて死亡甚衆と云京畿より外國に及ぶ迄夏より秋にかけて御霊會を修き數ゝとあり今茲春初より咳逆疫流行して

大納言源定卿 正月三日薨

内藏頭藤原興邦 正月五日卒母冬嗣公乃女なり皇太后の從弟に當る

中務大輔清原瀧雄 正月十一日卒

大原内親王 正月十九日薨平城天皇皇女

助教滋善宿禰宗人 正月廿日卒

純子内親王 正月廿一日薨嵯峨天皇皇女

楝氏王 正月廿二日卒桓武天皇皇孫

大納言源弘卿 正月廿五日薨

紀朝臣忠子 同上淳和天皇皇女

近江權守良峯

清風（五日卒）に月十参議刑部卿越前権守正躬王（日卒）五月朔尚蔵
従三位菅野人数（真道卿乃女）五月十九日甍等累に物故し百姓ら
亦多く斃しか故に人情を安からしめんか為に朝廷に
て御祈有しを以て此会を修さしめて宿祷に賽なし
給ふと云
十月廿一日太政大臣良房を内敷に宴して満六十の齢
を賀し玉ふ衣被宝物の贈一色に各六の数に叶ふ殺に
せさせらる特に諸大夫年六十以上の者を杖頭の喚て
酒を飲しめかり相国の家令及ひ家女房等に位を賜ふ
に品あり十一月廿六日中宮（明子）皇太后太政大臣の染殿の
第に大斎会を設て大衆経を講演せしめ三日を限て満

六十を賀せらる公卿大夫陪従する者多し十二月廿日

中宮に廣讌を設て親王以下五位以上を喚衣被を給

ひ歓を極めて満六十乃賀を祝し給ふ

六年正月戊子朔大に雪ふる天皇元服を加へ紫宸殿

に御ましまして親王以下五位以上閤門（長楽永安乃二門）より入殿

庭乃拝賀するを受給ふ百官六位主典以上は春華門乃

南に於て拝賀す（春華門は拾芥抄に左馬陣と云々左廂僻仗門と云建禮門乃東とあり）是よ

り前勧学院藤氏乃児童高四尺五寸以上乃者十三人を

詔ありて加冠せしめらる之を内殿乃喚見給ふ是日太

政大臣良房公摂政を罷らる

天皇是歳實算十五に満給ふ平城天皇十五歳元服乃

故事に沿襲せられしならん但夏殷よりして天子皆十二にして冠す故に文王十二にして冠し十三伯邑考を生り左傳に冠して子を生む禮也と云是なり又成王十五にして冠す周公史に命して祝辭を作る是より志て十五成童國君十五にして子を生しむ以て冠すの義を明にすと云泰始の奏議に起れり皇朝に宗是に準據せられしなるべし

七日皇太后順子を太皇太后に皇大夫人明子卅五を皇太后に上まり給ひ凡人の子たる者悦ある時は必まり親を崇餝るのを聞めさせ詔して太神宮を始諸社の禰宜祝諸寺の僧尼又は五位以上の子孫等に至るまで位階一級を

賜ひ京官の主典以上にハ帛絮を加へ賜ひ又大辟已下の罪軽重となく咸これを赦さしめ諸の老人百歳以上にハ穀五斛（米今量二石八斗二升余）九十以上にハ三斛（今量二石九斗余）八十以上にハ一斛（今量九斗六升九合七勺七撮）を賜ひ孝子順孫義夫節婦をは門閭に表して終身事なからしめ鰥寡孤獨篤疾重病不能自存に物を賜ふ事品あり

漢景帝後三年正月皇太子冠せし民の父の後たる者に爵一級を賜ひ宣帝五鳳元年皇太子正月を以て冠せし丞相以下に帛を賜ひ徒を赦せしと漢書に見えたり是等に依て皇朝にても行はれしなるべし

廿七日従四位下藤原朝臣多美子を冊して女御とし右大

臣良相が女母ハ従五位下大江乙枝女　二月二日　天皇乃琴師従五位下行
越後介高橋朝臣文室麿卒文室麿九歳ニして嵯峨太
上天皇ニ事へて琴を学び其伎日ニ長じて倫及者なし
文徳天皇及び　天皇　光孝天皇本康親王皆徴して琴を
学び玉ふ　天皇萬機乃暇読書を勉琴を学せ　らまく睿思文藻敬聴敬仰し奉るべし　十六
日僧綱乃位階法印大和尚位　僧正階　法眼和上位　僧都階　法橋
上人位　律師階　乃三階を制して凡僧乃満位法師位大法師
位乃三階ニ別たる蓋大僧都真雅の奏状ニ依てなり
是日参議大蔵卿源生及び少納言侍従藤原諸葛を西
寺乃綱所ニ遣して真雅を法印大和尚僧正ニ　元大僧都傳燈
大法師位　明詮を法眼和上位大僧都　元少僧都傳燈大法師位　慧運を法

眼和上位少僧都元律師傳燈大法師位眞紹を法眼和上位權少僧都元律師傳燈大法師位最敎頴曉明哲光善を法橋上人位律師元傳燈大法師位慧叡眞慧正進道昌道詮興照常曉を法橋上人位權律師元傳燈大法師位となし玉ふ人僧正一員大僧都一員少僧都一員權少僧都一員律師四員權律師七員是古乃三階乃濫觴なり

廿五日太政大臣良房公乃東京染殿第に幸ありて櫻花を觀し給ふとて暫一條第に駐蹕らせ玉ひしかは太政大臣扈從乃文武官に肴醴を饗し祿物を庭上に山積して叡覽を經て後群臣に綖賜し終て花亭に幸あり伶人樂を奏し文人文を屬し詩人詩を賦し歡を極てのち射場に御世給ひ　天皇弓矢を執て一發鵠に中玉ふ群臣萬

水雄岡志

一之中

歳を唱へ慶賀聲と哉く響けり親王以下次を以て逓に射と云共宸儀に比まじは見處あらし左京大夫紀朝臣今守山城國愛宕郡の郡司百姓等を率ひ耕田の禮を東垣の外に行ひ農夫の辛苦と稼穡の艱難を敷陳ありて春遊の興を副竊に官師相親ミ執藝事以諌の意を含めり夜に至りて　車駕還宮御ぬ是日太政大臣の家令家女房に位を授物を賜ふこと品あり　此行幸文武兼備の宸遊と称すへし

日律師最教等起請出して申さく僧の受戒は旧月十八日を以て始行あらん事　一 未授度縁の輩は官符を下さまくと云共受戒に預らしめん事　一 受戒終て後僧数を奏聞されし事　一 戒壇院に印を設て戒牒の捺ん事　一 とあり太政官處分

きとらく請のまつらせよ但印ハ東大寺の印を用ひよと
なり　當時諸宗の僧東大寺戒壇院ふ　て受戒せし定なるを見ゆし　四月廿一日諸國御
馬を貢ふ國の遠近ふ依て期ハ亦其行程ふ從ふ遲速あり
を定めら於　八月十七日甲斐穂坂馬廿日武藏小野馬廿　五日武藏立野馬廿八日上野勅旨馬を牽ゑ
き斯定めら　六月廿三日信濃國の牧の御馬を貢期を定
ましなり
む　八月十六日信濃勅旨馬廿三日　信濃望月の馬を牽へしと於里　八月十七日女御從四
位下藤原多美子ふ從三位を授ら於

多美子ハ藤右大臣良相公の女皇太后明子の從妹なり
性安詳ふしく容色美しく婦德を以て稱せられ貞觀
五年選まて宮に入女御となり從四位下を授らる然
ハ天皇の適妃と云へし

廿八日平朝臣寛子を以て女御と以て多美子と共ろ二人
後宮職員令曰妃二
員右四品以上九月に日市籍人乃諸司諸家ふ仕ゑるを
と云ふ合ゝに民乃別を明ふ分せ十一月七日大和國平城
を禁らふせたまえん為と闕也
乃舊京を墾開志く祖を輸さしむ
平城宮も元明天皇乃和銅三年菅原乃宮よ里移さ世
々元正聖武孝謙光仁乃四代を經桓武天皇乃延暦七
年まて七十九年帝王乃都城ふ足しろ山城國長岡ふ遷
さ世し後七十七年荒廢乃地と那里て姦民私竊ふ墾
闢し隠没志て營種さと云共國司怠惰し百姓譎詐し
て數度班田校田乃藉を欺瞞せしふ聖明乃威稜ふ
ふ累年の謳曲を照破ありし玉ふと云共亦是よ里元慶

遜退の蘖を胚胎せしと云へし

七年正月廿又日延暦より仁壽に至るまて六代桓武平城嵯峨淳和仁明文徳の親王に十餘人ろ給を數年料皇典史生の六代なれ各一人輪轉に配給志らく䟽次を愆さまと制ら數

紹運録を考ふるに是時桓武の親王ハ賀陽親王七十二歳仲野親王七十四歳賀樂内親王大井内親王紀伊内親王池上内親王在ます六人平城の親王ハ高岳親王入道親王真如巨勢親王大原内親王在ます三人嵯峨の親王ハ秀良親王十九歳仁業良親王忠良親王正子内親王淳和太皇太后仁子内親王又人ます淳和の親王ハ基貞親王寛子内親王在ます二人仁明の親王ハ宗康親王時康親王光孝天皇人康親王本康親王國康親

王常康親王新子内親王柔子内親王真子内親王平子内親王重子内親王久子内親王高子内親王十三人在して皆当天皇乃叔父叔母也文徳乃親王ハ惟喬親王惟條親王惟彦親王惟恒親王儀子内親王恬子内親王述子内親王濃子内親王勝子内親王禮子内親王揚子内親王晏子内親王慧子内親王珍子内親王十ヶ人在して皆是天皇乃兄弟姉妹也凡二十三人於里主典史生一人を給き教とれ親王乃家人了云又但此親王家人ハ某國主典某國史生と称する乃ミにて國務に管係き然れ共主典史生乃授記を帯ぶべく白丁と一列ならで依て是を揚名乃任と云ふ此事今

諸國乃主典公廨二分乃官於里史生公廨一分乃官於里乃俸を給ふ數を

年あく一二年を隔て是を給し或ハ數年を經て稀に
給し或ハ内親王を着るもあとせしハ皇親を弱めて
宗室の畀さを廢幾まく親事の籌策を知る然るに今
如此制ましハ皇族の繁榮を期せられんとの叡思
に起まは尚書鸞臺の諸臣寒心せしり理なり
二月十日詔して天安二年より以往租税の未納を蠲
除しむ是ハ肥後國阿蘇郡神靈池去年十月三日故無
沸騰て他縣まて衍溢大ま亀筮の兵疫の凶禍あるを咥し
と告に依て鰥寡孤獨不能自存を優賑し災を攘ハ禍を
嫁けられんの為に徳政を施されしとぞ十に日秋氣穿
範を遣して幣を豊前國八幡大菩薩に奉らしむ十七日

参議大枝音人中務大輔忠範王を山階山陵乃参議藤原良縄兵部少輔源直を柏原山陵に　高祖皇乃山陵　権大納言藤原氏宗民部少輔源穎を嵯峨山陵に　曽祖皇の山陵　大納言伴善男散位茂世王を深草山陵に　祖皇の山陵　参議南淵年名侍従利基王を田村山陵に　父皇の山陵　遣して告文を奉られ兵寇乃起らん志く寳祚動なく護玉へ移幸え玉へと申されく於里三月七日　勅して刑部省を定訟乃司と名付られ當時訴訟乃司と名付たりしを判法乃司と稱んと請望ひしは於里廿又日少僧都慧運乃申牒に據て僧乃受戒乃次を定らる
慧運申牒に允得度を許る者には先度縁を與へ次りて入

寺せしむ就中年分度者ハ二箇年を經臨時度者ハ三箇年を經る迄沙彌乃行を練しめ然して後初て受戒を聴き乃毎年に三月以前僧綱諸寺に牒を放ち當年受戒すへき者乃交名を進らしめ綱所に會集して治部玄蕃と共に名藉を勘へ兼て法華最勝威儀乃三部經を試更に本寺東大寺に牒し廿一日悔過せしめに月十五日以前に其受戒乃日を定め傳戒大師十師を東大寺戒壇院に請集し教法に依て十三難并に十遮を問然して後登壇受戒せしむ即受戒畢て後戒壇院に安置し教授師を差て百日乃間比丘二百五十戒三千威儀を修學せしめ誓て國家を護り或て各本寺に存し

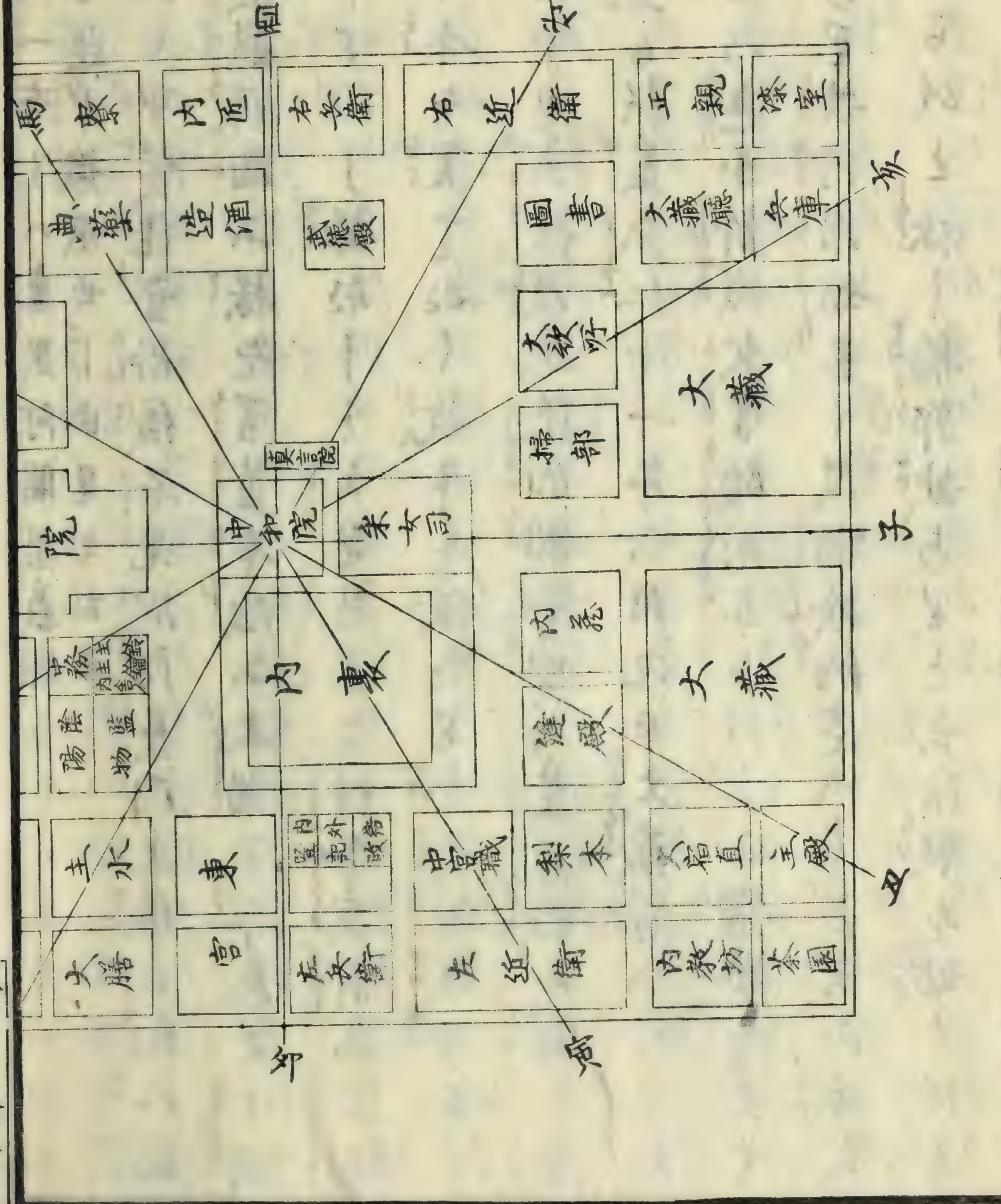
請て師に依止して細に律相を學び同じく誓護らしむ其年二十ゟ満さ若ハ七十以上并に國家不敬の人債負の人黄門奴婢の人是戒器に非ず故に佛受戒を聽さず頃年唯舊例を忘却して私のみの非兼て復佛教ゟ違背し或ハ戒日に臨て纔に官符を下し新に頭髮を剃初て袈裟を着冠幘の痕頭額猶存し或ハ十五以下年少の人空しく名を貪の外謀ありて曽道を慕ふの中誠なし皆是游祢の行を練て況や懺悔の事に於てをや加以結番の場上下を競て鬪亂し登壇の次先後を争て拏攫し遂に則有司を罵詈し十師を陵轢し濫悪の甚き勝て計へからず是表無表の戒を受得と名

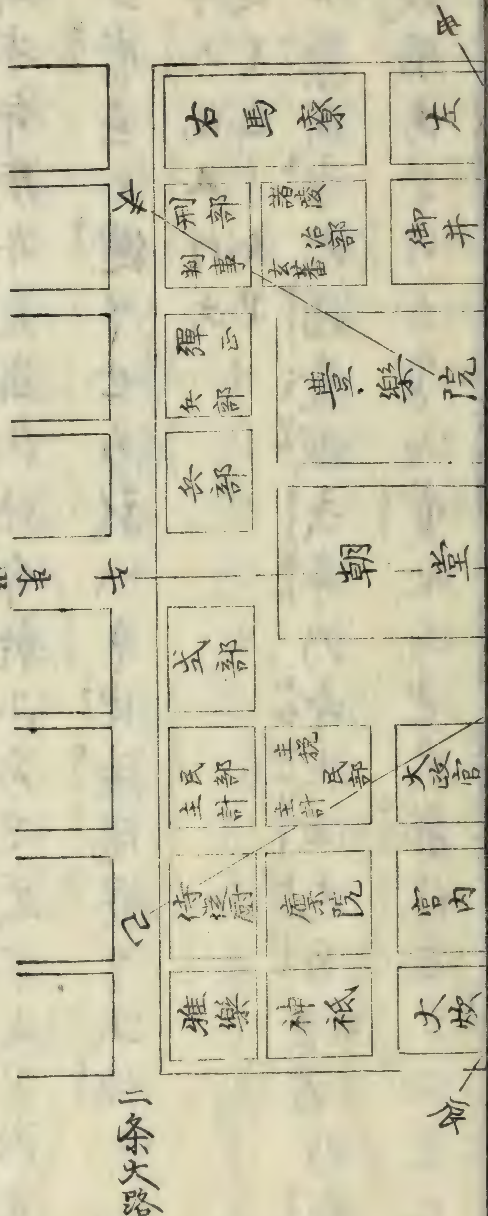
付く受戒と云三師七證乃前に於て慇懃至誠よ礼を求め戒を乞乃下非を防き悪を止む乃功能を發得き為を名付く表戒と云羯磨ハ翻譯名義集に羯磨ハ是に作法と譯き乃下非色非心成佛殊勝乃功能を發得き是を名付く无表戒と云既に至誠礼敬乃心なし安表戒を得ん表戒未得何无表戒を得ん表戒无表戒を得以何得戒と名付ん登壇已後律相を学ずして故に持犯を知き持犯を知き故に安居を修せ以何そ比丘と称せんや望請總く舊例に據兼く佛教乃遵ん然ハ緇徒感激まく濫悪自止戒壇清淨に佛法興隆せは國上乃豊楽期せ以まく末内外乃災障攘をしく去と云也 慧運ハ檜尾僧都實慧乃弟子と真言血脉に

見ゆ又一本にハ恵果阿闍梨義操
義真恵運と相承せし由見えたり
五月十六日甲斐能登丹後石見周防長門土佐日向八國
に介を置飛騨國に掾を置蓋今條に上國の介あり中國
乃介なし下國乃掾なしと云り然ろに件等國前に上國
と為しも介を置ことなく數年を經たり今是を改正なし
玉ふ六月十日京畿及び近江國賣買乃輩悪銭を擇び棄
ることを禁らる蓋弘仁十一年六月九日大藏省へ乃下知
に鑄錢司乃進る新錢文字頗明ならずと也體勢を失え
ど小疵あり共行用妨なくは猶撿納をへしと云に依ば
文字全からずと稱し輪郭缺ありと云沽販を妨く族まで
有ましき事也とて路頭に牓し衆庶に示されし也

路頭の牓

内裏東宮方位圖


右近衛
右兵衛
内匠
造酒
武徳殿
圖書
正親
大藏
掃部
真言院
中和院
采女司
内裏
縫殿
中宮職
左近衛
左兵衛
東
宮
主水
大膳
陰陽
監物
中務
院
内教坊
茶園
主殿
子



此圖延喜前の經營位置に係ると云依て爰に錄出ス
東宮 内裏の辰巳に當るか故に 内裏ハ 東宮の
戌亥に當ると知べし 南北四百六十丈 今七百六十六間四尺なり
東西三百八十四丈 今六百四十間なり 總坪數四十九万六百六十
六歩餘

をえらまて選錢乃事を禁十二日京畿七道乃諸人御靈
せらるゝよし爰に濫觴を
會を修することは中にて私に徒衆を聚め馬を走せ（神事乃走馬なり）
騎射（神事乃流鏑馬なり）をなすことを禁らる但小兒乃聚戲は制乃限
にあらずとなり八月廿一日太政官乃曹司廳に遷御
天安二年八月廿九日より斯日まで八年乃間東宮に
御せしに是歳十一月内裏に遷御らるゝことゝ也俗
天皇御本命庚午是歳御絶命乾にあり東宮より内裏
は乾に當れば避させらるべき由陰陽寮中に依てえ
（御本命乃説五行大義に従へせしなり）
九月五日藥師寺乃僧壹演去年乃冬太政大臣良房乃病
を祈て效驗ありけることを賞せられて權僧正に任せら

に（壹演僧正ハ弘法大師乃弟子真如親王乃弟子なり）九日太政官に群臣を宴し文人を喚て韻を探詩を賦せしめ禄を賜ふ内教坊女楽を奏すること常乃如し十月廿七日百僧を内裏に延て三日を限り大般若経を転読せしむ豫鎮乃為なりとぞ廿八日権僧正壹演に勅書を賜ひ去廿又日職を罷んことを請申せし表を収らる以十一月四日伊勢太神宮并に明神十一社に使者を遣して幣を奉り内裏還御乃由を告らせらる後仁寿殿に御せ玉ふ此後三日諸衛警固し諸司宜陽門外乃廊下に侍宿す十二月十九日内裏に於て終て仏名懺悔を修せらる

八年正月十四日勅して女御従三位藤原朝臣多美子

に毎年二分官一人主典一分官一人史生を給せられ廿一日仁寿殿の内宴ありて近臣の詩を賦せ楽を奏せしめ禄を賜ふ廿三日諸司諸院諸家諸所の焼尾荒鎮並に人を責て飲を求め臨時に群飲し被除に被物を責ることを禁らる諸人新に官職を拝し又ハ進仕に就ときハ相追訪ありて宴集をなして焼尾荒鎮と云蓋天平宝字二年二月廿日の勅書に厳禁を立られ供祭と療患の外に酒を飲ことを得さし朋友僚属内外の親戚暇景あるときに相訪問せんハ先官司に申して然後に集ことを聴れん若犯こと有ハ五位以上は一年の封禄を停め六位以下ハ見任を解却し其外ハ杖八十せよとおほしに百余年の久しきを経て

有司解體し棄て行れさりしを糺弾させて古に復せし
め集者を十人に過ぎるを聴されしと於り亦酒を飲て過差
まく闘争せは親王以下又位以上に食封禄を奪へしとそ
制られしは二月十六日左右京乃米價を定られ白米一
升に十文黒米一升三十文となりし穀價騰踊乃故なり
是頃乃一升八今乃京升九合六勺九撮七抄七に當る
に十文なるも長年大寶なるは銅銭又千月になるへし
銀に兌せは一錢六分八釐 今純銀一匁六分八釐ハ通 用錢に百七十二文許に當
る許に相當る即是今量一升通用錢に百八十六文許
り
乃法價なり三斗五升苞一俵十六貫又百十文に當る
まなもち百俵三百五十に両金乃法法え
是時歳饑て穀價騰貴白米一斛七貫二百文黒米に貫

百文に及ひしか故と称一斛七貫二百文なれハ一升
ハ七十二文なり今の法法に
く八百に十九文許に當る百
文に一合一勺に撮の法價也
廿一日左中辨正五位下丹墀真人貞峯の姓を多治真人
と改らる蓋天平六年遣唐使中納言多治比真人廣成入
唐の日丹墀と改し後百三十餘年入唐の新文を賞しく
所生の舊字を訛て真理を失ふか故と称り但多治比に
くハ文類もしとく二字になさむしと称多治真人の祖
生産の夕多治比の花湯沐釜の中へ飛浮ひ来れハ依て多
治比古王と名付しとそ然るを丹墀と改てハ花の名の
縁を失へ貞峯ハ廣成の曽孫なり三月朔日真言宗の僧を
へハえ
以て東寺の三綱に任し階業を經し者を以て西寺の三
綱と為へしと定らる二日沙弥深寂の姓貞朝臣名ハ登

と賜ひ正六位上より叙し右京一条一坊に貫を深寂實ハ
仁明天皇の皇子文徳天皇の弟にて母ハ更衣三國氏也
兼秋の初源朝臣の姓を賜しに其母過失ありて属籍を
削らせ仍て出家入道を嘉祥の末優務おわしめさせて
時服の料を給ひ聖躬不豫の間掌藥に侍はせとも出家
たまう故に登遐の時も處分に豫さりしか善縁遂を再
俗塵に落髪らは本姓に復を免しと云共嵯峨の遺旨
に母過失ありしハ其子源氏たるを得されと云に依て貞
氏と成玉ふ又廿三日右大臣良相の西京第に行幸ありし
て櫻花を賞し百花亭に文人を喚て詩を賦せしめ四位四人
五位八人六位廿八射庭に御らせ射玉ひ中鵠者に布を
人合四十人と云

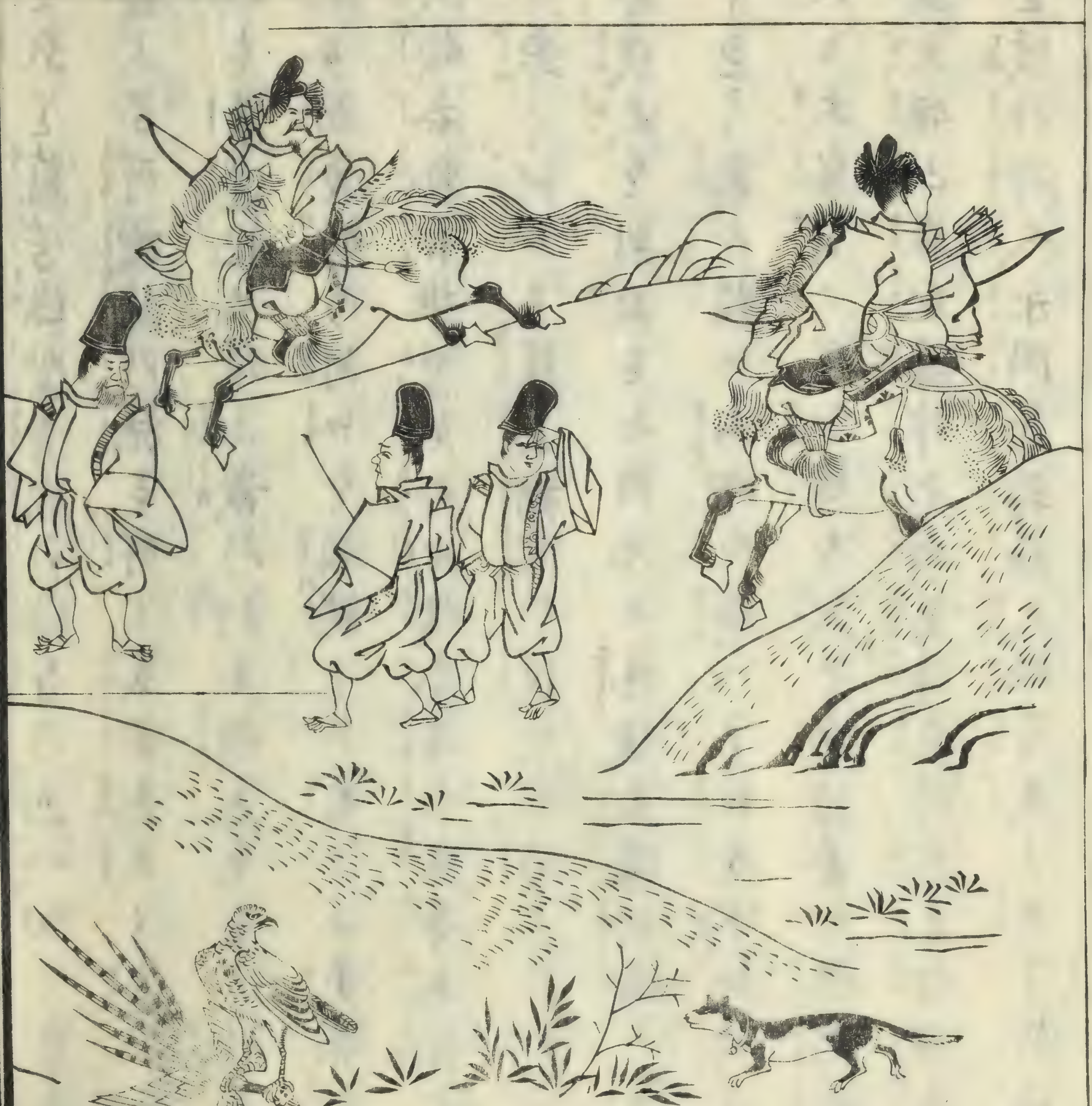
賜ふ伶官樂を奏し歡宴日を竟扈従乃百官ふ禄を賜ひ位を陞る事差あり古京圖ふ右京坊城乃西三条坊門乃南一町を良相公百花亭舊跡と注せり今御池通乃南千本通乃西乃田圃の中あるへし閏三月朔日太政大臣良房東京染殿乃第ふ行幸ありて櫻花を觀たまひ釣殿ふ出て釣魚射殿ふ出て弓矢を御せ玉ひ能文者ふ落花無數乃雪と云題を賜ひて詩を賦せしめ伶人樂行を奏し農夫田婦乃雜樂以下終日樂飲群臣醉宴竟て禄を賜ひ且京城乃貧窮者ふ新錢五萬文舊錢五十萬文ふ當る今乃通用錢五千九百貫文許なり小判金九百兩餘なり飯二千五百斛を給京ふ近き四十三箇寺ふ於て金剛般若經般若心經を轉讀せしめ日暮て還幸なる十日應天門火あり棲鳳翔鸞乃兩樓ふ及へり廿九日

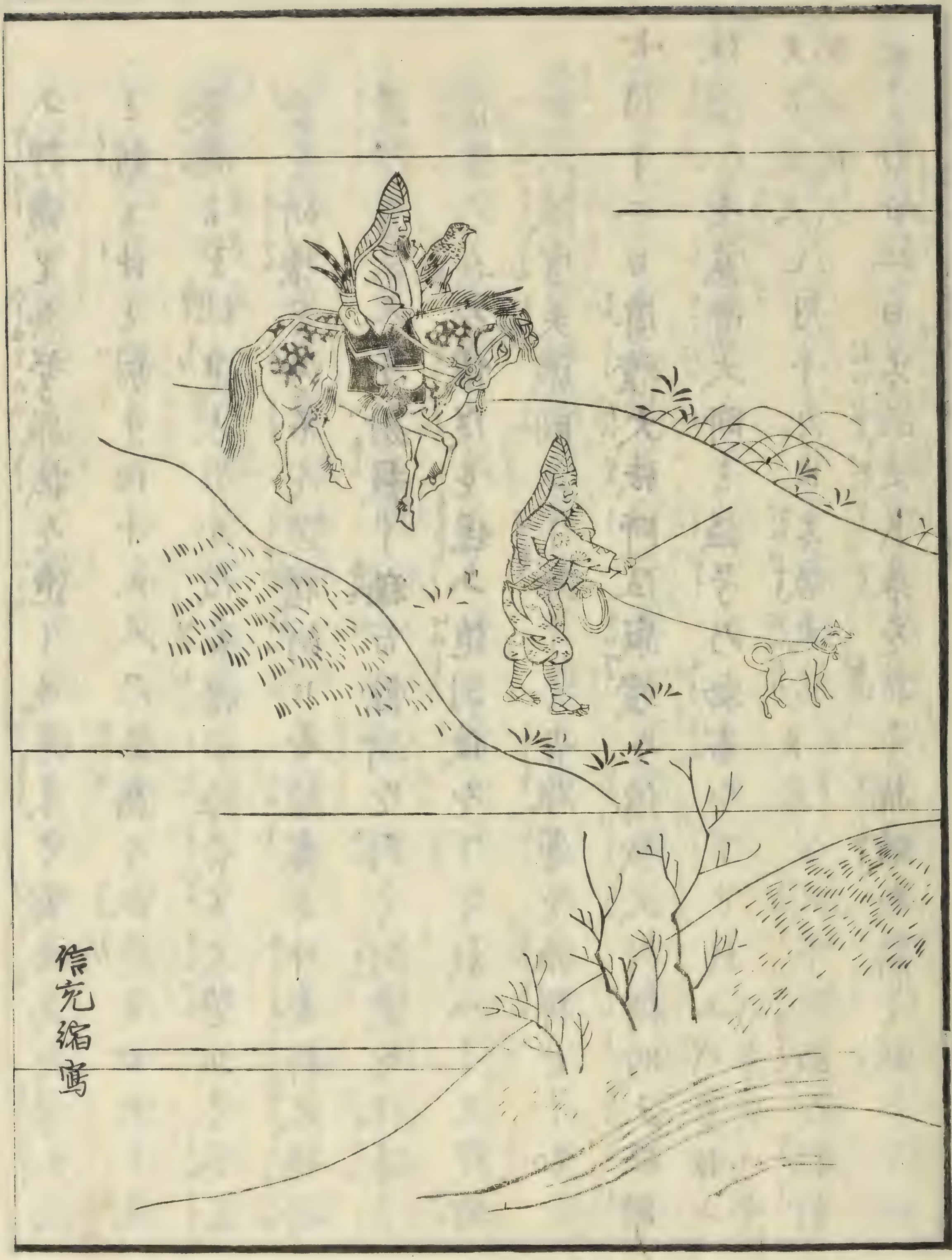
内供奉十禪師傳燈大法師位圓珍（五十三歳智證大師去也赤里）ふ真言
止觀乃両宗教を弘傳まむ
圓珍奏言ふ祖師十禪師傳燈大法師位最澄父師十禪
師傳燈大法師位義真延暦年中 勅を奉して入唐請
益し歸朝乃日並ニ 勅印公驗を賜ふ之を蒙る父師
兄前入唐天台宗請益十禪師傳燈大法師位圓仁（慈覺大師）
復命の時上奏し春秋二季ふ永く灌頂を修し兼て金
剛悉地乃經業年分乃度者を加へ皆永代不朽乃驗た
り圓珍謹を奉して入唐し真言天台両宗乃教文を
傳得て以て先師乃遺跡ふ添て 皇王乃至化を翼奉
せん伏乞ふ例ふ准し牒身公驗を賜まり兼て所由を下

知し力に随ひ流傳し國家を擁護し群生を利益し先
師の恩に酬ん謹て求法の来由を具し伏て天裁
を聴とありけり家に依て行り但此時天台座主ハ金輪
院安恵和尚六十二歳なり
六月四日僧の飲酒并に出家人の生産を理るを禁給
ふ廿一日延暦寺に四條禁式を立らる其一ハ灌頂を修
する日職掌の僧の闕怠其二ハ舎利會に供する職掌の
僧の闕怠其三ハ寺家の馬を養ふ事或ハ人妄に乗馬を
養て佛壟を踏汚し庭苑を食損を自今以後更に然志む
る事を莫（是寺家の下馬を立る本縁なり）れ若濫犯者あらバ一度ハ教諭て
返し再犯さバ其馬を没し寮家に送出其四ハ山僧義

服を着されと蘇芳深紫青赤白橡等の色一切に禁断せ
親族の與人に所擅越の施し所と云共先式に違ひ山家
の風を損し并違犯せば山衆の列に預るべしとなり
是頃尾張國廣野の河口を掘開との有しに美濃國各
務郡大領各務吉雄厚見郡大領各務吉宗等兵衆七百
餘騎を率て河口に至り龍末掘開の役を奉行しけるに郡司を
敺傷け役吏を射殺し七月九日尾張美濃両國へ官符
を下されて乱を靖め土功を畢へし由を下知せられ
同十八日太宰府より馳驛を立て申けるは肥前國基
肄郡擬大領山春永藤津郡領葛津貞津高来郡擬大領
太刀主彼杵郡人永岡等新羅人珎賓長と共に新羅國

古土佐野行幸圖中を鈔畧しく鷹狩の古躰を證と




信充縮寫

尒押渡里兵弩器械を造らしめ還來て對馬島を撃取んと謀る由を射手廿又人乃名簿を注進せ廿六日尾張國より注進去けるは各務吉雄吉宗大勢にて寄來倉を斫壊里沙尒を運積河にを埋塞き中島郡人磯部逆麿等三人を射殺し猶百餘騎を引て河邊を往還し随逆乃兵を催促せ速尒追討使を下さるへしと云即日太政官美濃國尒下知して吉雄等を推彈せしむ

七月十二日傳燈大法師位寂澄を傳教大師傳燈大法師位圓仁を慈覺大師と謚号乃勅書を下さる 三代實録尒 此事使以今 天台座主八月十九日太政大臣良房公天下乃政を攝行記尒從ふ せしむ廿二日太政大臣表を抗て攝政を辭せと然るに延

者災異荐臻り内外騒動あれを以て理且公乃助て依と
あまく免され以廿二日太政大臣まて表を抗て攝政を
辭以と云共肯せられ以
九月廿二日大納言伴善男右衛門佐伴中庸同謀者紀
豊城伴秋實伴清縄等五人應天門を焼て坐せられ斬
不當ると云共詔ありて死一等を降し並ふ是を遠流
に處す善男ハ伊豆國（京を去七百七十里）中庸ハ隠岐國（京を去九百十
里）豊城ハ安房國（京を去一千一百九十里）秋實ハ壹岐島清縄ハ佐
渡國（京を去一千三百廿五里）縁坐せらるゝ配流に處せらるゝ者
八人肥後守紀夏井ハ土佐國下野守伴河男ハ能登國
上総権少掾伴夏影ハ越後國伴冬満ハ常陸國紀春道

上総國伴高吉ハ下総國紀武城ハ日向國伴春範ハ薩摩國と遠流せらる善男ハ左京の人ふて從五位下左少辨継人の孫なり父ハ國道と云延暦四年継人大伴竹良と共ニ中納言藤原種継卿を射殺しけるふ依て継人ハ獄中ニて死し國道ハ佐渡國ふ流されけり然るふ國道聡敏ふして頗る才ありしかば國宰優愛かりて同廿四年赦ニ會て都ニ入次第ふ昇進留滞なく從四位上の參議ふなされたり善男弱冠の時より仁明天皇ふ侍奉承和八年大内記ニ為り同十年式部大丞ニて從五位下去て後累ふ超越て正三位ニ叙し大納言ふ陞り太皇太后宮大夫を兼たり躬顕要ふ任し禄等

倫に過ぐ正三位食封百三十戸位田四十町大納言食封八百戸職田廿町あり此稲都合六万七千二百
束此米今量三千二百六十八石四斗二升餘あるへし
四斗入八千百四十六俵余に當る其他にト分乃入及
び季乃禄猶饗を知る人を臨て己を立んか為に官
あるへし
闕を燬八虐乃罪を犯さ天眼を隠掩と謀りなし其従
者生江恒山か左京人備中権史生大初位下大宅首鷹
取乃女子を殺せしより發覺して八月三日鷹取か告る
也四日鷹取を禁て左検非違使乃下して七日參議南淵
年名參議藤原良縄勘解由使局に於て伴善男を鞫問
せられ也廿九日伴中庸を左衛門府に禁め文生江恒山
を拷訊し卅日恒山と謀を同去たりし伴清縄を拷訊
せしかは其事状明白になりて如斯行れ也しか乎但

善男の斬罪を赦玉ふには仁明天皇の功臣と云且
毎年に八講會を深草山陵に設たまひし事を勞と為ま
ふ也とぞ

十一月十七日皇太后東宮よ里遷て常寧殿ゟ御ま是日
能登國惰伯耆出雲石見隱岐長門太宰等の國府に差所
の健児統領選子等苟人流に預の之ふしく曾才罷なし
徒ゟ爪牙の備と称その里蟷螂のたゝ爲ま國司等勤く
試練を加精兵に色と云ことも無ま之あな勅書を下さる

武備

に怠惰せし邊要の國司を提擧せらま萬世無疆の武威
防禦を開闢なさまし勅書を辞たく此御啇の武藝の淵
源を深思十八日二品式部卿忠良親王に鷹二聯鷂二聯
まへし
左大臣源信ゟ鷹二聯鷂二聯を養ふことを聽さる廿九日

二品仲野親王に鷹三聯鶏一聯中納言源融に鷹三聯鶏二聯内膳正連枝王に鷹二聯丹波権守坂上貞守に鷹一聯近江権大掾安倍三寅に鷹三聯を養ふことを聴さる貞観元年御鷹の貢を停られしは摂政良房公の意にして唐太宗即位の初舊苑中の龍鷹悉く聯を断て去に任られたる先蹤を追れたるなるらん是歳 天皇寶算十七文武を講習し國威を顕耀せんとの 叡思にて親政の今此事を聴されし邀れ仁徳の百舌野遊くれ延暦の交野天長の北野承和の芹川箕津野の古事を追れんと為へし忠良親王此年に十八歳信公此年五十七歳融卿此年に十八歳共に 仁明天皇の弟なり

天皇乃従祖叔父に當る仲野親王ハ　桓武天皇乃十
二子此年七十有歳家室乃長者たり
十二月廿七日従五位下藤原高子を納て女御とし
高子ハ中納言長良卿乃二女染殿后乃従弟女なり此
年廿有歳伊勢物語に昔男ありけり懸想しけるに女乃
許に鹿尾藻と云者を遣とて
思あらは葎乃宿に寝もしなん引敷物にハ袖をしつゝも
二条后乃未帝に仕奉給はて庶人にて御座乃時
乃事なりと云は此高子乃事なり昔男と云は在原業
平朝臣を指して業平朝臣此年四十二歳右馬頭にて
従四位下大里信充謹て三代實録を讀に　天皇親政

乃初陵遅乃弊風を糺し姑息乃流俗を革らむ大寶乃
舊觀に復し延暦乃聖蹟に沿せんことを准し成し
得に太政大臣良房公右大臣良相公左近衛大將藤原氏宗
等上表して所帶を解んことを請ふ必深意あるべし實
録乃撰者忌諱に觸るか故に刪削して實を諦かにせ
を遺恨と云無し高子もて失行乃婦人至尊に親近せん
き徳操有にあらん然るに是を議するに及ばん却て
其兄基經を三位に陞せ中納言に進む斯人是を階し
く遂に霍光乃權を擅にし王室初て微に帝德殆蝕に
幾く萬機藤氏に歸す然と云共六孫王坂東兵士勾當
を領せし後裔孫累代其職を襲武徳を服して宿衛し

鎮守し以て紫微乃警衛に供奉し三百年にして初て
大に元慶四年庚子　天皇崩御より鎌倉右幕下乃義
兵を揚し治承四年庚子に至て五庚子三百年
七百廿年にして皇威六合に普く徳風四海に加はり
元慶四年庚子より慶長五年庚子に至て泰年乃洪基
十二庚子を經て七百二十一年におよふ
を闢し玉ふ蓋聖神明通乃餘烈に頼て然るにや惶恐惶
怖に堪ず

九年二月廿七日左右近衛左右兵衛を仁壽に分遣し左
右馬寮未調乃御馬を賜て騎て京内を夜行せしむ頃日
内外倹之に依て人庶飢乃阻え盗賊群起し人を掠奪し
屋を窺ひ火を行ふ故なり三月十二日皇太后を常寧
殿乃曲宴し旦より暮に及人まて觴を奉り壽を稱し宮

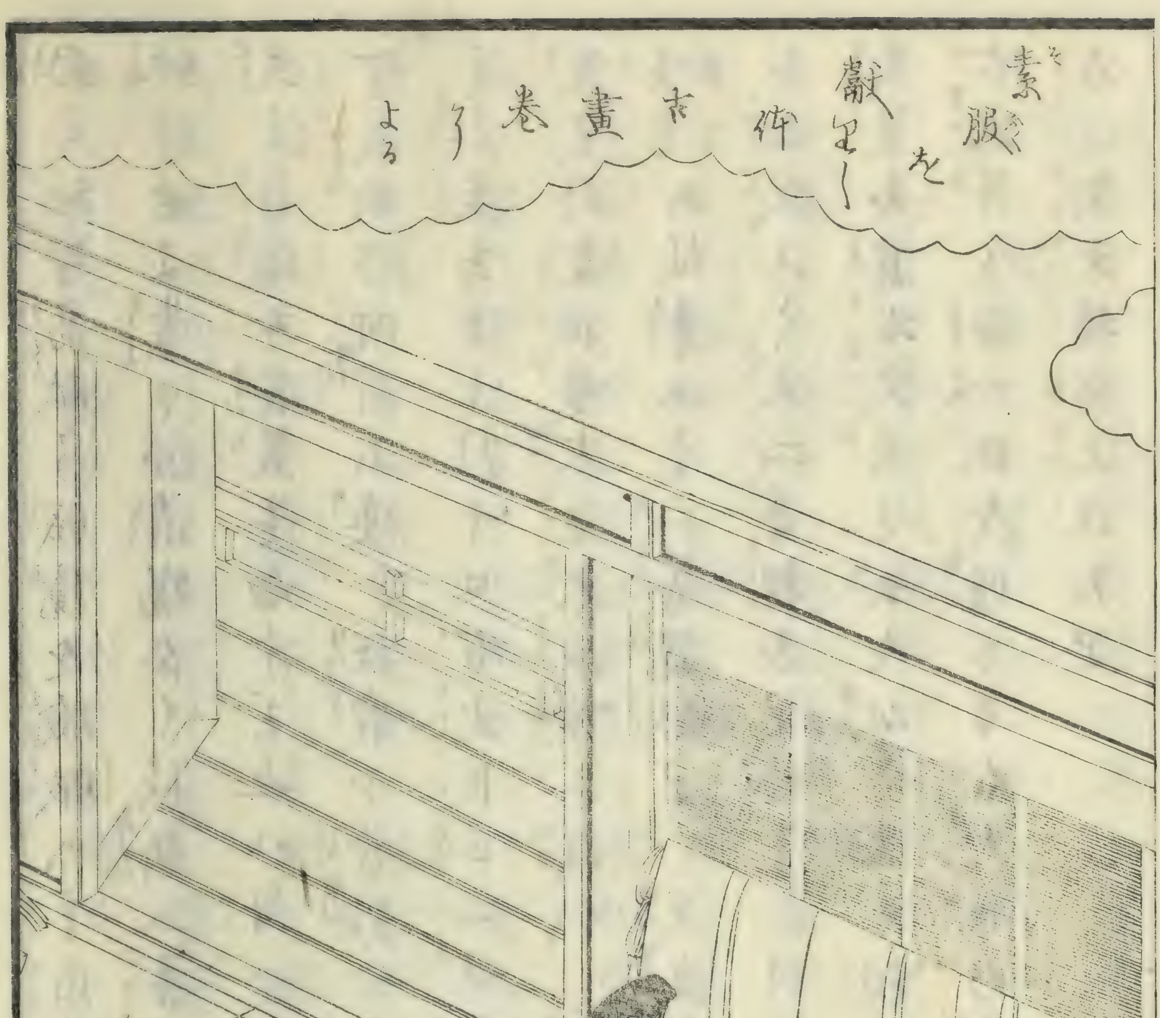
傔丈より始て舎人に至まで饗禄を賜ふこと差あり是
日女御従三位藤原多美子に正三位を賜ふ仁月廿二日
常平倉の官米を糶す米一升の直新錢八文となり是
京内外飢饉して穀價騰躍せしゆゑに米一斛の直新錢
一千四百に及ぶが故となり一升の直新錢十四文なり舊錢百仁十文に準以貞觀
八年二月一升七十二文の一倍なるハ
今時の法價にて百文に五百余なり
常平倉ハ漢の宣帝の時大司農丞耿壽昌の請に依て
邊郡に倉を築しめ穀賤時ハ其價を増て糴以て農を
利し穀貴時ハ價を減して糶せ常平倉と名付られし
を始とし以 宣帝五鳳四年の元ハ日本崇神天皇仁十仁
年丁卯に當る貞觀九年まで九百廿一年え
天皇睿慮治國平天下に急にまし〳〵て具書を讀ことを

好ませ玉ふる故に異國の事までも民の便よきは采
用ひられし事多し
五月十日穀價貴く東西京飢饉甚しきに依て勅書を下
され錢を用ひ錢の通輕便を取有無利を均し彼是宜を
得者なり如聞く諸國の吏民貯畜あり京畿の士庶資用
乏し既に利を均しき錢の義に乖き宜を得るの方に違へり
嚴制を下されて更に然るに是を得るなくて所有の錢盡皆官
に納め價もて正税を以て賜ふへし（正税を錢に替て納になり今の金納の初と聞ゆ）
京に送る功ハ庸正税を用ひよ如藏して進らず他の為
に告らるゝことあらは違勅の罪を科せて其畜錢を五分
に一分は告者に給ひ四分もて官に沒せよ但伊賀近江

若狭丹波紀伊等の國は禁の限りあらしと延暦十七年
九月廿三日の格嚴重なりしに而今富豪の輩格の旨を
慎まず猶貯畜を競ひ富強の名を奮ひ通用の理なく鑄
作の費を増よろしく伊賀伊勢志摩近江美濃若狭越前
丹波丹後但馬山陽南海太宰の國府等迄に所有の錢先
格に依く是を行へ隱藏して進まずは科罪に從前の如く
なせ唯告言の三分の一を給ふ勅到の後三十日の内
に鏹數を勘録して專擅の言上せよ捜勘期に違ふ以て
特に褒擢を加へん若し勅に違ひて曾て寛宥せじ又伊
賀近江若狭丹波紀伊等の五箇國は貯蓄を禁して資用
を聽せと形し

延暦十七年より貞観九年に至て七十年許り其際白
然りと弛怠せしをて関白然らば忠仁公良房の攝政た
る是等の事をば撿察せられさりしにや今の勅書
に對して執事の諸公御戦慄せ給ふを得ん
廿六日八幡に天王像又鋪を造しめ伯耆出雲石見隠岐
長門五國の下し國分寺及ひ部内練行精進の僧にを
請し像の前に當て最勝王経に天王護國品に依て晝は
經巻を轉し夜は神呪を誦し春秋二時別の一七日清淨
堅固の法に依て薫修せしめさせを國司の下知せられ數蓋
彼國地西極の在て新羅の近し警備の謀他國の異なる
画し尊像の歸命して賊心を調伏し災變を消却せへし

仍て地勢高敞なる賊境を瞼瞰へて道場を點擇て勤誠に
修法せよ素よりな道場なくは新に善地を擇て仁祠を建
立し尊像を安置ましましと也八月十二日明経博士等を
紫宸殿の御前に喚て経義を質難せしめ畢て禄を賜ふ
こと各差あり十月十日右大臣正二位藤原朝臣良相薨
天皇の皇祖母太皇太后順子及ひ天皇外祖父太相國
良房公には弟にて二等親なり
右叔父には又二等親なり共に三月の服を着へき也
天皇は其右大臣と云を以て事を視されさる三日 儀制令に出
右大臣に正一位を贈らる右大臣の長子常行是時参議
右近衛大将従三位たり


素服を
古畫巻



十年正月二日太極殿乃最勝會ニ音樂を舉て皇太后御參あるは彼里（十月十日より此ニ至て八十三日彼里叔父三月乃服未満なり）七日叙位乃次正六位下式部少丞藤原朝臣忠方ニ従五位下を授ら款文右大臣（良相云）艶志て後八十八日なりと云共式部少丞ハ考課を勘問き款職ニしく久しく曠く為へら以依て情を奪て起復せしむ

晉乃山濤母乃喪ニ居けるを詔志て濤を以て吏部尚書となし情を奪て職ニ就しむ濤己を得き起て職ニ就しと云り（晉書）吏部ハ皇朝乃式部なり 天皇是等乃古事を思食れしにや

十六日踏歌乃宴竟除目乃次參議右近衛大將従三位藤

原朝臣常行を讃岐守となし餘官故の如し又右大臣薨去て後九十七日なり近衛大將は禁衛巡撿の重職にて國司は百姓を字養ひ農桑を勧課し所部を糺察すへき劇務あり依て強て復任せしめらるゝならん

右大臣食封二千戸（稲八萬束に准ス）職田卅町（稲一万五千束）正二位食封二百戸（稲八千束）位田六十町（稲三万束）合せて稲十三万三千束に當る米今量の六千四百四十八石九斗七升許なり（四斗入一萬六千百廿二俵余なり）此外に口分田の收と季禄あれと而し但是は右大臣の身に止まる身亡すれは共に没す讃岐守の公廨凡今量二千三百十四石二斗一升八合餘に當れは（四斗入五千七百八十五俵二斗餘）是を參議近衛大將從三

位乃食封百戸稲〆千束位田三十〆町稲一万七千束合稲二万子束の米今量千十八不二斗五升餘〆斗入二千五百〆十五俵余と通計今乃八千三百卅一俵餘を給せられしと知へし下分と季禄を別なり是天皇大将乃暴に貧く成を憐給ふ恩賜と聞えたり

廿一日仁壽殿にて内宴せさせらる文人を喚て詩を賦せしめ内教坊をして女楽を奏せしめ宴竟て禄を賜ふに差あり廿五日詔を公卿及ひ諸儒に下して去十八日野火ありて田村陵を焼損ひけるを深く怖畏させ玉ふに是を禮制に依て勘申せと有に博士大春日雄継其先人の室に焚くあれは三日哭すと禮記に見えたるを

據て行をせらるへしと申は文章博士巨勢文雄ハ漢書に武帝建元六年四月高園便殿火帝素服をきしと五日昭帝元鳳四年五月孝文廟正殿火帝及ひ群臣皆素服をきとあるに従をせらるへきかと申は公卿文雄か議に准し行をるへき由を奏き是に於て天皇正殿を避て錫紵を服し常膳を撤去して蔬菲を進御しめ朝を輟ること五日公卿及ひ諸の近臣綵餝を失て一に凶儀に准せらる大納言藤原氏宗大学の頭清世王を使にて事の由を告たまひ御陵守等の罪を勘へ科せられ十二月五日勅使を京に近き四十箇寺及ひ平城の四十箇寺に遣へし転経せしめ功徳を修しむに蓋皇太后明子春秋四十に盈む

人を賀し猶餘算を禱せ玉はんと於是七日皇太后を常
寧殿の曲宴し王公卿皆侍し竟日歡飲なし給ひ是日京
中の貧人を朱雀門に召集て物を賜ひ九日皇太后宮の
大夫亮大進少進及ひ侍女等皆爵一級を進め玉ふ十六
日夜に女御正五位下藤原高子皇子を染殿院に誕り
拾芥抄に陽成院大炊御門の南西洞院の西件院に御
誕生とあれ共三代實録の染殿院に誕生ましましし由
記されたれば今是に從ふ高子の兄基經太政大臣良房公
の養子として染殿院の住む且初基經夢の高子庭中
に露臥たるに其腹脹滿頃くありて腹潰氣昇て天に
屬し聽て日と成と見しかは是必天子の母たるへしと

意に秘て掖庭を出し立し也（天皇十九 高子廿七）何他處を以て
産所と為へらんや
廿二日太皇太后（子）頃六十僧を東五條宮に請し薫修講經
せし兗京師貧窮者を朱雀大路に會て物を賜ふ春秋六
十に滿玉ふを賀し以て修善せらるゝなり
十一年正月己未朔朝賀を受玉ふ以宴を侍臣に賜ふ王
を停らる去年閏十二月廿八日左大臣正二位源朝臣（信公）
薨せし故なり大臣の喪に天皇事を視さる事三日と
儀制令に云り二月己丑朔貞明親王を皇太子と定玉ふ
是乃詔を公卿以下五位以上を庭に於て六位以下を
承明門の外に於て受しむ是日大納言正三位藤原氏宗

を兼東宮傳とし文章博士從五位下橘廣相を學士と以
九日五十僧を東宮に延て大般若經を轉讀せしむ近日
皇太子遷御玉はんか為に豫鎮せさせ玉ふ十一日東京
染殿の第より　皇太子東宮に入せらる　誕生後八ヶ月十五日
十三日大納言正三位兼行皇太子傳藤原朝臣氏宗參議
民部卿正四位下兼行春宮大夫伊豫守南淵朝臣年名參
議正四位下行左大辨大江朝臣音人從四位上守刑部卿
菅原朝臣是善從五位下上毛野朝臣永世勘解由次官從
五位下紀朝臣安雄等　勅を奉して撰たまひし貞觀格十
巻貞觀臨時格二巻を上ふ
貞觀格貞觀臨時格共に今亡ふ蓋其序に弘仁十一年

二月廿一日格十巻を施行す如今時五代を歴（嵯峨淳和仁明文徳当今と五代）年六旬（五旬に改べし）に及ぶ文質暗に遷り沿革自ら至る
詔草臺閣の盈文案緗嚢に溢る法滋章を止め
令頻変を除く所以に非と云
詔して旧格を因修し新符を綜緝せしむ上弘仁十載の明年に起り下貞観
十年の晩節に至るまで成規を列郡に擇ひ故実を官
曹に捜り事先格と異なる者を挙て是を取理旧制と
同者を推くあるを棄とあり其意旨弘仁の成規故実
五十年の際に弛廃たるを改正なさしめんか為と聞ゆ
蓋弘仁十二年二月十七日　嵯峨天皇御位を皇太弟
淳和天皇に禅せ給ひ後閑院大臣左相として啓沃すと

る處頗多し折大織冠鎌子謀て入鹿を殺せし功を以て内臣大錦冠を賜ひ其死せんとするに及て大織冠と大臣の位を賜ふ其翌日大臣薨す然る時まて大織冠朝に立日大臣に列せしに非す其長子淡海公不比等大寶制令の擧に預り和銅養老の右相たり因神亀聖武天皇勝寶孝謙天皇二帝の外祖と云を以て藤氏初て朝に重し公の長子武智麿左大臣となり僅に七日にして薨し其子豊成右大臣に陞り仲麿大師たりしか後叛を以て誅せられ子弟皆坐せられ門葉まさに絶んとして參議房前淡海公の二男なり病に罹て暴に薨し相位に昇らす房前の男真楯大納言に薨したりし其子内

麿大同平城天皇乃右大臣に班し弘仁嵯峨天皇乃初格式撰定
乃事を總裁して修纂いまだ果さずして大臣薨逝せ
らる閑院大臣も公乃二男なり大納言にして上睿旨
に導きて下時宜を考へ商畧用捨を審詳かに格式乃書
漸く定まる然ハ朝廷乃典刑淡海公に草創し閑院大臣
を潤色すと云へし是に於て遂に執柄乃家として攝
務をも擅制する故に驕怠乃門子を教育せさりて陵
夷乃弊朝野に及ふ是貞觀改格乃本源を知る謹く
天皇叡慮を治術に用ひさせ給ふ上乃敦きを拜瞻拜
御し奉るへし

六月廿六日頃日旱雲旬を渉り農民望を失ふ朕が不德


貞観格をつくり
文車に納め
献る体



ふして百姓何乃辜にあれ躬を責て寅畏へし朕に服御常膳等乃物並に減撤すべく左右馬寮乃秩穀一切に權絶すへし左右京職に命て道殣（道に死人あり尚或是を殣と詩乃小雅にあり）を收葬せしめ國行乃内に寃結あらば使者を遣さして勤て理を申よ天安二年以往乃調庸乃米乃未進乃民乃身に在もの皆從て蠲除を免しとあるか　勅書を下さる爰に於て七月二日太政大臣良房公大納言氏宗中納言融中納言基經參議多參議常行參議生參議年名參議善縄參議音人等奏て申さく臣等去月廿六日服御常膳減撤乃　勅書を擎讀て感歎に勝ず伏請五位以上乃封祿も亦暫く減折すへく纖塵を崇岱に裨て涓滴を谷水に添

ゝく君臣體を合せ豊儉なを同くせんと奏を奏乃まくつり
可さ也き
謹考人なり服御まて年料乃御衣常膳まて日々乃供御と
聞也　天皇是等を減しさせ玉ふ人は禮記ふ年順成な
らさ也は素服素車と云ふ原以さ湯乃旱を救人素車
白馬と尸子り云ふ准里唐太宗貞觀二年旱蝗を以て
躬を責大赦せら也し故事ふ據也しなら此等乃こと
聖明乃叡思よ發きと云へくも共ホ文學乃匡翼きれ
處なとふ非き群臣五位以上封祿を減せら也しれ後
世半給乃祖と云へし
頃ﾛ豊前國乃貢調使新羅乃寇盗ﾆ遇て摽掠せら也し

かは是日太宰府乃司に諸國九州を云貢調使史領將一時共
に發し先後あるへからんを然るに豊前一國をして獨先
進發せしめしかは奸人飢虎乃口に乘し新羅乃寇盗隙
を窺ひ侵掠を致し唯官物を失ふ乃みに非す兼て又國
威を損辱す是を往古に求るに前聞なく後來乃
貽く面目無るへし使人をも責へしと云共抑亦太宰府
官司乃怠惰と云へし或云盗賊逃去乃日海邊乃百姓五
六人死を冐して射塲し追戰と此事若實あらは忠敬と
云へし然るに言上せす善を掩ふあるへからんと云勅書
を下されて譴責なしたまふ十二月五日太宰府言上して
云く往者に新羅乃海賊侵掠乃日統領選士等を差遣して

追討せしめんと擬を結ふ人皆懦弱ふして思憚く行者なし於是俘囚兵士乃罪あるく九引を調發し御るゝ勝畧を以てし特ゟ意氣を張すむるゟ一念殆十倍ふ當る抑彼等ハ常ふ遊獵を事とし徒ふ課役を免されて空く官粮を費せり請ふ二百人を一番とあし別當を置二番りく毎月交替せしめん其粮料ハ諸國所舉乃俘料剥稲を給せんと請申せしか五十人を一番とし選士乃事ふ堪たる者を擧て長とあし勾當せしめよ其以外ハ請乃まくゟすへしと勅裁ありて十二日従五位上守右近衛少將兼行阿波介坂上大宿禰瀧守を大宰少貳ふ任し鎮西乃發向せしむ廿八日瀧守ふ鎮西ハ是朕か外朝な

千里の符を分ち一方の重を寄况まして隣國と壤を接ハ
非常期かくし瀧守警固の事を勾當せへしと勅定有
されは瀧守謹て奏しけるにぞ選士を置甲冑を設ることハ
警急の備へ不虞を護らんか為なり然るに博多津ハ鄰
國輻輳の津警固武衛の要害なるに郷と鴻臚と二驛を
隔つ今云里廿に丁あまり令の二十一里二百廿八歩に當
る驛と驛との間三十里と令に見えたるに考合せ
若兵不意に出は倉卒の備なくし請統領一人選士二
十人甲冑二十具を鴻臚に移置ことは前々の定なるに今
選士百人毎月番上し尋常の具足を以て不意の禦に備
又例番の外更に他番の統領二人選士百人を加へんと
申しかは免に角に瀧守と計たるに而しと許させ給ひ

石清水神社奉幣告文に去六月以来太宰府度々言上せらく新羅賊船二艘筑前國那珂郡乃荒津に到来て豊前國調を貢る船乃絹綿を掠奪て逃退たりと見ゆ那珂郡荒津ハ玄海灘乃地方にして博多と境を接ぬ天皇邊に備ふる警策の嚴密なるを窺知へし

十二年正月十三日壹岐島に甲冑并に手纒各二百具を充らる是も新羅に備ふるためなり手纒とハ倭名鈔乃射鞲乃字を訓たまきは今乃弓韝と知へし

十八日太宰府乃甲冑百十具を鴻臚に遷置廿八日饒益神寶を改めて貞観永寶乃銭を鑄せしむ一以て舊銭乃

十に當
承和八年閏九月廿九日乃官符に年料造銭三千文百
貫文と云ハ饒益神寶ル亦年料三千文百貫文を造り
貞観元年より十一年に至る三万八千文百貫文に及
ふ又當時舊銭と称せし長年太寶ル嘉祥元年より天
安二年まて十一年乃間鑄たる處あれハ又三万八千
五百貫文あるに適し新舊數同しくして舊ハ賤く新ハ貴し
交貨妨多き所以なり
二月十二日大宰府言よりなり對馬島下縣郡人卜部
乙屎麿鸕鷀鳥を捕んる為に新羅乃境に向ふ處新羅人
に執られて獄に禁らる然るに彼國人材木を挽運ひ大船

MADE IN JAPAN

水雄岡志

一之下

構作り鼓を撃角を吹乃ゝから以士を簡ひ兵を習はさん
乙屎麿竊に防援人に問は對馬島を伐取んか為なりと
云依て乙屎麿禁を脱し獄を出て纔り逃ゐて事情を陳
つ然ハ早く縁海の諸郡警固を致さすへしと奏しつる
によりて因幡伯耆出雲石見隠岐等の國司に下知ありて守
禦の具を修造せしむ十又日宇佐八幡大菩薩宮香椎廟
宗像大神甘南備神に奉幣あり告文の御使ハ從五位下
主殿權助大中臣國雄朝臣の文深草田邑楯列の山陵へも
御使ありて新羅の寇賊を禦せ玉ふへき靈威を加へさせ
玉へと云ことを告文に載られたり
新羅ハ魏の新盧國もと辰韓の種なり辰韓ハし先 六

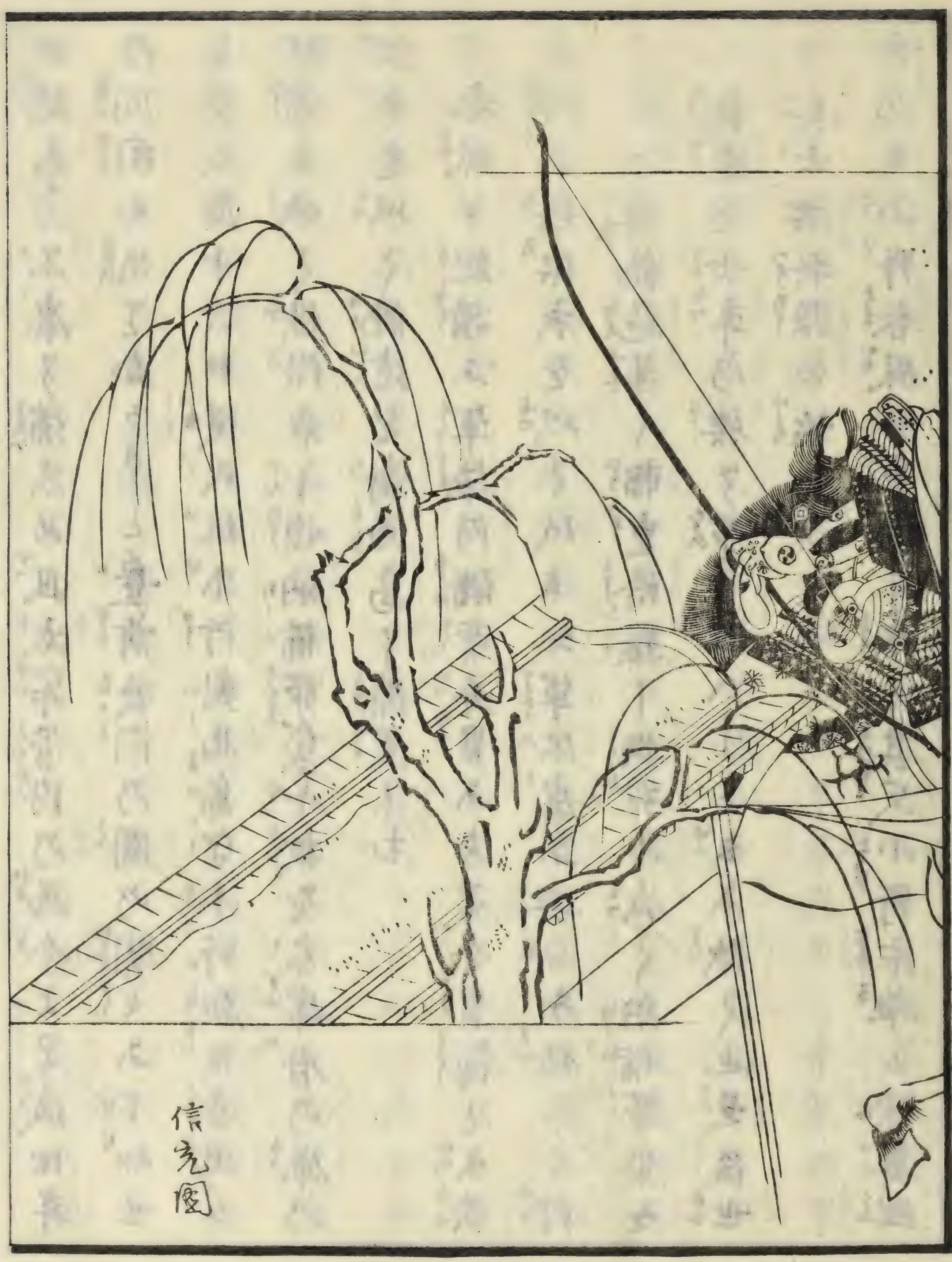
國後分て十二と為る新羅ハ其一なり始祖朴赫居世
漢乃五鳳元年甲子に國を立と云日本崇神天皇に
十一年に當る朴赫居世に十七代を膺廉と云に十三
代僖康王乃孫阿喰啓明乃子に十六代憲安王乃壻ニ
唐乃咸通二年（日本貞観三年なり）正月立今歳入即位十年なり
此後五年乾符二年七月薨す（日本貞観十七年）景文王と諡す
今世乃釜山浦（朝鮮の地）と云は即新羅乃地なり對馬島を
去る事に千八里と云其實ハ廿里餘と聞り
廿日諸王に百廿九人乃季禄を減せらるべき由を公卿
議申に依廿八日　勅ありて二分一を減し玉ふ
禄令に凡皇親年十三以上ハ皆時服乃料を給へ春

乃絁二疋糸二絇即二斤今乃百二十匁布に端鍬十口即三十斤今乃五貫に百匁秋乃絁二疋綿二屯即に斤今乃二百に十匁布六端鐵に廷即廿六斤八両今乃に貫七百七十匁とあるのに百廿九人には絁千七百十六疋稲に准しゝ十八万八千七百六十束糸八百五十八絇稲に千二百九十束に准きと綿八百五十八屯稲同上布に千二百九十端稲十万七千二百五十束に准きと鍬に千二百九十口稲一万二千八百七十束に准きと鐵千七百十六廷稲三千に百三十二束に准しを給をへし稲卌二萬八百九十二束に當る米今升一万五千五百五十九石五斗七升一合余る分あし當時朝廷萬乘乃貢賦之出と云其是計乃取捨焉國用乃豊倹に關係んや蓋權臣諸王乃繁昌を妒忌く、此世の禄を削是を弱めんと議里

去なき共算數の織事　天皇の聰明を掩ひしを慨歎
に堪え但諸王とは皇子の親王とならで姓を賜ふる
をなす前を云父親王の子を二世王と云二世王の子は
三世王（皇曾孫なり）三世王の子は四世王（皇玄孫なり）五世王に
至て皇親絶て始て諸王の列を離る是時賀陽親王の
長子忠貞王從四位上攝津守仲野親王の子基世王從
四位下夫王然るに其衣服絶えて足糸一絢の両（即今九十匁）
布七端二丈六尺綿一屯一斤を用ひられしを質素と
云倹し是を以て今を省へ倹とせんる奢とせんる
是日新羅人潤清宣堅等三十人交関のため久數太宰の
管内に居住せしかは能我國の物色を候ひ知へし新羅

乃寇賊来侵の時内應をなさは後悔すとも其詮なかるべ免し水陸両道の食と馬を給ひ京に入へし然後陸奥の空地に遷し覬覦の奸心を絶しむへしと太宰府へ下知せらる又新羅國の民七人對馬島へ漂来せり例に依て粮を給ひ放還さるに免しと云共乙屎麿ら申状に就て思ハ詐て漂来と称し實ハ乙屎麿か逃帰て謀を漏さんを疑ふて氣色を見んため斯七人を差遣するにハ非るか仁を垂て放還されハ尋常の時の事なれ狡奸往来まさなん誅戮を加て赦さるへからんと是等も同しく陸奥へ流されけり廿三日参議従四位上行太宰大貳藤原冬緒の申請に依て太宰管内の國々島々に下知して烽燧を置


保侶衣を掛し古様


信光圖

調練して不虞に備しめ且太宰管内の馬今より後は年の間関を出すことなからしと豊前長門の国の関々に下知せらる三月十六日従五位下行対馬島守小野朝臣春風が起請に依て保侶衣千領納糒帯袋千枚を太宰府の庫の調布を以て縫造り対馬島に備置しむ

春風が起請に軍旅の儲啻介冑にあり介冑薄と云共助に保侶衣を以て代云云軍不虞に興日を待して行とき転餉絶易く輜重給難し調布を以て納糒帯袋を縫造り士卒の腰に帯しむへしと云に依て也是後世兵士腰兵粮の始なり

廿九日小野春風が申請に依て其父小野石雄が陸奥国

尓至し時弘仁に年吉弥侯部止彼須可牟多知等ゟ逆乱
せしを右雄討平けし時尓着た家羊革乃甲と牛革乃甲
とを春風乃兄春枝公尓進た里然家を今羊革乃甲を以
て春風尓給牛革乃甲を春枝尓給ふ春枝とて尓陸奥守
た里五月十九日出雲國権史生従八位下雁高宿祢松雄
を以て弩師とな〻し出雲國乃置警衛乃備尓松雄よく弩
を作ゑを以て於里但史生一員を廢へしとそ六月七日
選士五十人を對馬島尓置へさせを太宰府へ勅定あ
里八月十日鼓吹司乃陣法式を寫さしめて隠岐國司尓
たまへ廿八日對馬島尓弩師一員を置
新羅國人劒を学ひ戦を習ちんと云を聞て邊要乃國

郡に備らるくなり
九月九日重陽節紫宸殿に御せ玉ひ宴を群臣に賜はり
文天錫難老と云題をもつて文人に詩を賦せしむ内教坊
の女楽以下常の如し十一日文章得業生正六位下菅原
朝臣道真對策中の上第と云をもつて正六位上に叙せら
る時に廿六歳十三日第四皇子誕生あり皇太子同母
の弟にましましけり貞保親王なり十一月十三日筑後國権史生正
七位上佐伯宿祢直継新羅國牒を得て奉進且太宰少貳
従五位下藤原朝臣元利萬侶と新羅王と謀をかよはし國家
を害らんとを欲ふ由を告依てまづ直継が身を禁めて
撿非違使に付らる先に清原崇継中臣年麿興世有年

元利萬侶と同謀の由を訴人あるによ里大内記安倍興行
を太宰府に遣して五人を推問せられ廿六日佐伯直
継に防援を差加へて太宰府へ下さる
十三年二月八日公卿太政官尋常の政を閣に辰巳刻を
用ひらる是を巳一刻にあらへなると河魁滅門を避玉ふ
が故なりと也
河魁とハ六壬式の十二月将の二月戌将なり太政官
ハ中和院の巳に當る二月巳時河魁巳にあり依て是
を避て辰時を用ひらる辰時河魁辰にあり辰ハ主水
寮大炊寮の方なり滅門ハ課の名にて滅門日と同し
からを詳に六壬式に見ゆされ爰に畧す

十四日　天皇紫宸殿に御出玉ひ事を視玉ふ蓋承和よ
り以往は皇帝日ことに紫宸に御出ありて政事を視玉ひし
に仁壽より以降絶て此儀なし是日初て是を行ふ其當
時衆庶是を慶ぶ　承和ハ仁明天皇仁壽ハ文徳天皇を云
仁壽元年より是歳に距まて廿一年於是其際一人よ
師範として四海の儀形たる無き太政大臣衆務を統
理し綱目を挙持し庶事に總判たる左右大臣承和以
往の典故廢て忘玉たるの如し然るを天皇今新に
是を興し是を挙玉ひ衆庶曠世の盛事を仰ぎ希代の
洪典を楽と云共執柄の諸大臣寒心戦慄せさんは有
無らん

に月十日太政大臣に良房固讓せし二千戸を併太政大臣
乃食封三千戸を全く食へき使と内舎人二人左右近衛
各六人を隨身乃兵となし帯仗資人三十人年官准三宮
乃給法乃如く受く　先朝乃寵光を顯すを旌しと勅せ
らる十に日太政大臣表を抗て食封内舎人以下を辭讓
すと云共許されす十八日重ねて表を抗て辭讓して云
く荒年祭祀充豊なら以嫌歳歳儀儀倹約ろ従人今陛下
蔡羹自存し王公茅土且減せ臣邑を食す家乃意を全し
て將に己を先んすと執乃嬿を斷んと以茶事已を得以義
必行人亟くれ五稼年登里群臣舊に復し然して後同く
所減を享け臣に願足矣　陛下臣か私第に就ことを許し

まちて直盧を禁中に賜ふ霜仗百重隨身何の用ゐる処
か有ん虎賁千列せり帯仗佚にろ施して絶えと有し猶母
食封年官等ゑ　先帝の遺規にして朕ろ新意了あらて
孝子ゑて善父の志を述忠臣ゑて主の心を失さて公忠臣と
なり朕孝子たらは亦美ならさや食封分くことなし以
て其二を受へし自餘ゑて前詔の如くせよ復聞せること
無きと　勅答あれ共五月六日重て苦ろ辭表を抗らきし
かとも許されて廿日に至て食封は舊の如くされ蓋し其
餘ゑて有司に命きて施行し訖ぬ亦改め難しとて聴され
き
太相國良房公は先朝の大臣にして　今皇の外祖父と

食封以下を辭讓せらるゝて如是悃款を竭さるゝて及へりし以然るに上表數度にしく勉強是を拒く蓋天皇乃英質威嚴辭せさることを得さる所以と志らる

八月廿五日右大臣氏宗公及ひ參議南淵年名參議大江音人式部大輔菅原是善勘解由次官紀安雄等勅を奉して貞觀式廿卷を撰し畢

弘仁乃修撰諸司式に十卷（今佚亡せし）弘仁十一年大納言冬嗣卿乃撰ばり爰に至く五十二年に及人流變代典古を改く今乃宜きを採文武に折衷志く貞觀新式を定られしを貞觀格と意を同しく以右大臣氏宗公ハ贈大相國房前公乃長子鳥養乃子大納言小黒麿乃一男中

納言葛野麿乃末子なり太政大臣良房と共ニ贈太政
大臣房前五世乃孫ニしく年歯も亦頗ル長せり仁壽
以来乃弊を改新せんか爲ニ此擧ニ及へるならん

閏八月廿八日山城國葛野郡五條荒木西里六条久受原
里紀伊郡十條下石原西外里十一条下佐比里等乃河原
を百姓葬送放牧乃地ニ定めらる耕営を停へきはを制
せらる

喪葬令ニ皇都及ひ道路乃側近ニ葬埋まるを得
さると見ゆ然るニ頃日愚昧乃輩令乃旨ニ違ひ競ひ
占営して便宜を失ふる故ニ此定ニ及ひしなり

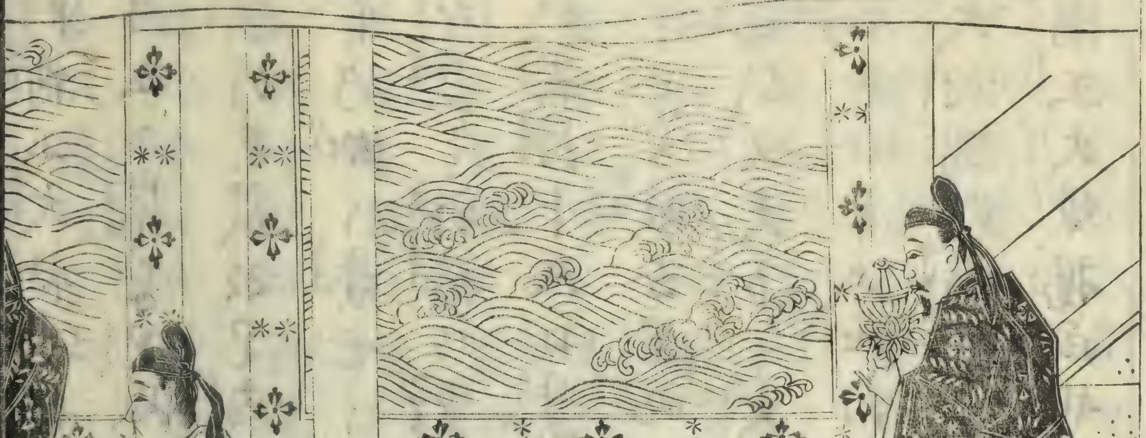
九月廿八日太皇太后順子崩仁明天皇乃女御ニて

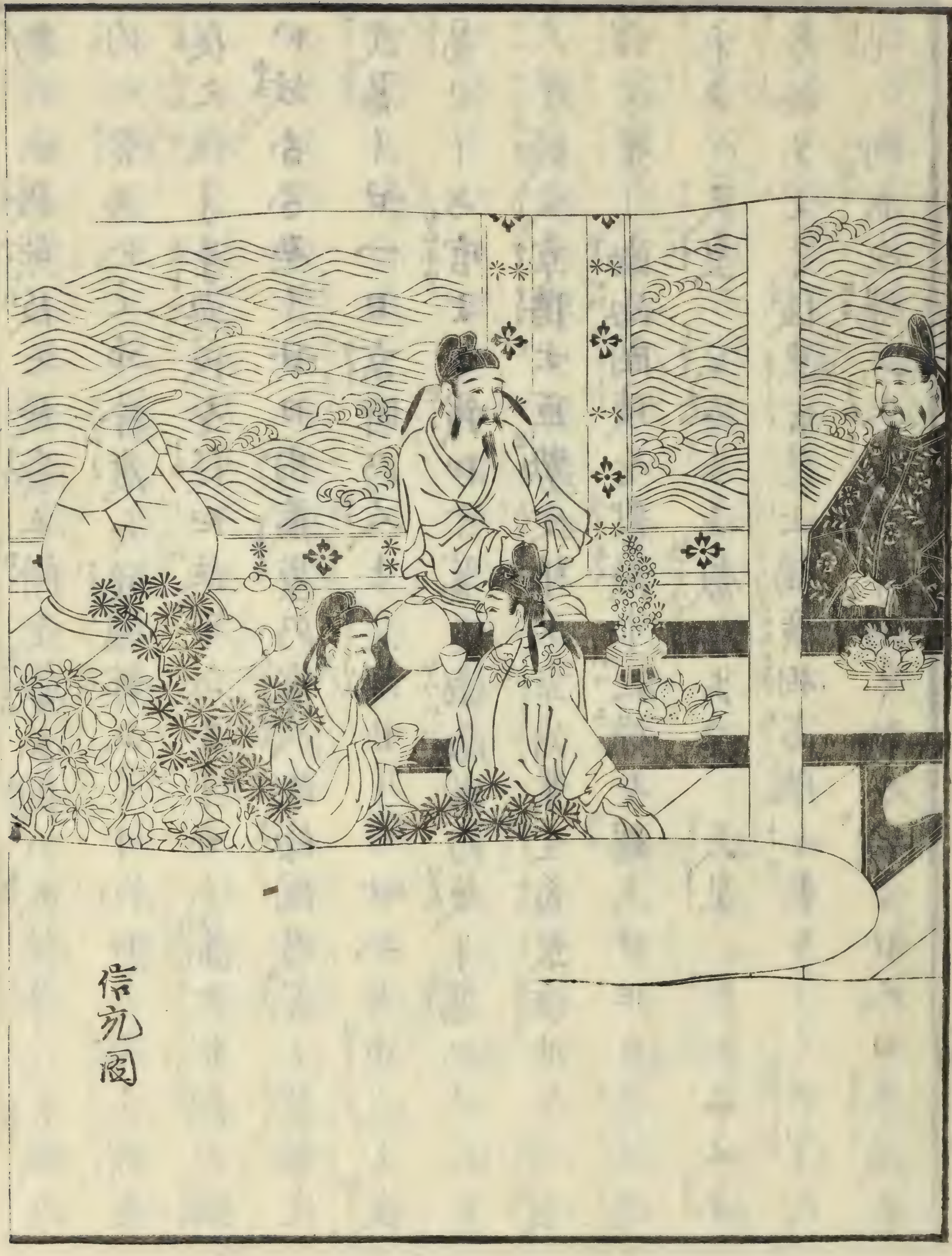
文徳天皇乃母后　天皇乃祖母ニ在す廿九日諸衛警固幷ニ諸関乃警固例乃如し但時秋収乃在ハ農業を妨く無しとて使を發せられす十月七日太皇太后乃遺令ニ依て京畿七道ニ哀を擧素服を着ことを停玉ふ五日今日より天皇錫紵を服せ玉へは近臣皆素服きて太皇太后を山城國宇治郡後山階乃山陵ニ葬る山階陵と云ふ天智天皇の山陵なり依て太皇太后乃陵を後乃山階陵と称すなり其地定かならす蓋今安祥寺乃邊ならんか然るに拾芥抄ニ後山階陵醍醐天皇醍醐寺北曼多羅堂乃丑寅ニ在と云ふ自剥なり十一月十七日園韓神十八日鎮魂十九日新嘗會平野春

日梅宮大原野等の祭を停玉ふ廿九日建禮門前に大祓
を太皇大后崩後六十一日なれは十二月十一日神祇官に
於て月次神今食の祭を修し十三日宮内省に於て鎮魂
の祭を修せられ東宮の鎮魂も同しく行なはれたり
十四年正月壬申朔朝賀を受玉ハす七日の節會も停ら
れぬ但左右馬寮の青馬各七疋内殿の前に召てこれを
覽玉ふ人と云共總て裝飾せられす八日太極殿に於て始
て最勝王經を講せられ然共音樂を舉す十六日踏歌の
節も停られ十七日射禮を行はれ二月三日大原野祭
常の如くなりとも使等歌舞せす七日釋奠行はる但文
人を召れす蓋太皇大后崩後心喪の日未満の故なり卅

日建禮門前に大祓を是ハ去年九月廿八日太皇太后崩
玉ひ十月五日葬奉里ぬ十月より計て今月に至て心喪
五月に満ちしは般里内竪の時奏も停られしか三月に
日より常の如く奏せしめらる七日太政大臣公良房に銭
五十萬を賚て祈禱の費に充しむ是ハ日頃咳病を患ひ
たまひしか去月十八日禁中の直盧より退出の後治ると
も見えさるの故なり九日大相國公良房のために度者八
十人を賜ひ又天下に大赦行はれ道俗高年の者鰥寡孤
獨に賑恤を施玉ふ二月朔日侍臣に飲を宣陽殿にて賜ふ
と云共大相國の病ある為に音樂を擧られし五月十八
日渤海國王大使揚成規副使李興成等廿人大蟲皮七張

渤海客を鴻臚館に饗す




信充圖

豹皮六張熊皮七張蜜五斛を獻る例乃大使等を宮城乃
内へ召玉へども今度も鴻臚館にて十九日に揚成規を
従三位乃李與成を従四位下になし玉ふ蓋大相國乃病
か故なるへし廿日内藏寮乃官人渤海國乃客と貨物を
交易し廿一日京師乃人と交關せしめ廿二日市人と交
易せしめ官より錢四十萬を渤海國乃使乃賜ひ廿三日
大學頭文章博士巨勢文雄文章得業生菅原佐世を鴻臚
館乃遣し渤海國使を饗讌し且禄を賜ふ廿四日揚成規
私に　天皇　皇太子に獻物あり　天皇　皇太子も亦
賚物ありて後東宮學士橘廣相高階令範をして曲宴を
賜ひ御衣を賜ふ主客具乃醉て詩を賦き廿八日参議菅

原家宗右近中將源興大内記大江公幹を遣して渤海國王に勅書を賜ふ

菅公是歳正月六日正六位上行少内記にて存問渤海客使を兼給ひけるが母大伴氏乃憂に丁て職を去る故に渤海客と應接なし

七月十一日信濃守彈正尹惟喬親王疾に依て頓に出家沙門と為り給ふ天皇乃兄にまします紀名虎乃女於是廿九日皇太后染殿宮に幸せ給ふ太相國乃病劇しきに依て於是八月廿八日大納言正三位源融を左大臣に大納言正三位藤原基經を右大臣に陞賜ひ中納言從三位源多從三位藤原常行を大納言に參議從三位南淵

年に従三位藤原良世を中納言に従四位上菅原是善藤
原仲統源能有を参議となし玉ふ
左大臣融ハ嵯峨天皇の源氏にて仁明天皇の弟
天皇の従祖父二等親なり是歳五十一右大臣基経ハ
太政大臣良房の養子天皇の舅にて二等親なり是歳
三十七源多ハ仁明天皇の源氏文徳天皇の弟
天皇の叔父二等親なり是歳二十二藤原常行ハ皇太
后の従弟三等親なり是歳三十八天皇の官を授け
玉ふ其人を銓衡なし玉ふ法あるなり是の如し
廿九日皇太后深殿宮に幸せ玉ふ九月二日太政大臣従
一位藤原朝臣良房薨行年六十九天皇の外祖父二等

親なり三月の服紀にして除帛衣雑色を通用せられ又太政大臣と云を以て治部大輔喪事を監護し絁五十足布二百端鐵十五連を賻られ方相轜車各一具鼓百に十面大角七十ヶ小角百に十ヶ幡又百竿金鉦鐃鼓各に面楯九枚にて發哀又日愛宕郡賀楽岡白河の地を擇て葬られけり

應永年間寫本洛外圖に愛宕墓の月輪川の東にあり其東には惟方卿長實卿實方朝臣の家並ひて何も白河の家と称し今田中と云邊と知らるゝと今其地を定かゝる記し人なし

諸衛警固諸關の警衛常の如し三日御燈の齋を停らる

廿日故太政大臣良房に正一位を贈り美濃公に封じ忠仁と諡し食封資人平日の如くせよと云ふ　詔書を右大臣基経に賜ふ

忠仁公六世祖右大臣不比等公の女宮子ハ文武天皇の正妃にして聖武天皇の母后なり其妹光明子ハ聖武天皇の皇后にして孝謙天皇の母后なり然れハ右大臣不比等公二代の外祖父と云を以て薨じて後太政大臣正一位を贈られ文忠と諡し食封資人生日の如くせよと有て後淡海国十二郡に封じ淡海公と称せられし例に據られし所なるへし

八日に至て諸衛厳を解諸関の警も同じく解ぬ　九月二日より

変に至て九日重陽の節も停られ十一日伊勢太神宮の
七日なり
幣も奉られずして廿日右近衛大将大納言藤原常行表を抗
て大納言を辞すと云共聴されず以十月六日左大臣融公表
を抗て職を辞すと然とも優詔して聴されず以十日右大
臣公基経表を抗て故太政大臣忠仁公の封邑を辞し申て
云く先臣終に臨臣を誡我下世の後朝例給ざるは彼の葬
送等の物凡諸公の煩と為べき者なりと然く大と然く固
辞して一切に請ふこと無かりしと也因頼に唯號謚を加
以て殊恩を表し職封國封等公に於て費ある者従て停
廃せんと也勅答に軍法に一牙門将を斬者も萬里の
外に封侯せられ朕更一将を斬の功天下を安寧せし故太

政大臣の功と孰與朕は恩を答へ公も道に食を宜く前
詔の如くして請所有こと無應しと越十三日右大臣基経
公表を上て云く禮の強仕臣が齒未其期に満ざを書の阜
成臣が能未其事に及ばず昔甘羅が一十餘二多智を以
て少年とせり今微臣が三十有七無才を以て猶太早と
謂ふ伏願臣が所帯を退け槐路をして曠官の譏を絶ち
給んとて大臣を辭き優詔して許されず
右大臣 公 基経養父太政大臣忠仁公の喪ゟ官を解げ年
齒の未満を以て職を辭き孝子の情に於て慊とせり
昔淡海公薨せし日武智麿は式部卿房前は参議たり
終るに憂を以て官を去百五十日にして位一階を進

従三位に叙し中納言に任ぜ後長岡右大臣内麿公薨し
て後五十九日に至りて冬嗣正四位下に叙し左近大将
を兼先蹤かくの如し右府公基経何ぞ是を忍へ家や
十六日右大臣公基経忠仁公の封爵を辞き勅答の公の
功蛇丘より高く封蟻垤より卑し設使譲草十上るとも
一従を欲せんとて許さ也ん十一月二日右大臣公基経職
封の一半を還し納んことを請ふ詔して是を許さる
右大臣食封二千戸職田卅町正三位食封百三十戸位
田四十町を給ふを悉く然るの一半を還し納く千六十
五戸此稲四万二千六百束三十五町此稲一万七千五百束獲稲六万百束
米今量二千九百十四石一斗五升余四斗入七千二百八十五俵余般里

を領し教ふるに施し

八日通夕雪ふる暁程止て右大臣公基経以下参議以上侍従所に於て雪を賞し會飲し詠して内蔵寮の綿を賜ふ侍従五位以上も同しく賚に預る

是時左大臣融公辞表を抗ること再三に及ひ許容を得てと云共出仕せしと蓋右大臣其妹女御高子の寵を援となし媚を掖庭椒房に鉤め倹約の政に就て食封位田の半を還し虚誉を當世に干むるを忌しなるへし貞観の政まて至て一紀せしに幾し参議八人中納言三人大納言三人右大臣一人なり

十二月十三日贈太皇太后高野氏桓武天皇母后國の山
忌十二月廿八日

城國乙訓郡大枝山陵は六世乃祖妣にして皇親既に絶たまへは故を捨ぬ乃理に從ひて是を除き太皇大后藤原氏後山階山陵 天皇皇祖母 藤原順子 を加へて十陵乃數に足して太政大臣贈正一位藤原朝臣良房公愛宕墓を宇治郡乃仁墓に加へて五墓となし年給荷前乃幣を獻しゆふ廿八日今日まて高野氏贈太皇太后乃國忌なましと十陵乃内を除きゆふ乃故に國忌をも止められたり

十五年正月丁卯朔雅樂寮乃音樂吉野乃國栖乃風俗歌等をなす停られたり太政大臣贈正一位藤原朝臣乃薨給へるか故也七日左大臣融公右大臣基經公共に從二位に進む參議菅原朝臣是善正四位下に陞る

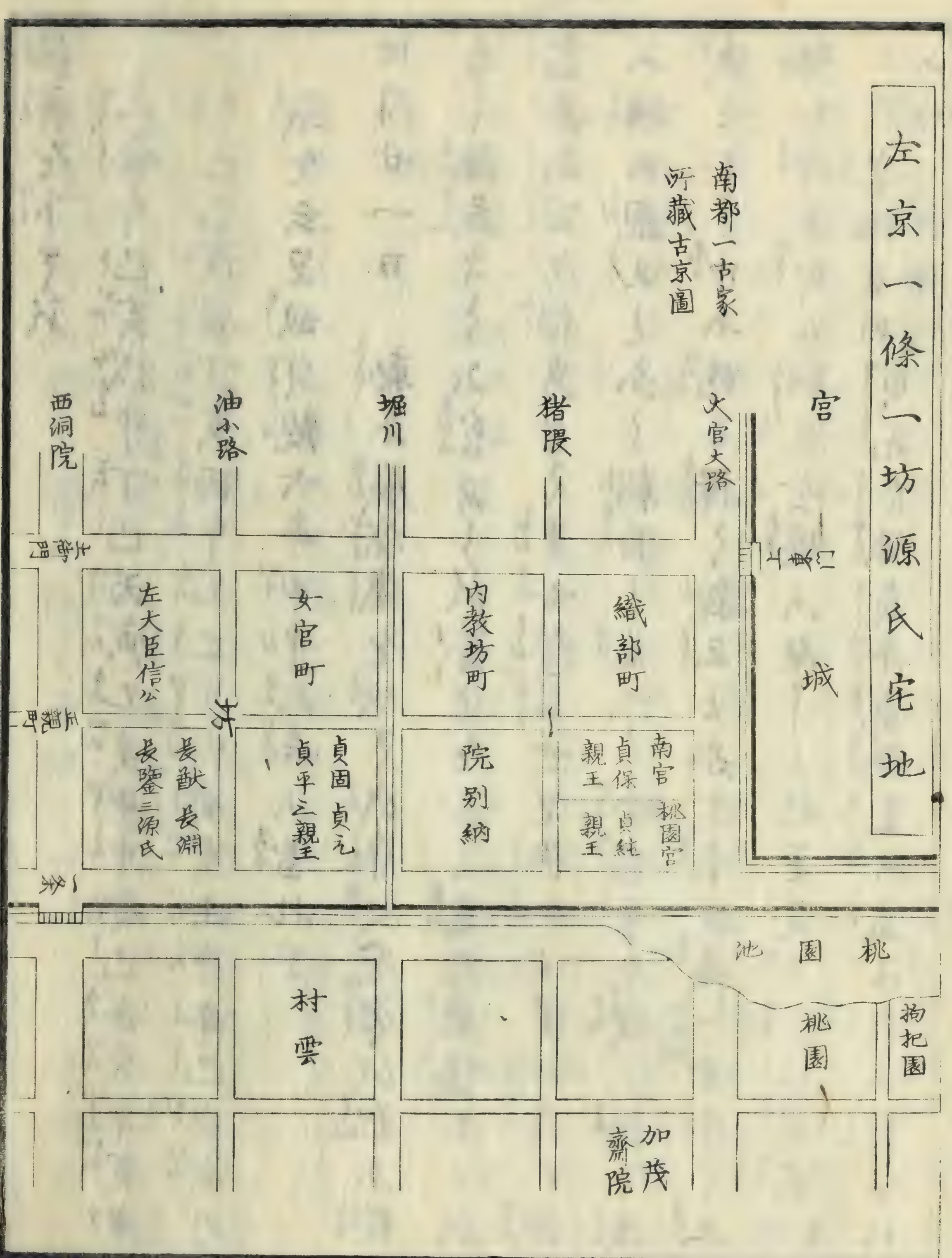
従二位乃食封百七十戸稲六千八百束尓准位田五十㠯町稲二万七千束尓准稲三万三千八百束米今量千六百三十八石九斗一升余㠯斗入㠯千九十七俵余尓当ゟ是ハ大臣乃食封二千戸稲八万束職田卅町稲一万㐅千束稲九万㐅千束米今量㠯千六百六石㠯斗余尓合せて米今量六千二百㠯十㐅石三斗余㠯斗入一万㐅千六百十三俵余とあゟ是従二位左大臣乃禄那里右大臣同し

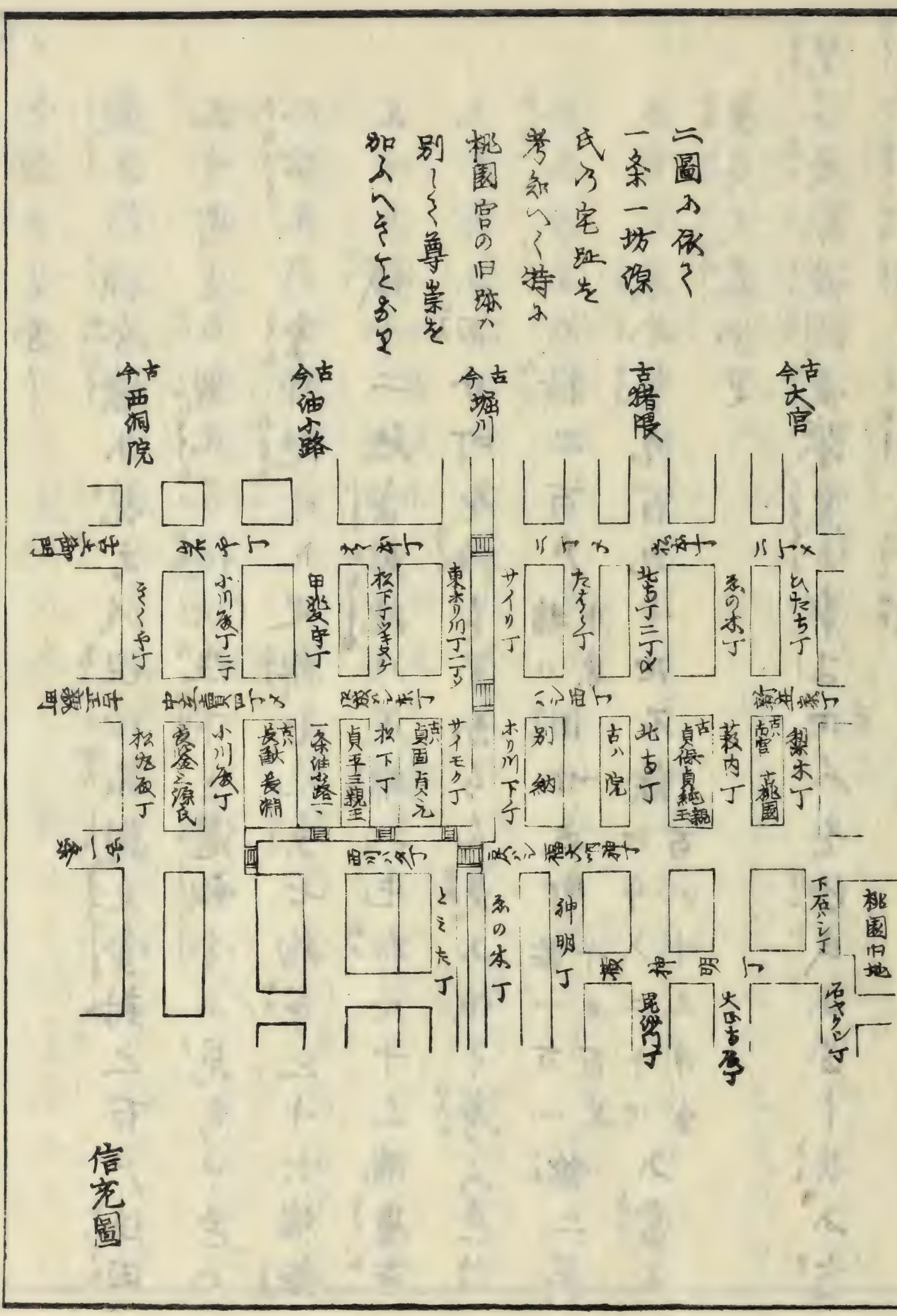
二月廿三日今年癸巳太歳己方尓次里太陰害氣巾まく同しく己方尓合里是を三合乃歳と云黄帝九宮經尓毒氣流行しく水旱接至へく苗稼傷残るへしと云里又讖七道境内乃名神尓幣を頒く至誠尓祈請さとへさ由乃

詔書を下され
三合ハ己亥戊申丁巳丙寅乙亥甲申癸巳壬寅辛亥庚
申己巳戊寅丁亥丙申乙巳甲寅癸亥壬申辛巳庚寅乃
歳を云り組貞觀六年甲申三合に當れり
四月廿一日　勅に朕涼徳を以て此守文を辱以犯に待
恭く豚魚まてに孚なし以蒼生を子と為乃徳慊たらし以
螽斯則百の福ありて男女繁昌せり弘仁より以降の蹤
に依ハ親王となし朝臣と為へし今舊章を變し總て源
氏となし中に就て擇て親王となさ唯其後一世早く王
號を停め即身朝臣を賜ふへしとあり是日皇子貞固　刊本
三代實録貞固　貞元貞保貞平貞純皇女孟子包子敦子八
に作ハ誤寫

左京一條一坊源氏宅地

南都一古家所藏古京圖





二圖に依て一条一坊除氏乃宅趾を考ふへく特に桃園宮の旧跡ハ別しく尊崇を加ふへきことなり
古 今 大宮
古 猪隈
古 今 堀川
古 今 油小路
古 今 西洞院
ひたち丁
糸の木丁
北吉丁二丁め
サイリ丁
東ホリ川丁二丁め
松下丁
甲斐守丁
梨木丁
古 内宮 桃園
萩内丁
古 貞保 貞純 親王
北吉丁
古ハ 院
別納
ホリ川下丁
サイモク丁
古 貞固 貞元
松下丁
貞平三親王
一条油小路一
古 長猷 長淵
源氏
下石バシ丁
桃園旧地
神明丁
糸の木丁
毘沙門丁
信充圖

今京繪圖桃園宮占地圖

人を親王となし

親王の禄令條に見えず但四品親王食封三百戸位田三十町と云親王子從四位下と選敍令に見えたり又二世王の季禄絁十四疋綿七屯糸七絇布三十六端鍬三十口鐵十二廷食封絁八疋綿八屯布四十三端庸布三百常に田廿町を給ふとあるならん是に依て考ふるには無品親王の禄二百戸稲八千束田廿五町稲一万一千五百束稲二萬又百束米今量九百九十四石餘四斗入二千四百八十五俵余に當る是其大畧なり

皇子長猷長淵長鑒皇女載子四人を源氏になし共に左京一條一坊の戸籍に貫隷す

光仁天皇乃皇子四人皇女三人皆親王たり桓武天皇乃皇子十四人皇女十九人皇子三人即位き皆親王たり平城天皇の皇子三人皇女四人皆親王たり淳和天皇乃皇子五人皇女七人皆親王たり嵯峨天皇乃皇子廿三人一人は皇太子四人は親王十八人は源氏たり蓋五人は其母皇后女御たるはなり十八人は其母更衣たるか故なり（桐壺更衣乃所生を源氏となさしむ謂なり）皇女廿七人十二人は内親王とし其母皇后女御なり十五人は源氏とし其母更衣たり仁明天皇乃皇子十四人一人は皇太子七人は親王其母皇后女御たるはなり六人は源氏其母更衣なる故なり皇女九人皆内親王とし皇后女御乃

所生なる也はなり文徳天皇乃皇子十三人一人ハ即天皇四人ハ親王たり其母皆貴し八人ハ源氏たり其母卑けれハなり皇女十七人十人ハ内親王即親王と同母たり七人ハ源氏又源氏と同母たり但藤氏の所生ハ源氏なし故ニ母藤氏と云ハ直人なら以聞也なり又皇子乃源氏を一世乃源氏と云蓋嵯峨天皇より始れり故ニ弘仁以降乃蹤と云り

十一月十三日今茲収蔵廨あらし以民廉精沐なり皇太后宮
明子三代實録式よりて太皇太后あり但式春宮坊乃封及
時太皇太后順子既ニ崩せ故ニ爰ニ除
と以服用又位以上乃封禄諸王乃季禄貞観十一年より以降減省乃物自今以後舊ニ依て減せる年ハ無也唯服御常

膳左右馬寮乃秣穀等も減せし儘なく更に加進させしと
なり然るに十六日公卿服御常膳左右馬寮の秣穀舊に
依りて奉らんことを懇請せしかば請のまゝに許させらる
廿六日藤原佳姫を女御とし
後宮職員令に妃二員仁品以上夫人三員嬪仁員五位
以上と見ゆ然るに此時女御正三位藤原多美子從三
位藤原高子從四位上源濟子嘉子女王從四位下憲子
女王平寛子更衣橘氏藤原氏二員王氏賀茂氏佐伯氏
等十二人あり今佳姫を加へて十三人なり既に職員
令の員に過たり蓋右府 公 基經の意にして 天皇の政
務に怠惰なくさせられんことを庶幾されし所なり

十六年二月六日　皇太子内裏に参らせ給ふ東宮の東門より出て内裏の朔平門より入せ玉ひ　皇太子の御所に侍らせ玉ふ親王公卿等仗下に飲宴を給ひ自餘の群官ハ玄輝門の外に留候し日暮て　皇太子還宮あり
　皇太子此年七歳

醍醐天皇御記に延喜九年二月廿一日　皇太子始て朝覲あり輿に乗て玄輝門より入清涼殿の北檐に至り輦を下り息所直曹に候せられしと見えたる文彦皇太子保明親王の七歳の時にして即是の例と因也但御記の文を熟考すに東宮より朔平門まで輿に乗り朔平門より清涼殿北檐まで輦に乗られしか

五月廿八日 天皇羣書治要を讀せ玉ふ參議勘解由長官菅原是善紀傳諸子の文を授け奉る刑部大輔菅野佐世又經の文を進讀し山城權介善淵愛成都講となる右京大夫源覺ハ講席に侍しむ

羣書治要五十巻唐の魏徵著述して太宗へ獻せし魏徵唐貞觀十七年 日本皇極天皇二年に當る に卒ス爰歳まで二百之十二年於て其書流傳して爰に至り文帝王の覽に備ふる益忠誠の致ス所と知へし 天皇治道に叡思を竭させ玉ふ事を敬禮敬瞻すへし

六月十又日傳燈大法師位以船に太宰管内の稲千束を賜ひ求法のために入唐せしめ十七日伊豫權掾大神己

井豊後介多治真人安江等を香薬を市しめんか為に入唐せしむ九月廿一日無品惟喬親王に封百戸を益十七年正月廿三日皇太子をして千字文を讀せ玉ふ右少辨東宮學士橘廣相侍讀たり廿五日群書治要の御讀終りの是日綾綺殿にして竟宴を行ふ於大臣以下詩を賦し參議從三位大江音人都序を作る

去年五月より爰に至て十二月三百廿一日經て御讀の速なるを尋常の書生と云共過るあくまし

廿八日 天皇始て史記を讀せ玉ふ參議從三位大江音人侍讀たり少内記惟良高望都講となる 高望時に正七位下參議菅原冬緒講席に侍り十月十五日皇子貞辰親王となる

時乃年二歳

十八年三月十三日皇子貞數年二歳皇女識子年三歳を親王内親王となし皇子長頼年二歳に源朝臣を賜ふ十八日延暦寺寶幢院に八僧を置しむ闕る時ハ官に申てこれを補せしむ

寶幢院ハ西塔を云名勝志乃ハ釋迦堂乃東南にあり惠亮和尚塔を云とあり開基惠亮和尚ハ慈覺大師乃弟子妙法院乃祖なり

六月十八日故延暦寺座主慈覺乃本願たる文殊五間影樓一基高八丈三尺今八間八尺廣五丈三尺縦三丈八尺今六間二尺寛文九年再興文殊樓ハ南に内供奉十禅師傳燈大法北六間半東西四間半なり

師位承雲師乃遺命を銜く師乃願を果さを是日勅して
護王乃處とあさを廿一日一萬三千佛像を廣五幅高一丈
六尺に寫して東海山陰南海三道廿九國に分置さしむ元
興寺乃僧賢獲先師故律師静安か遺願を果さんか為に
申請か故なり

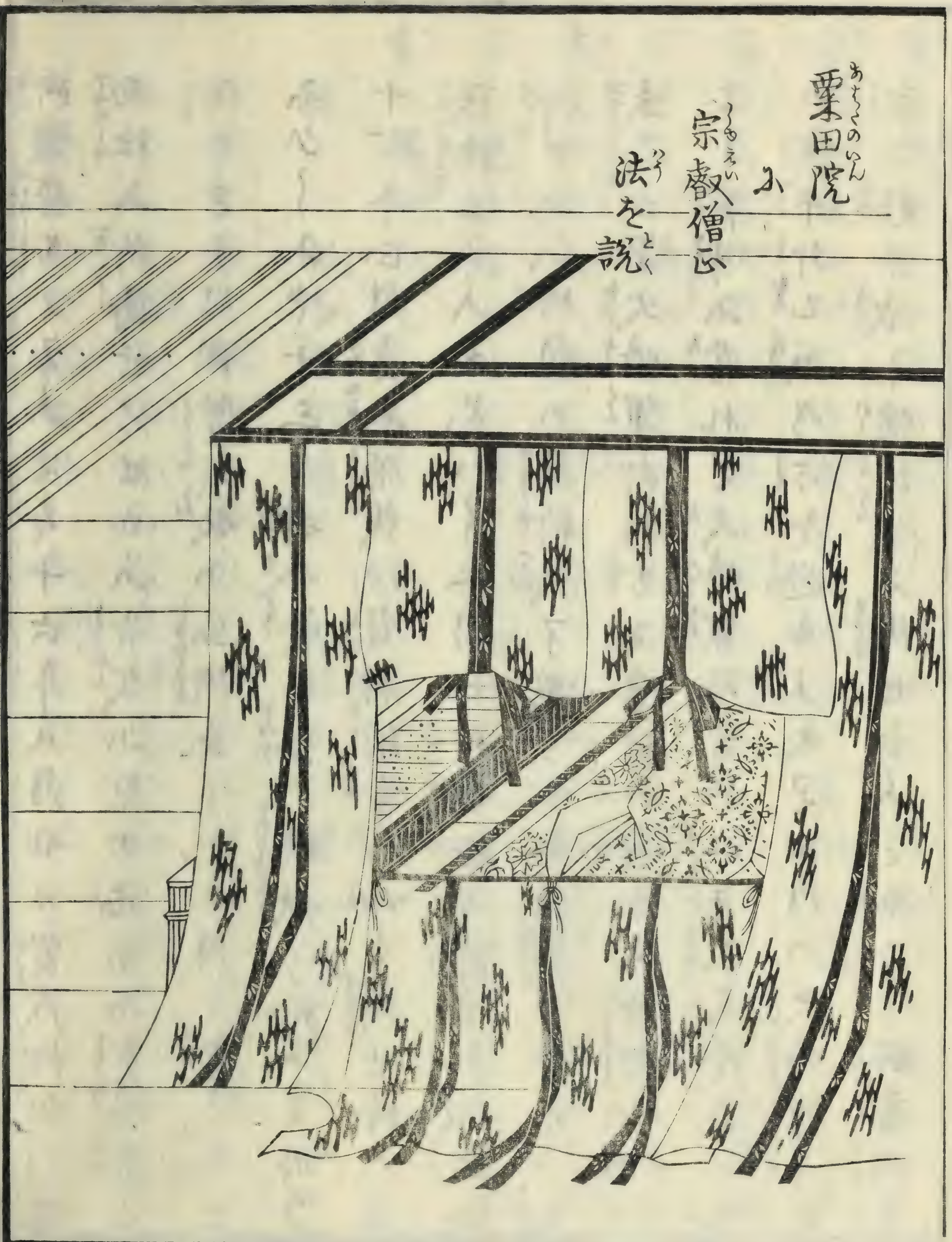
静安承和年中禮拜佛名懺悔會を内裏に始行ひ漸
人間に遍く諸國に及ひしか今廿九國を盡さるに静
安物故せしを以て於り

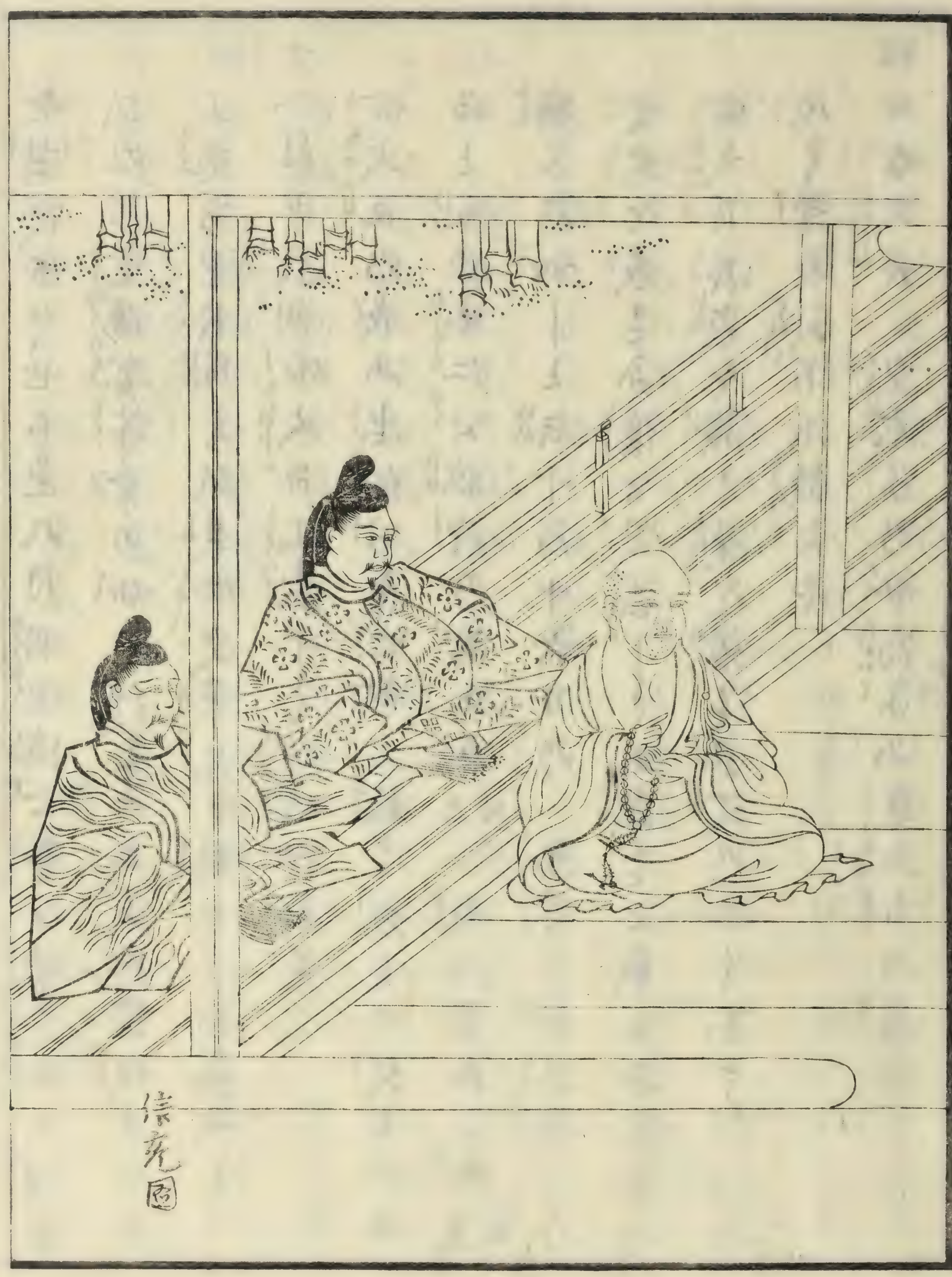
七月十に日散位大藏朝臣善行を藏人所に喚て御書を
校定せしめ且天皇左右乃年少及ひ禁中好事乃者に
顔氏家訓を教授さを是日講終く竟宴を行さる新大學文章

生等を喚て詩を賦せしむ十一月廿五日皇子貞真年一歳貞頼年一歳並て親王とし廿七日天皇深敬院に幸あり廿八日使を遣して内外要害の處を守しめて不虞を戒しむ天皇外宮に出居ましまして故なり是日淳和太皇太后より御使ありて懇て起居を問せ玉ふ廿九日皇太子東宮より牛車に駕て深敬院に詣せ玉ふ今日詔して曰く朕薄徳を以て天つ日嗣を忝なくしまへりしかは日夜間なく慎畏り御座を衆臨て漸久く年月の改随に熱病しきりて發り御體疲弱て朝政を聴めさに堪させ玉はず人加以比年災異繁く見えて天下無寧まさを憂傷思ふきに依て此位を脱屣玉ひ御病を治賜ひ國

家乃災害を止鎮め息めんと念て　皇太子と定たまふ
貞明親王に代位を授玉ひ幼主乃萬機を親なし玉ふ迄
な間も右大臣政を摂し事を行ひ且忠仁公乃古事乃如
くせよ又讒によりて危うきは下苦むと云是をもつて
太上天皇と云號を停め諸乃服御乃物を停め玉ひと宜
ひ　皇太子天子乃神璽寳劔を受鳳輦に御せられて東
宮へ還御なる
謹て　詔書を熟讀し　叡思を敬禮なし十月五日
五畿七道乃諸神に班たれし告文ハ悪人乃國家を亡
さんと謀る事あらば皇神達すみやかに顕れ出給へと
あるが如く深秘乃　叡願を起させられまくなまへし

御體勞苦ミ玉ふ也去ル十六年八月廿日賀茂御祖別雷兩社に祈禱せさせ玉ふ告文に見ゆる家に重陽節も停られ十月朔紫宸殿に出御ありし十二月に至りて治世玉ひしにや十三日神今食の祭ハ親供し給ふとあり十七年正月青馬踏歌に府賭射常の如く御世給へは弥治世玉ふ事なるへし二月ハ仁壽殿を避て弘徽殿に御世玉ひに凡ハ綾綺殿に遷らせ玉ふ蓋十七年ハ乙未歳にて大將軍卯の方にあり仁壽殿ハ中宮内裏の正中と云よりて寅甲に當れり大將軍の方ハ二干三支を忌と云ハ寅甲卯乙辰の方を避玉ふなり正月ハ大將軍午の方に移るに依て綾綺殿に御世玉ふと知へし群書治要


粟田院に
宗叡僧正
法を説



を講讀なさせられ八月明經博士等を紫宸殿に召
ひ九月重陽宴等常の如く行なせ玉ふ御體疲させ玉
ふ處あれ共聞え之是必史筆忌て漏せしなるへし
十二月甲辰朔右大臣上表して攝政を辭す
右大臣の表に忠仁公を亡叔と稱す然らハ父とせ給
ると聞ゆ忠仁公臨終の誠に吾忠仁公既に男なし汝基經
猶子の如しと云十月十六日の勅答に卿其猶子の
愛父を喪ひよりて甚しき感ありと載らる然るに
右大臣其家を讓て是を喪ひ父の如くなさん何を
以て孝を天下に教んや
旧日右大臣皇太子の母高子に皇太后の尊號を加へ

朝に臨せん事を請しと云とも許し玉はず
天皇脱屣の後と云共高子も又妾なり何ぞ朝に臨事を
得んや右大臣基経此理を知ざるに非ず他の公卿も是
を知ざるに非ず右大臣佯て此請を為し他の公卿黙
して議を為事無し殆かな

八日

清和天皇の尊號を太上天皇に奉らる且白綾
二百疋綾三百疋白絹五百疋絹二千疋帛五百屯白絲三
百絇絲七百絇細長綿千屯不見綿四百屯調綿一萬屯庸
綿五千屯綿細布千端調布二千端新銭二百貫文御封二
千戸を太上天皇の宮に奉らる
御封二千戸まで稲八萬束に准し布三千端は稲七萬五

千束に兌べく綿一萬六千に百屯は三万二千八百
斤にして今の千九百六十八貫目に當る稲十六万に
千束に准をと糸千絢は千斤にして今の六十貫目に當
是稲又千束に准をと絹三千疋は稲卅三萬束に准へし綾
は絹の二倍半の價なれは五百疋は稲十三万七千又
百束に當るをへて此准稲七十九万千五百束に及ふ
と知へし米に折して今の三万八千三百七十八石六
斗餘に當るに斗の九万又千九百此外に銭二百貫文
（に十六俵二斗余なり）
を奉らる是太上天皇宮の資用と聞也
元慶元年正月三日　天皇（清和天皇第一皇子　御諱貞明是年十歳）豊樂殿に
於て即位の礼を遂行せ給九日右大臣基経上表して大将

を辭せと　天皇大納言年名を御使にて上表を清和院に
奉る　太上天皇勅して請のまゝに許させ特に金銀装
寶剣一口を賜ふて儀形を嚴にせしむ　廿一日參議
大江音人に　太上天皇　天皇に送られし勅書の御諱
を注されへきや否と云ことを議せしむ音人御諱一字を
注せらるへしと奏しけるに依て　太上天皇惟と抜され
けり　天皇の　太上天皇に抗せられしその表と云　臣諱
言云云謹奉表以聞臣諱誠惶誠恐頓首頓首死罪死
罪謹言と
かされ
二年九月廿八日碩学高僧八十人を清和院に延屈して
三日を限り法華経を講せしめ太皇大后明子満五十を
慶賀し餘齢を祈祷なしむ又親王公卿文武百官畢く會

せり十一月十一日太皇太后宮へ太上天皇より物を獻らせまふ　太上天皇の皇子の童親王たちく舞を奏せしめ玉ふ右大臣基經の男児一人 八歳後に時平と云 同しく舞をかなで立り慶賀解齋の宴を挂閑えし

元慶三年五月四日　太上天皇清和院より故右大臣良相の鴨水の東粟田の山莊へ御せ玉ふ八日權少僧都宗叡を戒師として　太上天皇落餝入道なし玉ふ法諱は素實 卅歳 大日如来金剛手菩薩達磨掬多阿闍梨善無畏三藏玄超阿闍梨惠果義操法潤法全宗叡迄十代相承の密教と釋迦如来廿三傳最澄義真圓珍宗叡と師資面授の顯教を合せて稟承なし玉ふ九日　天皇粟田へ幸まし

まさんと鸞輿を奉りける處へ太上天皇の御使右大
辨菅原山蔭馳參りて犯駕を停めらるべき由を奏して傚
て駐蹕せしめ廿日大和國の米百斛を清和院に進て
太上天皇頭陀山中の費に充奉る廿三日綿二千屯錢一
百貫文を粟田院に奉り路中施行の料に充奉る廿五日
太上天皇の御為に僧三十人を度らる是日從四位下
行阿波權守藤原安方太上天皇に隨て沙門とならん
ことを請ひけるを請のまゝに聽させ給ひつ
攝津守高階茂範一男正六位上榛云　太上天皇の御
弟子として同日に出家す法名を玄鑒のち法橋位に
敘し遍照僧正及び良勇和尚玄照律師に學び天台座

主第十二代に補せ後に花山に住を依て花山座主と
云延長に年二月十一日入滅
十月廿に日寅時　太上天皇牛車に駕し玉ひて大和國に
幸せ玉ふ參議左衛門督源能有六府乃衛士を率て御遊
に供奉ひかる特旨ありて能有及ひ諸衛をハ返させ玉ふ參
議在原行平藤原山蔭その里を召連られ玉ふ山城國紀伊郡
貞觀寺より入らせ玉ひ粟田より一里半許甚玉より大和國東大寺貞觀寺より十里許香山東大寺より六里半餘神野香久山より六里半餘比蘇寺神跡より六里龍門比蘇寺より三里大瀧龍門より二里を御覧ありて攝津國島下郡
勝尾寺に幸ましまして夜ゐらく山城國乙訓郡海印寺に御
ら勢玉ひけふく比水尾山寺へ入せ玉ひしなり

十月廿四日より明年三月十九日まで百七十三日の
間なり其行程六十里餘に及ぶ
山寺の景勝是好み協ひ名邑は定めて終焉の地と思
召色酒酢塩豉の類を御ゐることなく二日三日に一度
齋飯を進り苦修練行常遍の越大りしかと終に憂ふ
佛殿を営造あるへしとて八月廿三日仙輿を嵯峨の棲
霞観へ遷御せ給ひけるが聖體不豫の御座ありとて十
一月廿八日東山の圓覚寺へ入御ありぬ水尾に三月十九日より八月
廿二日と六月百五十二日御座ゝ左大臣融公の山荘棲
霞観に八月廿三日より十一月廿四日と四月九十一日
御座廿九日にて東大興福元興西大薬師大安法隆招提
なり
延暦九寺及ひ新薬師に天王香山長谷壺坂崇福梵釋観

光神野之松子島龍門十二寺へ使者を差遣されて燈油
名香細綿新錢を贈らし大般若經を轉讀せしめ功德を
修し給ふ　太上天皇乖豫平復を祈禱あらし給ふ十二月二
日僧百人を度し給ふ　太上天皇の御為にし同日御病既に
大漸に及ぶと云共近侍の僧等に金剛輪陀羅尼を誦せ
しめ正しく西方に向はせ給ひ手に定印を結ばせ給ふに
儘にて申二刻許に終に崩ましましぬ寶算三十一宸儀動
せず儼然として生るが如く念珠猶御手に懸りて結跏趺
坐し頽臥事なくましまし〳〵けり是夜大地震動五六遍に及
べり五日遺詔によりて百官及び諸國哀を擧て素服を停
め縁葬の諸司を任ぜられずと云共何ぞ心喪の礼無ら

むや宴飲作楽美服を着ことを禁らるへしと制らる又諸
衛厳警伊勢近江美濃乃関を固めらるゝこと例乃如し又
大蔵省乃商布二千段貞観銭百貫文を圓覚寺に進らる
る七日獄乃繋囚二百人に銭三十文を賜ひて放却たま
是夜酉乃刻太上天皇を愛宕郡上粟田山に荼毘し奉
り御骸を水尾山乃上に置奉る天皇素服をめし玉へは
太政大臣基経及ひ殿上乃近臣清和院乃上下諸人みな縞
素以崩御より十日初七に当らせ玉ふに依粟田寺へは
に日めて
左中辨藤原春景一人内蔵允圓覚寺へは勘解由長官橘廣相
一人内蔵助常寂寺へは右近衛少将平正範一人内蔵允禅林寺へ
は右近衛中将源直一人内蔵属貞観寺へは内蔵頭和気彝範

内藏寮史觀空寺へは右兵衛權佐藤原敏行内舎人水尾山寺へは左兵衛佐源湛内舎人を御使として佛布施名香一斤細屯綿一連僧布施調綿二百屯を齎らして轉念功徳を修せしむ十一日僧五十人を圓覺寺へ延て今日より三七日の間晝ハ法華經夜ハ光明眞言を誦せしむ十七日二七の御佛事史闕廿四日三七の御佛事闕五年正月庚辰朔四七の御佛事闕七日東大寺へ左兵衛權佐藤原高藤（尉一人府生一人）興福寺へ左馬助安倍三寅（允一人史生一人）を遣さる也各調布百五十端を齎らして轉念功徳を修せしむ又頭陀歴覽の十三箇寺へも使者を遣さる功徳を修せらる但明日正當五七なりと云共重日なる

か故に避て今日になさるとかや十五日六七の御佛事
闕廿二日七七の御齋は圓覺寺にて修せられしにより
親王公卿皆彼處に集會せり三月十一日近江國淺井郡
大浦莊の墾田廿八町五段百八十九歩が[illegible]院の領を
もしろ延暦寺に施捨して文殊樓七軀の大聖文殊并に
五佛燃燈修理の料に充らる十三日圓覺寺を以て官寺
となさる
五年十二月四日周忌齋會を圓覺寺に設て一切經を供
養し太上天皇の轉念功德を修し玉ふ
六年十二月四日御忌を圓覺貞觀水尾等の三寺に設て
功德を修せしむ噠嚫の綿二百十一屯を各寺に施さる

信充謹て貞観乃政績を考へ奉るに初ハ摂政の守成
に拘束し事ゝ姑息を宗乃ミ別に議せへき般く観へ
き般し中ハ親政乃叡思弘仁乃聖績を研究し近時
乃陵夷を改革せさせ玉ふ事あり後佞媚便嬖乃為に
聖體を労し　聖懐達せ以因唐乃太宗二先を捐て貞
観乃善政を興さと云共常棣乃詩ゟ慚さ事を得以今
三先を踰て貞観の例を追ふ　聖旨安からし以文に小野
乃迷邇ゟ比しく此水雄に臨　幸ましま以友愛乃
宸襟を追思奉りて泣涕漣々たり終に蕪陋を恥以此
篇を作為以蓋　聖徳乃遠く播及せん事を庶幾と恐
惶恐怖謹言甲斐國源氏栗原孫之丞信充

水雄岡志

二之上

水雄岡志巻第二目録

水雄岡志巻第二

清和院ハ拾芥抄に正親町乃南京極乃西土御門乃北冨小路乃東にありと云ハ忠仁公乃染殿第と同し処なり又ハ一條第とも云一町に方乃第なりしハ今乃尺に百に十に拆餘に當る今京梨木町乃東遣迎寺ならん院中御靈の西に當る太上天皇降誕乃地にして御母皇太后乃御在所なり其名を清和院と云依て清和院太上天皇と尊號し奉る貞觀十八年十一月廿七日より元慶三年五月に至まてに年乃間乃仙洞なるを以て皇胤十親王に源氏乃流々を清和源氏と云

第一陽成院太上天皇皇胤

陽成院太上天皇諱は貞明御母は皇太后藤原高子貞観十年戊子歳降誕同十一年二月一日立太子二歳同十八年十一月廿九日受禅九歳元慶元年正月三日即位十歳同六年正月二日元服十五歳同八年二月四日陽成院へ遷幸遜位十七歳同日陽成院太上天皇の尊号を上る

陽成院は二条の北・大炊御門の南・西洞院の西・油小路の東にて南北二町・東西一町の地なり今西洞院薬師町毘沙門町・小川通・丸や丁・あらや丁・天神油小路・橋本町・薬や丁なと云ふなり 天暦三年九月廿一日入道同月廿九日崩寶算八十二今夜圓覺寺に入御十月三日神樂岡の東北に葬奉る（應永古京圖に神樂岡の正東四町許に菩提寺院あり其東に陽成院陵と記せし地あり） 皇子親王四人源氏三人皇

女内親王二人

清和皇孫 | 皇曾孫 | 皇玄孫 | 皇六世 | 皇七世

陽成院第一皇子
元良親王
寛平二庚戌生
三品兵部卿
母主殿頭藤遠長女
天慶六七廿六薨五十四

- 佐材王　従五位上　母
- 佐時王　従五位上中務大輔　母神祇伯藤邦隆女
- 佐頼王　従四位上大舎人頭山城守　母修子内親王延喜第八皇女
- 佐兼王　従五位上
- 源佐藝　宮内卿従四位上　母誨子内親王宇多第七皇女
- 源佐平　中務大輔刑部卿従五位上　母同
- 源佐親　母同

陽成院第二皇子
元平親王
三品弾正尹式部卿
母同元良
天徳二五廿薨

源兼名 従四位下
一本兼右

女子
歌人 後撰作者
堀川大相国室 廣幡右大臣母

陽成院第三皇子
元長親王
延喜元生 母姚子女王
二品式部卿 天延四九十薨七十六

源兼明 従四位上中務少輔侍従

陽成院第四皇子
元利親王
三品弾正尹 母同上
應和四六十七薨

源忠時 従四位上中務権大輔

陽成院第一皇女
長子内親王 无品
母姚子女王 延喜廿三十一四薨

陽成院第二皇女
儼子内親王 无品
母同上 延喜八三九薨

陽成院弟二子為五子
母紀氏号紀召
延喜三五廿賜源朝臣
大藏卿
大納言正二位

源清蔭
後撰 新古 新勅
作者
天暦四七三薨六十

兼序 上総介従五上 初ー房
忠江 周防介従五上
兼忠 参議従三位
兼材 右馬権頭従五下
兼基 左衛門佐従五上

貞頼 従五下
能忠 皇大后宮亮
高雅 治部少輔従五下

能書
延幹 上総公 僧
相奉 従五下豊前守
陳仲

能書
兼行 大和守正四下 内匠頭
祐頼 石見守従ー
兼任 書博士
良任 武藏守

陽成院弟三子為六子
母佐伯氏

源清遠 刑部卿 従三位
清蔭同賜源朝臣
長徳元十廿五入道
同二正十七薨

景明 周防介従五下
有忠 長門守従五上

陽成院弟七子
母伴氏

源清鑒 刑部卿 正三位
清遠同賜源朝臣
承平六四十七薨

公貞 従五下
公輔 従五上
公雅

第二貞固親王裔孫

貞固親王乃母ハ治部大輔橘休蔭女貞観十年戊子歳誕生十八年正月廿一日親王となし左京一條一坊ニ貫隷さと（地圖前ニ出）三品彈正尹太宰帥先里延長八年八月十五日薨

清和皇孫
貞固親王長子
源國淵　宮内卿　從四位上
中務大輔

第三貞元親王裔孫

貞元親王乃母ハ參議治部卿藤原仲統女貞観十一年己丑歳誕生十八年正月廿一日親王となし左京一条一坊ニ貫隷し正品ニ叙さ堀川大相國基經公の女を娶

く閑院乃第に住給へハ閑院乃親王と称しける延喜九年十一月廿六日薨ず五十一歳上總周准郡貞元村に親王乃墓ある里と云

清和皇孫 貞元親王長子
源兼忠 参議治部卿 正四位下 母昭宣公女 天徳二七一卒五十八
- 能正 皇太后宮亮 従四下
  - 陳仲 右近将監従五下 或能遠子
  - 信成 従五位下淡路守
    - 成任 従五下 駿河守 兵庫助
      - 成綱 左兵衛尉
      - 成季 左兵衛
      - 成貞 左兵衛従五下
- 能遠 少納言侍従 従五下
- 女子 左大将済時室 権中納言通任母

清和皇孫 貞元親王三男
源兼信 三河守 侍従 従五下
- 重之 冷泉坊帯刀 左馬助相模守 従五上 歌人卅六人内 長保二卒於奥州
  - 有数
  - 為清 大膳亮左馬允
    - 致親 典薬允 金葉作者
      - 貞信
      - 貞親 治部丞従五下
      - 貞長
  - 為業
  - 女子
- 宗親 従五下

第四貞保親王裔孫

貞保親王乃母ハ皇太后藤原高子 陽成院太上天皇

乃同母弟なり貞観十二年庚寅歳九月十三日誕生十五年に月廿一日親王となし左京一条一坊に貫隷せらる其宮町乃南に在を以て南宮と称し又山城葛野郡桂乃里に山荘を営しく住給へバ桂親王とも云琵琶ハ大唐琵琶博士廉承武乃撥刺を掃部頭貞敏乃女より伝へ秦箏ハ大唐僖州氷陽県孫賓乃秘声を御父太上天皇に受玉ひ龍笛ハ古部春近乃品玄を摹され遂に南宮竹譜乃撰著あり二品式部卿に至る延長二年六月十九日薨五十五歳信濃國小県郡祢津御戊亥乃山上ニ葬る今宮峯の山と称し其を祢津一流乃祖祀宮権現と為崇ムなりとぞ云

源國忠　清和皇孫　貞保親王長子
内藏頭　但馬守　従四下
美濃　伊豫　上総介

源國珍　清和皇孫　貞保親王二子
春宮大進　左衛門佐

源基淵　清和皇孫　貞保親王三子

菊宮　清和皇孫　貞保親王子　母惟康親王女
正三位　信濃守
— 滋野善淵　或云貞元親王孫　正三位　権大納言
— 滋氏　院判官代　母昭宣公女
— 為廣　従五位下　三寅大夫
— 為道　従四位下　左衛門尉

則廣　武藏守
— 重道　平権大夫
  - 廣道　海野小太郎 — 幸恒　海野小太郎 — 幸明　海野小太郎
    八世孫小太郎幸氏　弓馬達人
    幸氏十二世孫元真　称安部大藏
    幸氏廿一世孫幸隆　称真田彈正忠
  - 道直　祢津二郎 — 貞直　祢津神平　住祢津
  - 重直　望月三郎 — 重俊　望月三郎　住望月

第五貞平親王裔孫

貞平親王乃母ハ神祇伯藤原良近女（良近ハ式部卿宇合五世孫父を中納言吉野と云）貞観十八年四月廿一日親王となし左京一条一坊ヲ貫附せられ三品に叙し延喜十三年三月六日薨す

一条君（清和皇孫 貞平親王女）京極御息所女房 後撰拾遺作者

第六貞純親王裔孫

貞純親王乃母ハ神祇伯棟貞王女貞観十八年誕生尊卑分脉に延喜十六年薨六十四と記せるに依て諸書是に従ふ但其説の如くハ親王仁壽三年に生る父天皇四歳の時なれば誤なるを論を待ずして並系家圖に貞観十六年三月廿三日一条大宮桃園にて誕生と云ハ十八年に

改むに月廿一日親王となし左京一条大宮桃園池の
へし
南ふ住玉ふ元慶六年十一月又日元服加冠ハ中務卿
惟彦親王とぞ近院右大臣源能有公乃女ふ配き寛平
又年十一月廿三日射禮射法射行射儀射術を傳玉ひ
白旗ふそへて日本弓矢大將軍たるへきせの宣旨あ
里に品常陸大守ふて關東乃兵馬を司當なして人延
喜十六年五月七日薨に十に歳圓覺寺ふて葬禮を行
先遺骨をハ水雄の山ふ藏まる（仁所權現の一所ふまし齒仁）昌泰
記延喜記なと云弓箭乃書ハ親王乃選述なりと云里
又七尋乃金龍王と現ま里て桃園池ゟを栖せ玉ふ此時
の人多く夢ふ見りと然里

清和皇孫

貞純親王長子
母右大臣能有公女
寛平五六十生 西八条
一説寛平二二十一誕生

源經基
稱六孫王
延喜二正十一元服
承平八武藏介
上総介
武藏 筑前 信濃
但馬 伊豫 美乃
等守
左衛門権佐
内蔵頭
太宰大弐
左馬頭
鎮守府将軍
正四上 拾遺作者
天徳五十一十薨六十九
京大通寺

皇曾孫

滿仲
母橘繁古女
或武藏守藤原敦有女
延喜十二四十生
住摂津河辺郡多田
武藏様 春宮帯刀
兵庫允 右馬允
上総 常陸 武藏
等介
摂津 越前 武藏
伊豫 美濃 下野
陸奥 等守
左馬助 春宮亮
兵部大輔 治部大輔
左馬頭 正四下
昇殿 拾遺作者
鎮守府将軍
貞元二八十五入道
満慶
長徳三八廿七卒八十六 多田院

皇玄孫

頼光
母近江守源俊女
天暦二生
摂津守
美濃守
正四上
住多田 又住京一条
大内守護
治安元七十九卒七十四 摂津西宮
津戸村松林寺

皇六世

頼國
母伊豫守藤元平女
文章生
美濃守
正四下

皇七世

頼弘
母播磨守信理女
小一條院判官代
讃岐守
従五下

頼資
保津 備杭祖
下野守
従五下
母備後守師長女
康平二五配流佐渡
同七改配土佐
治暦二勅免八十四卒

頼實
井上祖
左衛門尉
従五下
母信理女

實國
土佐源氏祖
備前守
従四上
母信理女
配土佐
小野八条祖

賴家 藏人 筑前守 従四下
母中納言平維仲女

賴基 筑後守 従五下

多田
賴綱 美濃守 藏人 従四下 号桃園
母尾張守仲清女
能勢 倉垣 馬場
田代 太田 山縣 下間
大河内 高田 乙部
等祖
永長二七十二卒七十三

土岐祖
國房 信濃守 正四下

賴仲 藏人 土佐守

福島祖
國仲 藏人 従五下

賴房 加賀守 従五下

賴任

明圓 水尾山寺住侶

女 六条齋院宣旨 後拾遺作者

家盛 勾當

滿綱 伊豆守 従四下

天慶八生 美女丸
應和二出家十八歳

頼親 大和源氏祖
大和守正四下
母藤致忠女
住大和国
永承五配土佐

永壽 圓覺寺
阿闍梨

頼昭 天王寺別當

女 贈従三位濟政卿室
従二位資通卿母

頼成 肥後守従五下
母藤原文貞女

頼房 加賀守従五下
号荒加賀
承保三配肥前

頼遠 石川
福原祖
二郎

頼基 従五下左京進

滿家 文章生

家通 駿河守従五下

家基 肥後介

仲綱 攝津守従五下
八条 栗田口祖

成綱 四条宮侍長
戸坂祖

頼俊 陸奥守従五下
竹田 宇田 宇野
豊島 大島 殺子
太田 十八野 大野
朝日 揚梅 等祖

仲重 先生大夫

有光 石川
柳津源太

義仲 麻生三河祖
従五下
左京進

源琢
慧心弟子
寛和四六十八寂
四十四
丹波大甘祖

賴信
上総介相摸下野
等守　従四上
関東兵士句當
陸奥守鎮守府
将軍　内昇殿
母大納言元方卿女
安和元十二廿九生多田
住河内壺井
永承三四十七卒八十一
壺井通法寺

賴義
相摸武藏下野
等守　正四下
関東兵士勾當
陸奥出羽伊豫
等守　鎮守府
将軍
母修理命婦
長徳元生
住京及河内
永保二十二二卒八十八
壺井通法寺

義家
八幡太郎
武藏相摸下野守
関東兵士句當
陸奥守正四下
鎮守府将軍
新田　足利祖
母上野介直方女
長暦二八十五生河内
住京及河内
長治二八十八卒六十八
通法寺

義綱
賀茂二郎
左衛門尉正四下
石橋祖
母同
天仁元八十五卒
越後賀茂西光寺

義光
新羅三郎
刑部丞従五下
佐竹武田小笠原
等祖
母同
天喜五三十五生大官
大治二十廿卒七十一

賴清
従四下
肥後陸奥守

快譽
伊豫阿闍梨
西蓮房

義時
陸奥守
住大和

義高
森六郎

仲宗
筑後守従四下
配讃岐 村上
屋代等祖

兼宗
上野介従四下

清宗
山城守

永源

家宗
上野介
吉田 安藤 林
上野 大藏 西川
等祖

季宗

憲宗
備前守

基宗
藏人
三河 右池祖

頼平 武蔵守従五上 大蔵権輔 母同頼光

頼明 従五下 山城介 出羽守

頼貞 帯刀先生

頼季 乙葉三郎 井上三郎 掃部助従五下 住信濃

頼任 河内冠者

義政 國井五郎 住常陸

頼盛 柏原 伊豆守従五下

忠季 土佐守 従五上

頼風 皇太后宮大進

永壽 祇園別當 阿闍梨

頼増 興福寺住侶

家季 井上三郎

満實 米持 高梨祖

光明

師任 河内右馬允

政清 国井太郎 檜山等祖

盛實 蔵人所雜色 柏原太田祖

季昌 淡路守 洞院祖

忠信 後三条院非蔵人 檜坂祖

季信 勾當

忠政 蔵人

忠仲

満政　美濃 尾張源氏祖
鎮守府将軍
伊豫武蔵陸奥守
兵部丞
左衛門大夫左馬助
治部少輔従四下
母同満仲
住武蔵村岡
尾張八島

頼範　従五下
左衛門尉

孝道　大和守従五下

源賢　八尾住侶
多田法眼

頼尋　摂津法眼

忠重　刑部少輔従四下

忠隆　駿河守従五上

忠國　出羽介

頼昭　天王寺別當

女三人　齋政卿室
資通卿室
季仲卿室

頼綱

頼家　加賀守正四下

頼基

親弘

女　祐子内親王家紀伊

定重　右衛門大尉

定宗　駿河守従五下

齊頼　出羽守従五下
鷹飼一流祖

忠清

忠尋　天台座主
東陽房大僧正

兼源　東大寺得業

範弘　藏人 筑前守
戸島祖

家成

満綱　勾當

満家　勾當

家通

家基　勾當

重宗　佐渡守従五下
八島 水野 浦野祖

良行

良季

滿實 從五上 下野掾 陸奥介

滿生 上総掾

滿季 從四上 治部丞 兵庫頭 武藏守
母武藏守敏有女

滿快 從五上 右衛門尉 下野守 相模介

滿重 出羽介

滿頼 下野守
實滿季子

滿頼 從五下 筑前守
為祖父子

致公 從五下 兵部丞

滿國 伊豆掾 從五下

行頼 伊豆守

重隆

隆仲

重明 寺

義經 安藝守

致任 越前守 從五下

為滿 甲斐守 從五下

景行 伊豆守
東新井等祖

行廣 西二郎

惟家 左兵衛尉
善積 稲田 辻岡
等祖

高仲 出羽二郎

能行 勾當

忠清 東四郎

隆祐 冨塚五郎

齊家

仲頼 大宮大進

義憲 右馬助

定俊 越前守 從五下
高屋 小原 岸本 平井 小柳 等祖

為公 信濃守 從五下
室賀 夏目等祖

景方 東五郎

廣景 西太郎

清和皇孫
貞純親王二子
源經生
從五上
越後守

公節
民部丞從五下

忠季

賴季
武藏権守
從五下
大藏権大輔

賴成

忠季
主水藏人

貞賴
因幡守
大屋猪木祖

行宗
西又二郎

廣季
西三郎

行重
西四郎

清和皇八世

皇九世

皇十世

皇十一世

皇十二世

皇七世義家子又八人
義宗
左兵衛尉 兵庫允
早世

義親
對馬守從五上

義信
從五下
左兵衛佐

延朗
松尾上人

義政
正五下
左馬権頭

義資
出羽守

政宗
從五下
治部大輔

義貞
大和守

資治
周防守

忠宗
從五上
左馬助

政國
藏人 從五下

貞賢
出羽守

貞治
左衛門尉

義俊 對馬二郎
義春 伊豫介
為義 六條判官 為祖父義家子
宗清 伊豫守 大男
義行 伊豫掾 兵庫允

義香 右馬助
師俊 因幡介
景泰 左馬權頭
信政 武曾冠者
景行 皇太后宮大進
義持 兵庫頭 從五上

時治 左衛門尉
義風 紀伊守
景俊 中務丞
時泰 縫殿權頭
時行 攝津守
義信 七郎大夫
貞持 勾當

資貞 左兵衛尉
時長 左衛門尉
公長 右兵衛尉
仲義 安房守
秋景 又太郎
泰房 兵庫助
時貞 兵庫助
貞信 三郎
清持 遠江權守

- 皇七世義家朝臣三男
  母中宮亮有綱朝臣女
  寛治三八三生
  帯刀長
  加賀介従五下
  式部大輔
  義國
  住下野足利庄
  久壽二六廿六卒六十七
  - **義重**
    贈鎮守府将軍
    大炊助従五下
    住上野新田庄
    - **義範** 山名三郎 伊豆守従五下
      - **義節** 新田太郎
        - **重家** 新田三郎 山名祖
    - **義俊** 新田太郎 住上野里見
      - **義成** 里見冠者 伊賀守
        - **義基** 里見太郎
        - **義綱** 太井田蔵人 大島祖
        - **時成** 鳥山太郎
        - **義直** 里見判官代
        - **義行**
      - **義清** 田中五郎
        - **重政** 里見十郎 田中祖
    - **義兼** 新田二郎 蔵人 大炊助
      - **義房** 新田太郎
        - **政義** 新田太郎 大舘 脇屋祖
    - **義季** 徳河四郎
      - **頼有** 下野守
        - **頼泰** 下野太郎
      - **頼氏** 世良田三河守
        - **有氏**

義康　足利陸奥判官　左馬頭　上野介　治部少輔　従五下　住下野足利庄

季邦　八条院藏人　判官代

義佐　新田四郎

義光　新田五郎

經義　額戸五郎

昌尊

義清　足利太郎　号矢田判官代　備中水島合戦討死

義長　上西門院藏人　水島討死

義兼　足利藏人　上総介　母熱田大宮司季範女

氏經　長岡二郎

義範　足利小太郎

義縁　矢田藏人

義實　廣澤判官代　住參河

義房　矢田藏人

義純　足利六郎　畠山遠江守

教氏　世良田二郎

満氏　世良田弥二郎

政氏　七郎

重國

頼實

實國　仁木太郎　仁木祖

義季　細川二郎　細川祖

義宗　戸賀崎三郎　荒川祖

頼長　矢田太郎

頼實　矢田二郎

泰國　畠山上野介　畠山祖

- 義助　足利二郎
  - 時朝　田中二郎　田中祖
  - 時兼　岩松六郎　岩松祖　村田
- 義氏　足利三郎　左馬頭　正四下　母平時政女
  - 長氏　吉良祖
  - 泰氏　足利宮内少輔
  - 義継　足利左馬四郎　吉良斯波祖
  - 有氏　出家
  - 家信　大御堂大僧正
  - 女　新田政氏妾
  - 女　大納言隆親卿室　隆顕卿母
- 女　中納言親兼卿室
- 義胤　桃井近江守
  - 頼氏　桃井太郎
- 女　野間三郎朝氏妾

- 義忠 皇七世義家朝臣四男 母同上 従五下 河内守 天仁元三三為叔父義光横死廿六
  - 經國 河内源太
  - 義高 右兵衛佐従四下
    - 義成 河内守従五上
      - 盛經 稲澤小源太
      - 蓮俊 寺 法印
      - 義俊 伊豫介
        - 義清 河内守
  - 忠宗 内舎人飯富源太
  - 義清 兵庫助従五下 母平忠盛卿女
    - 義久 因幡介
      - 義高 宮内少輔
        - 義英 兵庫助
  - 義雄
- 為義 皇七世義家朝臣五男 實義親四男為祖父子 母 左衛門大尉 従五位下 住六條堀川依称六條判官
  - 義朝 下野守 左馬頭従四下 関東兵士勾當 母淡路守忠清女 贈内大臣正二位
    - 義平 鎌倉源太
    - 朝長 中宮少進
    - 頼朝 征夷大将軍 右近衛大将 権大納言正二位 母熱田大宮司季範女
      - 頼家 征夷将軍 左衛門督従二位
        - 一幡
        - 公暁 若宮別當
        - 榮實 若宮別當
        - 禅暁
        - 女 竹御所 頼經将軍御臺所
      - 女 清水冠者義高室
      - 女 女御宣旨
      - 貞暁 若宮別當 法印
      - 能寛 権大僧都 法印

義門 宮内丞 早世

希義 母同頼朝 土佐冠者 鎌田冠者

範頼 母遠江池田游女 久安六生遠江蒲 三河守従五下

實朝 右大臣正二位 征夷大将軍

忠久 島津判官 母丹後局

忠季 若狭守

忠頼 和賀御所 本堂祖

能直 大友左近将監

貞義 後堀川院蔵人

行縁 大夫僧都

道縁 宰相僧都

長縁 三河阿闍梨

縁能 辨阿闍梨

範圓 神大寺住侶 母盛長女

忠時 修理大夫 初忠義 島津山田大野祖

忠綱 越前守 知覧守留祖

忠直 三郎左衛門尉 宮里祖

親秀 利根二郎

能秀 詫摩大夫五郎

泰廣 立花祖 左近将監

貞範 吉良八郎 住土佐国土佐郡

為頼 吉見二郎

建久四五自殺于武
刕金澤葬太寧寺

全成
母常盤
仁平三生　今若九
阿野法橋
永暦元八歳於
南都出家
後住遠刕阿野

源昭
慈光寺
神大寺別當
二位僧都

頼保
阿野太郎

頼高
阿野二郎

頼全
播磨坊

隆元
阿野三郎
母時政女

道曉
駿河岩本寺住

頼成
小松原禅師

女
内藏頭隆仲妻

女
右馬頭公佐妻

建久元生

尊範
若宮別當

頼氏
掃部允

源範
二位律師

義継
阿野又三郎
愛智祖

知曉
駿河阿闍梨

仁曉
和田禅師

盛曉
大納言阿闍梨

母常磐
久壽二生　乙若丸
八条宮坊官
卿公義圓

- **圓成**　住尾張愛知郡戸部村
  - **義成**　愛知藏人　下總守　従五下
    - **範成**　左衛門尉従五下
    - **豪暁**　愛知禅師
    - **義保**　左近将監
- **義經**　母同上　平治元生　牛若丸　伊豫守　従五下　初住奥州　中住六条堀川　後死奥州
  - **朝定**　經若丸　左衛門尉　称中村　母田村前　生于亀割山
    - **義清**　小四郎　中村祖
- **知家**　八田四郎　筑前守　右馬允　従母住宇都宮　後住常陸小田
  - **知重**　小田太郎　紀伊守　常陸介　住常陸小田
    - **泰知**　與太郎　小田祖
    - **泰重**　八郎左衛門尉　高田祖
    - **重継**　修理亮　田野祖
    - **光重**　小幡太郎　小幡祖
    - **朝俊**　小田三郎
  - **有知**　二郎左衛門尉　住常陸伊知良
    - **知俊**　左衛門尉　伊志良祖
  - **知基**　茂木三郎　住下野茂木
    - **知宣**　左衛門尉　茂木祖

家政 宍戸四郎 左衛門尉 住常州宍戸

家周 壹岐守 山尾宍戸祖

時家 伊賀守

知尚 八田六郎

知實 太郎左衛門尉 淺羽祖

知氏 田中九郎

知継 筑後守 田中祖

知胤 河郡弟二郎

時家 十郎 伊賀守

景家 太郎右衛門尉 高野祖

家元 二郎左衛門尉

義勝 中条法印

家長 出羽守 中条祖

明玄 中禅寺別當

如仙 中禅寺別當

義賢 母六條大夫重俊女 大治元生 近衛院坊中帯刀先生 住武蔵大倉館 久壽二八十為義平自害卅

仲家 八条院藏人

仲光 藏人七郎

義仲 左馬頭 正五下 征夷将軍

義基 朝日三郎

義茂 刑部少輔 木曽祖

- 義憲 志田三郎 伊豆守 住下野
  - 義延 中宮 駿河守
- 賴賢 四郎左衛門尉
  - 義房 八条太郎 藏人
- 賴仲 掃部助
  - 源秀
- 為宗 丹波六郎
- 為成 八幡七郎
- 為朝 八郎 住鎮西
  - 義實 上西門院判官代 住尾州知多郡
    - 義直 同判官代
      - 義季 市部太郎 住尾州市部庄
    - 義信 知多三郎
  - 實信 上西門院藏人
    - 義房 藏人三郎
    - 慶乗 伊豆房
  - 為賴 島冠者
  - 為家 大島二郎
    - 為通 大島太郎
    - 朝宗
  - 義次 尾頭二郎
- 為仲 九郎
- 行家 備前守 從五上 十郎 藏人 初義盛 住熊野新宮
  - 家光 一臈判官
    - 行方 八条藏人
      - 行忠 左兵衛尉
  - 西乗 岩藏中納言房
    - 為貞 中野源三 住尾州中野
- 為家 淡路冠者 餘一 賀埼太郎
  - 經家 餘一太郎
    - 重成 恒富藏人
      - 成基 恒富藏人太郎

- 義時　左兵衛尉　称石川　住河内石川　母　皇七世義家朝臣六男
  - 頼定　加賀冠者
  - 正親　練緒冠者
  - 維義　松井冠者
  - 義盛　左馬助
    - 義久　九条院判官代
    - 義遠　九条院判官代
    - 義明　助三郎
  - 有義　平賀四郎
    - 義賢　四郎
    - 季義　小三郎
  - 義基　石川五郎　武蔵下総権守　従五下　為平家生害
    - 義兼　石川判官代
      - 頼房　右馬允従五下
        - 忠教　式部丞従五下
      - 範頼
      - 頼清　宜秋門院蔵人
        - 義信　同判官代
      - 頼重
      - 頼綱　宜秋門院蔵人　住河内国
      - 女　長頼朝臣妾　盛長母
      - 女　刑部大輔長俊妾
    - 義宗　板金大学助
  - 義資　称万部六郎　二条院判官代
    - 有義　高松院蔵人
      - 信盛　万部二郎
        - 信宗　万部二郎太郎
      - 義行　高松院判官代
        - 義連　万部太郎

皇七世義家朝臣七男

母

義隆 陸奥七郎 森冠者

頼隆 若槻太郎 伊豆守 住信濃国

頼胤 若槻太郎 下総守

頼廣 押田太郎

胤義 押田太郎

重胤 押田二郎

頼輔 若槻左衛門尉 山田祖

頼仲 若槻五郎 多胡尾田祖

頼定 若槻 森伊豆守 正嘉元十三卒 七十九

義泰 森七郎

義持 森太郎二郎

義冬 森三郎

定氏 森二郎

頼氏 森二郎

頼泰 森三郎

資氏 森七郎

朝氏 上野四郎

教氏 上野左近将監

泰朝 森五郎

定朝 森太郎

義通 餘一

義宗 笠合餘二郎

皇七世義綱子七人

義弘　母　安田藏人　白河院判官代　佐信州

義俊　宮二郎

義明　美濃三郎　母大舍人頭親朋女

義仲　美濃四郎

義範　美福門院判官代

義公　五条院判官代

義直　冠者

皇七世義光子七人　母甲斐守知實女　承暦元丁巳生

義業　刑部太郎　佐竹祖

茂弘　白河院藏人

成宗　美濃孫太郎

昌義　母吉田太郎清幹女　信濃守　佐竹冠者　住常陸久慈郡　佐竹

義清　佐竹二郎

義俊　安田二郎

成俊　石橋源三

忠義　太郎

隆義　太田四郎　常陸介　母陸奥押領使清衡女　妻戸村小三郎能通女　壽永二五廿卒　六六

義弘　佐竹藏人　遁世

義朋　安田太郎

家盛　石橋源太

義政　佐竹太郎

秀義　母戸村能通女　佐竹二郎　常陸介従五下　仁平二壬申生　妻宇都宮頼綱女　嘉禄元十二十八卒七四

義安　革島二郎三郎　住山城革島

義長　安田三郎

盛行　石橋源六

義繁　従五下　常陸介　佐竹嫡流領西　小場岡田岡崎　真崎等祖

義茂　南酒出太郎　土佐佐竹田谷　國井高倉祖

季義　北酒出八郎　美濃佐竹山口　一助一　檜澤祖

義清　稲木九郎

義定 遠江守 住近江国神埼郡山本郷
義仲 式部丞
女 逸見清光妻 加賀美遠光母
源尊

清安 革島又三郎
宗信 袋田勾當
義宗 袋田町田大野網懸山田祖 依上三郎
義賢 佐竹依上三郎
義信 又三郎
親義 岡田冠者
重義 岡田太郎
義經 山本冠者 伊賀若狭守
義明 箕浦冠者 住江州坂田郡
義弘 山本判官代
義重
義煕 柏木判官代 住近江柏木
義章 柏木判官代
義高 錦織冠者 住江州野洲郡
義継 錦織判官代
義成 大島冠者
頼高 河内冠者
光祐 山本二郎
義澄 又二郎
頼継 右近将監
義春 早水判官代

- 義清　母同義業　承保二四十六生江州　刑部三郎　武田冠者　甲斐守　寛治元十一十五元服　住甲斐市川　保安四出家　久安五七廿三卒七五
  - 師光　三河方原下司　方原二郎
    - 亂義　豊後冠者
    - 宣義　真島冠者
      - 宣兼　真島太郎
    - 成光　方原三郎
  - 清光　逸見冠者　甲斐守　従五下　天永元六九生市川　天治元正十一元服　仁安三七八卒
    - 光長　逸見上総介　大治三八十五生
      - 基義　皇嘉門院判官代
        - 惟義　逸見太郎　逸見大桒祖
      - 義長　深津三郎
        - 久義　平塩三郎
    - 信義　武田太郎　大治三八十五生
      - 忠頼　一條二郎
        - 朝忠　飯室太郎
        - 行忠　甘利二郎　上条東条祖
      - 兼信　板垣三郎
        - 頼重　板垣六郎
      - 有義　武田右兵衛尉
        - 有信　吉田太郎　塩部小松祖
      - 信光　武田五郎　伊澤五郎　伊豆守　大膳大夫
        - 朝信　黒坂太郎
        - 信忠　武田三郎　湯河祖

遠光
加賀美二郎
康治二二廿八生
保元二十十五元服
寛喜二四十九卒

光朝
秋山太郎

長清
小笠原二郎
左京大夫信濃守
應保二三五生
仁治三七十五卒

信政
武田伊豆守
武田總領

信快
殖木五郎

信長
武田六郎 高畠
武川白須青木祖

信隆
一宮七郎
岩崎上条祖

信平
早川八郎

信基
間淵九郎

光經
武田十郎
圓井増坪祖

光定
秋山小太郎

長經
小笠原太郎
小笠原三好祖

長光
八代四郎

清家
小田五郎

義定 安田 遠江守

光行 南部三郎

光清 加賀美二郎

光俊 於曽五郎

義資 田中太郎 越後守

義季 泉三郎

時長 伴野二郎

長経 伊奈三郎

朝光 大井七郎

行長 藤崎十郎

清時 鳴海餘一

清隆 大倉與二

實光 南部二郎 南部祖

- 清隆 安井四郎
  - 隆義 二宮太郎
    - 康頼 二宮太郎
  - 隆頼 二宮二郎 又称平井
    - 有朝 二宮孫二郎
  - 隆時 安井孫三郎
    - 頼隆 東條弥三郎
- 長義 河内小二郎
  - 光義 河内三郎
- 充義 田井五郎
  - 實光 田井三郎
    - 實教 田井又三郎
- 嚴尊 曽祢禪師
  - 遠頼 曽根太郎
    - 長頼 曽根彦太郎
- 義行 奈胡十郎
  - 行信 淺原三郎
    - 頼行 淺原小三郎
  - 義継 藏人太郎
    - 信継 米倉孫太郎
  - 義俊 臯和三郎
- 信請 八代餘三
- 義成 淺利餘一
  - 知義 淺利六郎
- 義氏 利見餘二
  - 遠信 利見餘一

- 盛義　左兵衛尉　刑部四郎　母同義清　住信濃國佐久郡平賀称平賀冠者
  - 有義　平賀二郎
    - 資義　金澤小二郎
      - 資直　木津東方　左衛門尉
      - 信資　新津西方三郎
    - 有資　平賀右兵衛尉
  - 安義　佐々毛三郎
    - 敦義　犬甘二郎
      - 敦行　犬甘小四郎
        - 義長　犬甘藏人
  - 義信　大内四郎　武藏守従五下
    - 惟義　大内四郎　修理大夫正四下
      - 惟信　駿河守正五下
        - 惟時　木工助従五下　竹内家祖
      - 義海
        - 義行　小野太郎
    - 朝信　小野冠者　称飯澤五郎
      - 時頼　宜陽門院藏人
        - 時村　小野太郎
    - 朝政　六角　右衛門権佐
      - 朝經　六角　四郎三郎
        - 朝村　飛騨守従五下
    - 景平　小早川右兵衛尉
  - 義廣
  - 敦義　犬甘七郎　為安義子
  - 覺義　刑部卿　阿闍梨
  - 義隆　新田判官代
  - 廣義　田村冠者
  - 義隆　新田判官代　實盛義子
    - 義業　新田太郎

- 實光　石井二郎勾當　住伊豆國

- 親義 岡田冠者 五郎 住信濃国
  - 重義 岡田太郎
    - 勝義 岡田四郎
      - 忠義 岡田小太郎

- 皇七世頼資子八人
- 基国 勾当 後二条関白師通家
  - 国輔 中務丞従五下
    - 頼輔 讃岐守従五下
      - 頼時
  - 光重 保津三郎 住丹波
    - 保綱 保津蔵人 美作守
      - 保茂 下総守従五下
        - 保重 伊豆守 保津祖
      - 保清 兵庫助
        - 保忠 蔵人

- 資兼 溝杭大夫 従五下 住摂津国溝杭
  - 資時 溝杭源二
    - 資家 溝杭源三
      - 資村 溝杭孫三郎
        - 資盛 溝杭源二
        - 資直 溝杭源七 古川祖

- 皇七世頼実子二人
- 頼季 佐渡守 従五下 為頼信子 住信濃国
  - 頼氏 佐渡太郎
    - 氏季
  - 満実 井上三郎
    - 遠光 井上五郎
      - 光盛 井上小二郎
        - 忠長 井上太郎 井上[illegible]祖

- 皇七世実国子三人
- 行実 土佐国多田三郎 備前守
  - 顕行 蔵人
    - 雅行 蔵人
      - 惟頼 大宮大進
        - 頼俊 大膳亮
      - 信雅 非蔵人 左兵衛尉
    - 行業 美濃守

皇七世頼綱子五人

明國 多田太郎 下野守従四下

仲政 馬場三郎 堀川院藏人

光行 伊賀守

行賢 八条院藏人

行國 佐渡守

頼政 従三位 右京権大夫 住京都春日南京極西大炊御門北

行頼 皇嘉門院判官代

行季 八条院判官代

頼盛 摂津守

頼憲 多田藏人

仲綱 伊豆守正五下

廣綱 太田祖 駿河守 為仲綱子

國行 上西門院判官代

朝行 上西門院藏人

光賢 従五下

行綱 多田藏人 六条藏人

高頼 能瀬三郎 野間祖

盛綱 多田太郎

宗綱 左衛門尉

有綱 左衛門尉

頼成 田代冠者

頼季 伊豆藏人

隆綱 右衛門尉

國時 河内守

行資 小野冠者

行綱 左衛門尉

行定 多田太郎

資國 能瀬藏人 手島倉垣祖

公綱 伊豆守

宗仲 左兵衛尉 下間祖

頼有 七条院判官代

國綱 左衛門尉 賜丹波五箇庄

頼行 小國藏人 丹後守

宗頼 兵庫頭
政光 美福門院藏人
仲時 建春門院藏人
兼綱 為叔父頼孝子
女 宜秋門院丹後

國綱 山縣三郎
兼綱 大夫判官
頼兼 大内守護 藏人
女 二条院讃岐

頼連 小国三郎
頼貞 小中川四郎
頼衡 小国六郎

顯綱 大河内源大夫 住三河臥蝶
頼茂 右馬頭
光圓 高田太郎
慈賢 乙部太郎

頼隆 小田三郎
頼定 大中川三郎
宗継 小船津五郎
頼仲 小中川二郎
頼重 久島二郎
頼基 福島四郎

政顯 大河内太郎
貞顯 大河内二郎 左衛門尉
頼氏 下野守 下野土岐祖
盛貞 高田太郎

- 國直　山縣三郎　美濃三郎　住美濃山縣郡　因為氏
  - 光重　波多野御曹司　深栖三郎　住下野方西
    - 重清　松崎三郎
      - 重貞　松寄太郎
        - 重茂　杉田上総介
    - 頼重　堀三郎
      - 頼時　堀勾當
        - 時綱　堀太郎
    - 光貞　尾塞四郎
      - 重真　掃部助
        - 康重　左衛門尉
    - 仲重　深栖五郎　紀伊守
      - 長兼　飯倉三郎
        - 長國　飯倉藏人
      - 長光　深栖二郎
        - 仲國　深栖藏人
    - 保綱　深栖　左京大夫
      - 保光　深栖藏人
        - 光村　深栖三郎
  - 泰政　池田右馬允　為紀奉貞子
    - 泰光　薩摩守　池田郡司
      - 泰永　池田武者所
        - 泰継　池田兵庫頭
    - 望政　帯刀先生
      - 重望　榎下小二郎
        - 時望　小二郎
      - 能望　榎下三郎
        - 成忠　高橋刑部丞
  - 國政　山縣先生　齋院次官
    - 國成　飛騨瀬太郎
      - 頼清　野太郎先生
        - 頼重　野太郎
        - 頼季　神門二郎
      - 國光　栗野二郎

- 頼澄 山縣二郎 ―清イ 藏人大夫
  - 頼資 上有智藏人
    - 頼經 神地新藏人
    - 頼保 矢野庄司 住播磨
  - 頼忠 原四郎
  - 經國 山縣判官代
    - 重國 飛騨瀬太郎
    - 國清 多治見二郎
  - 頼亂 不破五郎
  - 頼綱 ―經イ 蜂屋三郎
    - 頼俊 蜂屋冠者
- 國時 落合三郎 住美濃惠奈郡落合
  - 國盛 山縣藏人
    - 國綱 山縣判官代
  - 國成 落合三郎
    - 國方 落合源太
- 頼兼 清水五郎 藏人
  - 頼高 清水新藏人
    - 頼直 清水太郎
    - 頼忠 神野二郎
  - 頼仲 山田二郎
  - 頼継 多藝三郎
    - 頼重 平野三郎
    - 時經 萩原太郎

國基 能勢二郎
- 國康 能勢藏人
  - 賴經 能勢三郎 雜色
    - 清經 能勢藏人
- 國能 能勢判官代
  - 重綱 能勢判官代
    - 賴定 能勢大進

敦光 多田三郎
- 時光 多田三郎太郎

重綱 田尻冠者
- 賴基 田尻皇后宮大進
  - 廣經 田尻左衛門尉
    - 時家 田尻右衛門太郎

保賴 能世藏人
- 賴綱 能世藏人太郎
  - 賴仲 能世判官代
    - 長賴 能世藏人太郎
    - 賴景 能世兵庫允

高行 能世對馬守
- 高重 能世判官代
  - 親重 能世安房太郎

光國 皇七世國房子六人 母太宰大夫□□女 出羽守 從五上 久安三十二十三卒 八十五
- 光信 土岐出羽判官 從五上
  - 光基 伊賀守 從五上 住美濃土岐郡
    - 賴基 伊賀藏人
      - 光朝 伊賀三郎
    - 光季 伊賀判官
    - 光衡 土岐美濃守 稱郡戸判官代
      - 光行 土岐判官代 土岐祖
      - 光時 淺野二郎 淺野祖

皇七世國仲子三人
國仲又名師光

實俊 藏人所雜色 — 寛實 相模法橋 圓覺寺執行 — 寛快 大僧都 — 快全 大僧都 — 宗嚴 権律師

源全 多田禪師 — 實忠 多田攝津守 — 信忠 從五下 — 仲忠 民部少輔

光保 左衛門尉 — 光長 出羽守 — 光經 帶刀 — 光助 長澤出羽守 住越中長澤
光保 左衛門尉 — 光義 出羽守 — 光國 伊賀守 — 光濟 高井四郎
光保 左衛門尉 — 光宗 木田左衛門尉 — 宗保 木田右衛門尉 — 俊玄 木田大進上座

滿隆 福島中務丞 — 經光 福島権守 — 光義 福島太郎 — 惟光 福島又太郎
經光 — 隆綱 福島藏人 — 隆經 福島判官代 — 經茂 福島河内守

皇七世仲網子六人
大和源氏

滿房 九条右府勾當 — 滿基 九條二郎 — 定滿 — 滿朝 — 盛長

仲光 齋院次官 — 光親 八条院判官代 — 光賢 上西門院判官代 — 基兼 雅樂助

滿宗 粟田口勾當 — 定滿 齋院長官 — 滿長 上西門院藏人 — 成長 粟田口藏人 — 惟長 粟田口藏人
滿長 — 定長 美福門院藏人 — 長親 三宮藏人

- 満資 宮七郎
  - 満實 宮二郎
    - 定満 宮下三郎
- 長満 藏人所衆
  - 満親 八条冠者

皇七世成綱子一人

- 久隆 河内陸奥守 従五位下
  - 信綱 相模守
    - 有綱 式部丞
      - 範經 出雲守
  - 資頼 九条院判官代
    - 資國 八条藏人
      - 頼康 殷富門院藏人
  - 盛隆 八条院藏人
    - 家隆 八条藏人
  - 季重 戸坂掃部助
    - 頼基 戸坂冠者

皇七世頼俊子七人

- 頼風 後三条院母 陽明門院判官代 天下武勇名誉
  - 頼安 同判官代 法華持者
    - 信實 興福寺上座
      - 玄實 興福寺法橋 一天第一武勇精兵
        - 昌實 甲斐上坐
      - 仲房 大和守右馬助
        - 親家 右馬太郎
    - 頼兼 加賀冠者
    - 義忠 加賀太郎
      - 仲重 加賀勾當
        - 盛仲 加賀藏人
  - 頼清 竹田太郎 任伊豆国
    - 清高 竹田冠者
      - 清兼 峯田源二
        - 頼兼 峯田藏人
  - 惟光

賴治　宇野冠者　宇野中務丞　住大和宇野

- 賴澄　宇野太郎
- 親弘　豊島權守
  - 親治　宇野七郎
    - 有治　宇野齋院次官
      - 信親　宇野孫太郎
      - 俊治　廣瀬七郎
      - 光治　入野屋八郎
    - 義治　宇野三郎
      - 茂治　大森三郎
      - 秀治　土方太郎
  - 基弘　豊島八郎
    - 信弘　九條院判官代
      - 朝弘　豊島藏人
    - 信光　高木判官代
      - 信治　高木四郎
  - 親滿　豊島判官代
    - 親季　豊島太郎
      - 親長　豊島判官代
- 親通　宇野四郎
  - 滿親　宇野藏人
    - 仲房　宇野左馬助
      - 親家　大島冠者

賴景　愛子六郎　陸奥三郎

- 惟風　陸奥弥六
  - 賴明　愛子二郎　陸奥太郎
    - 賴遠　所雜色
      - 賴資　太田太郎
    - 賴成　皇后宮侍長

頼章　陸奥弥二郎
　頼清　九条院判官代
　頼元　愛子四郎
　頼康　皇后宮侍長
　頼清　十八野判官代
　　頼重　大野太郎　承久京方
　　頼時　朝日二郎

仁範　楊梅蒞禅師
　基輔　楊梅九郎
　　頼遠　太田二郎　或云頼明子
　　　頼資　太田太郎
　　　　頼康　太田二郎

皇七世有光子云

基光　石川三郎
住攝津柳津
又住陸奥石川郡依為氏
　光義　石川太郎　号澤田
　　光治　成田二郎　美濃市橋庄地頭
　　義季　石川三郎
　　　廣季　石川小二郎
　　　　光貞　石川小太郎
　　　季光　石川杢助
　　　　景光　石川助太郎
　季康　河尻二郎
　　季村　河尻二郎
　　　康光　河尻太郎

光家　石川四郎
　光盛　石川太郎
　　光重　坂地小二郎
　　　光時　石川三郎
　　　　光行　石川大炊助

- 光治 大寺二郎
  - 光兼 河尻五郎
    - 助廉 河尻修理亮
      - 助光 河尻太郎
- 光助 小冨三郎
  - 光村 河尻七郎
    - 光冨 河尻六郎

皇七世義仲子八人

- 仲親 二条院藏人
  - 仲義 九条院藏人
  - 仲重 源大夫従五下
    - 盛仲 右兵衛尉
      - 基仲 白川藏人
        - 為仲 白川太郎
  - 仲隆 白川太郎 勾當
- 義守 式部少丞
  - 宗頼 源大夫
    - 頼貞 能登守
      - 為基 左兵衛尉
        - 為綱 左兵衛尉
- 仲遠 斎院次官
  - 盛仲 後白川院藏人
    - 光方 斎院藏人
      - 親兼 西院太郎
    - 盛親 八条院藏人
- 仲光 斎院勾當
  - 信親 二河冠者
  - 頼致 二河右衛門尉
- 忠光 斎院長官
  - 朝光 八条院藏人
    - 親賢 左近将監
      - 基光 雅楽助

水雄圖志

二之下

範仲 麻生別當 法華經太郎

皇七世仲宗子四人

顯清 村上藏人 住信濃國

光親 麻生藏人 八条院判官代

宗清 村上藏人

為國 村上判官代

光賢 上西門院藏人 — 親兼 八条院藏人 — 遠光 麻生太郎

親基 七条院判官代 — 親忠 麻生太郎二郎 — 頼氏 麻生七郎

長清 皇嘉門院藏人 — 國清 陸奥守

信國 村上左馬助 — 信實 村上右兵衛尉

泰遠 崇徳院判官代 村上太郎 — 信次 村上四郎 — 惟信 村上太郎

基輔 入山二郎

安信 村上二郎 — 信村 村上修理亮 — 胤信 村上太郎

成國 出浦四郎 高松院藏人 — 為實 出浦太郎 — 義忠 出浦小太郎

仲實 小野澤二郎 — 實氏 小野澤修理亮

仲經 山田匂當 — 為村 山田太郎 — 時仲 小野澤式部丞

親國 平屋六郎

定國 村上太郎
清長 伊豫國村上氏祖
業國 村上右馬允
信國 村上右馬助
盛國 留判官代
盛清 村上判官代 叔父惟清配流後繼其遺蹟
為國 村上判官代 實顕清子
基國 村上判官代
顕基 村上三郎
親基 吾妻五郎
義基 飯田二郎
宗清 美福門院
宗忠
宗實 高松院藏人
仲清 村上三郎
惟清 三河守 從五下 依刃傷武藏守行実事配流伊豆大島

家國 今里九郎
寛覺 栗田禪師 戸隠別當
仲國 栗田太郎
國時 栗田又太郎
寛明 栗田禪師
寛賀 栗田法眼
宗實 小野藏人
實時 小野藏人二郎
實重 岡田四郎
仲清 千田與三
親清 千田藏人大夫
信清 千田太郎
仲親 千田三郎

皇七世家宗子七人
母式部大輔家行女

- 清宗（山城守）
  - 宗季（吉田冠者　大學助）
    - 宗頼（高松院藏人）
      - 満宗（同非藏人）
    - 康宗（上野三郎）
      - 宗清（上野判官代）
        - 家満（上野二郎）
        - 基清（西川藏人）
      - 有親（上野二郎）
        - 時基（林五郎）
- 家重（左衛門尉）
  - 家清（大藏二郎）
    - 満義
    - 家満（修理亮）
- 家俊（左馬助）
  - 重俊（左衛門尉）
    - 義宗（上野判官代）
      - 義時（上野十郎）
        - 義盛（上野三郎）
    - 宗信（上野冠者）
      - 義宗（高松院判官代）
        - 有長（上野太郎）

- 經業（深原坂四郎　左衛門尉）
  - 頼時（深原次太郎）
  - 仲盛（下条屋代上条　平地等祖）
  - 頼澄（帯刀左衛門尉）
  - 業賢（上西門院藏人）
- 世延（村上冠者　住信濃）
  - 延時（寄合入山山田等祖）

- 家基 三郎大夫
  - 長基 安藤太郎
    - 成基 高松院藏人
      - 基重 兵庫頭
        - 業基 安藤判官代 安藤祖
      - 重業 安藤太郎
        - 國業 安藤藏人

皇七世基宗子三人

- 家宗 三河三郎大夫
  - 仲基 三河四郎
    - 茂基 高松院判官代
      - 重幸 殷富門院藏人
        - 邦幸 同藏人
      - 基董 三河太郎

- 満信 出羽守
  - 満清 斎院次官
    - 忠清 古池左衛門尉
      - 基清
    - 満實 右池右近將監

皇七世満實子九人

- 光平 時田太郎 又作常田
  - 光長 桒洞二郎
    - 清長 桒洞五郎
      - 忠長 井上太郎
        - 長直 宮延小太郎 井上太郎
        - 經長 井上二郎
        - 光朝 井上四郎
  - 清綱 時田八郎
  - 義遠 小坂九郎
    - 光頼 小坂太郎
      - 政義 小坂三郎
        - 長頼 小坂小三郎

- 遠光 井上太郎
  - 敦村 井上小二郎 隠州井上祖

- 家光　米持三郎　井上五郎　住信濃高井郡米持御
  - 高義　佐久二郎
    - 忠盛　関山二郎
  - 忠義　米持三郎
    - 義直　村上七郎
      - 義基　村上太郎
        - 義教　米持又太郎
        - 義綱　米持二郎
  - 光平　米持四郎
    - 長光　米持二郎
      - 清長　安木田五郎
    - 家光　安木田三郎
      - 光成　安木田二郎
    - 光遠　蘆田二郎
  - 道家　丹波押領使　葦田赤井祖
- 盛満　高梨七郎　住信濃高井郡高梨里
  - 忠光　高梨小太郎
    - 忠直　高梨六郎
  - 盛高　高梨判官代
    - 賴高　高梨太郎
      - 賴平　高梨小太郎
        - 經高　高梨又太郎
        - 經平　高梨太郎
      - 義高　関山五郎
    - 高信　高梨二郎
  - 盛弘　仁科太郎
    - 盛宗　仁科太郎
      - 盛朝　仁科二郎
- 重光　芳美八郎
  - 重賴　芳美太郎

- 為實 順田九郎 住信濃安曇郡順田郷
  - 盛泰 順田七郎
    - 實村 順田又太郎
      - 貞村 順田小太郎
        - 經村 順田小二郎
        - 為村 順田七郎

皇七世師任子一人

- 師行 河内左衛門尉 住常陸河内郡
  - 行遠 河内左衛門尉
    - 行康 河内太郎
      - 行頼 河内左衛門尉
        - 行房 河内左衛門尉
      - 行賢 河内左兵衛尉
        - 行孝 河内右兵衛尉
      - 行貞 河内右衛門尉
        - 時貞 河内民部丞

皇七世政清子一人

- 政廣 國井源八 又称常盤
  - 政景 国井八郎
    - 政俊 国井八郎四郎
      - 政胤 国井八郎三郎
        - 時胤 国井又太郎
      - 俊貞 檜山九郎

皇七世盛實子二人

- 盛清 柏原 山城守従五下
  - 盛房 柏原三河守
    - 頼房 柏原太郎
      - 頼隆 柏原左衛門尉
  - 家盛 柏原五郎
    - 家清 太田六郎 藏人所雑色
      - 仲清 太田藏人
        - 長清 太田二郎

皇七世季昌子一人

- 信邦 洞院 美濃守
  - 有忠 宇治左府勾當
  - 康季 洞院藏人
    - 忠兼
    - 有成 洞院大膳権大夫

皇七世忠信子二人

為信 洞院藏人

忠光 檜坂太郎

忠國 檜坂太郎

頼康 檜坂二郎 知足院殿下勾當 住河内国檜坂

通定 檜坂相摸守

定綱 筑前守

康綱 上総介

康宣 檜坂與一

康長 檜坂太郎

康宗 檜坂源二

康輔 檜坂藏人

康俊 檜坂一萬

親康 檜坂二郎

皇七世範弘子一人

為綱 戸島藏人 中務丞

皇七世重宗子五人

重實 八島冠者 又佐渡源太 住尾張海西郡 八島 又号河邉

重遠 浦野四郎

重房 小河三郎 住尾張知多郡 小川御

重清 小川又三郎

重雅 小河又三郎 水野祖

重義 泉太郎

重直 浦野太郎 依住尾張河邉 氏号河邉 又山田先生共

重滿 山田太郎

重忠 山田二郎

重親 彦坂冠者

承聖 少僧都

重宗 高田二郎

重朝 拘今冠者

重村 山田三郎

重成 八島三郎 式部大夫 近江守

重忠 山田二郎

重頼 葦敷二郎

重弘 山田六郎

光成 原源太

重茂 佐渡二郎

重快 大夫法眼

季貞 佐渡右衛門尉

重義 鏡冠者

重廣 白川二郎

重平 小島五郎

重俊 小島二郎

重長 賀茂六郎

重秀 足助冠者 住三州足助

重基 水落冠者

重助 生津二郎

重高 葦敷太郎

重行 葦敷二郎

重光 山田又太郎

快賀 佐渡民部丞

國時 佐渡民部丞

- 重定　山田先生
  - 重經　山田三郎　帯刀
    - 仲房　山田民部丞
      - 重氏　山田左兵衛
  - 重継　山田四郎　中宮侍長
    - 重久　山田大隅守
      - 重茂　山田右兵衛尉
- 時成　八島先生　左衛門尉
  - 忠重　八島三郎
    - 忠頼　八島太郎
  - 時清　八島八郎
- 實宗　佐渡上座
  - 重保　上田冠者
    - 重直
- 重長　木田三郎　住尾州知多郡木田郷
  - 重國　木田判官代
    - 重知　木田又太郎
      - 國用　開田二郎
        - 國重　開田二郎太郎
    - 政國　木田小太郎
      - 重氏　木田右兵衛尉
        - 重經　木田掃部助
  - 重清　上有智左兵衛尉
  - 重隆　志内藏人
  - 寛兼　木田上座
    - 重賢　木田太郎
      - 重兼　木田冠者
      - 重季　吉野冠者
        - 重泰　吉野太郎
        - 憲禪　願行上人
- 重高　佐渡七郎
  - 高藤　佐渡三郎

- 重時 佐渡判官 北面四天王
  - 季遠 佐渡右兵衛尉
    - 光遠 佐渡右馬允
      - 能廣 佐渡山城守
        - 能行 佐渡侍長
      - 則清 佐渡兵庫允
        - 範季 佐渡大舎人助
      - 光行 佐渡河内守 大監物
        - 親行 河内守
        - 光重 壹岐守
      - 資季 左衛門佐
        - 盛季 大和守
    - 季貞 源大夫判官
      - 有貞 豊前守
        - 長貞 内舎人
  - 重俊 小島左兵衛尉
    - 俊盛 小島八郎
      - 家俊 小島二郎
        - 俊綱 小島二郎太郎

- 皇七世惟家子三人
  - 維頼 善積三郎
    - 惟信 善積太郎
      - 維義 善積源三
  - 忠頼 善積藏人
    - 惟忠 善積二郎
      - 惟仲 片淵刑部丞
        - 惟俊 片淵右馬允
          - 惟良 片淵右馬允 和田祖
        - 惟綱 伊藤二郎
  - 齊仲 善積出羽二郎
    - 齊時 善積三郎
      - 基齊 辻岡源太
        - 惟齊 辻五郎
          - 盛齊 雨谷太郎

住近江国高島郡善積ノ庄ニ

忠景 善積三郎

定齊 善積弥三郎

重齊 善積又四郎

定奉 澤俣四郎

忠基 武藏権守

景遠 小倉判官代

齊親 辻岡源太

齊信 善積三郎

奉齊 澤俣孫四郎

有奉 羽仁七郎

家齊 善積先生

忠遠 善積七郎

義景 小倉太郎

信重 出羽二郎

皇七世隆祐子又

正茂 冨塚三郎

正佐 冨塚入道

定隆 興利井太郎

皇七世定俊子七人

為經 高屋越前三郎

為貞 高屋二郎

為房 高屋又三郎

實遠 高屋二郎

親實 小原太郎

定遠 高屋四郎

景實 小掠三郎

景遠 高屋三郎

皇七世為公子六人

- 為扶　伊那三郎
  - 公家　伊那中太郎
    - 快次　林二郎 又称野邉
    - 快實　伊那三郎
  - 公扶　林源太
    - 扶次　林小太郎
      - 公季　泉太郎
        - 快衡　諏方部太郎
      - 盛快　室賀二郎
        - 幸快　諏訪部二郎
  - 為家　芳美三郎
    - 家快　芳美撿校大夫
      - 快俊　瀬橋四郎
        - 輔頼　埴田太郎 手塚等祖
    - 家清　波波四郎
      - 公光　埴田太郎
        - 忠光　埴田又太郎
        - 行光　松本彦太郎
  - 景衡　泉九郎
  - 為實　飯田三郎
    - 實信　飯田小太郎
- 為衡　中津乗太郎
  - 為貞　中津乗太郎
    - 頼綱　中津乗小太郎
- 為邦　村上判官代
  - 國高　二柳二郎 又村上源太
    - 國元　二柳二郎
      - 國泰　二柳源三
    - 國忠　信濃国夏目村地頭
      - 國平　夏目左近将監
        - 國宗　夏目三郎
    - 國長　二柳九郎
      - 國頼　二柳九郎二郎
        - 國義　二柳弥四郎

為實　依田六郎
- 實信　依田二郎大夫
  - 信行　依田三郎
    - 信隆　手塚太郎
      - 盛綱　手塚太郎　諏訪祖
- 行俊　飯沼太郎　住信州小縣郡　飯沼
  - 資行　飯沼三郎
    - 常遠　飯沼左兵衛
    - 唯心　依田入道
- 豊平　依田檢校　鷹飼名人

為基　片桐源八　藏人太夫　住信州伊那郡　片桐
- 為行　片桐源八　兵庫助
  - 為重　片切弥太郎
  - 行心　片切二郎　禅師
    - 親平　泉二郎
  - 為綱　岩間二郎大夫　飯島祖
  - 為遠　片切七郎
    - 為康　片桐源三
      - 為村　片桐小太郎
    - 長清　片桐二郎
      - 長頼　片桐源太
      - 盛友　前澤源三郎
    - 為信　那須三郎
      - 為家　那須十郎

為氏　堤源三
- 為廣　駒澤源二
  - 宗綱　大島八郎

皇七世貞頼子二人

賴幸 土永判官代
　滿政 土永太郎
　　幸家 土永太郎
　　　賴家 土永太郎
　　　　賴盛 土永三郎
　　政信 大屋加賀守
　　　幸信 大屋太郎 木工助
　　　　幸氏 大屋木工助
　　實幸 大屋二郎
　　　幸遠 大屋四郎
　　　　幸景 大屋五郎
　　是政 猪木三郎
　　　政則 猪木左衛門尉
　　　　則幸 猪木三郎

皇十三世 | 皇十四世 | 皇十五世 | 皇十六世 | 皇十七世

皇十二世新田重家弟
山名太郎重國子五人

重村 山名二郎 承明門院藏人
　義長 山名孫二郎
　　義俊 山名彥二郎
　　　政氏 山名弥太郎
　　　　兼義 山名三河守
　　　　時氏 山名伊豆守
　義政 山名小三郎
　　俊氏 山名左近將監
　　　賴氏 山名弥三郎
朝家 山名小太郎
　義行 山名又太郎
　　行氏 山名孫太郎
　　　俊行 山名七郎二郎
國長 山名三郎
　義信 山名三郎太郎
　　長信 山名孫二郎
　　　景長 山名弥三郎
　賴國 山名六郎太郎

皇十二世里見義基子四人

- 重基 里見牛澤二郎 一云義秀弟
  - 重宗 牛澤三郎
    - 基宗 牛澤彦三郎
    - 重幸 牛澤彦四郎
- 義秀 里見刑部少輔 又号竹林
  - 忠義 里見刑部少輔
    - 義胤 里見刑部少輔
      - 義連 里見左近將監
        - 基義 里見刑部少輔
- 氏義 里見掃部助
  - 重義 里見助七郎
- 義宗 太田二郎

皇十二世大井田義綱子二人

- 氏継 大井田藏人三郎
  - 義隆 大井田左兵衛尉
    - 經隆 大井田藏人大夫
      - 經兼 大井田式部大輔
      - 氏經 大井田彈正少弼 住越後
        - 經景 大井田隼人佑
      - 經世 大井田左馬助
- 時継 大島修理亮
  - 盛義 大島彦六郎
    - 義貞 大島又太郎
      - 義政 大島兵庫頭
        - 義高 大島兵庫助

皇十三世鳥山時成子二人

- 經成 鳥山太郎
  - 家成 鳥山又太郎
    - 義盛 鳥山左馬助
      - 義胤 鳥山太郎三郎
        - 貞成 鳥山孫二郎
    - 氏頼 鳥山新三郎
      - 房成 鳥山孫二郎
        - 盛貴 鳥山又七

皇十三世里見重政子二人

- 信成 鳥山孫太郎
  - 盛成 鳥山孫二郎
    - 盛朝 鳥山修理亮
- 重經 田中又太郎
  - 經村 田中藏人
  - 經氏 田中七郎
    - 義房 田中大炊助
      - 宗村 田中太郎
    - 重村 田中二郎
    - 親經 田中三郎
    - 政継 田中左近藏人
    - 氏政 田中右近藏人

皇十二世新田政義子六人

- 政氏 新田又太郎 母足利義氏女
  - 基氏 新田六郎 母平秀時女
    - 朝氏 新田二郎太郎
      - 義貞 新田左中将 贈大納言
        - 義顯 新田越後守
        - 義興 新田左兵衛佐
        - 義宗 新田武藏守 左少将
      - 義助 脇屋刑部卿
        - 義治 脇屋右衛門佐
    - 覺義 荒居二郎入道
  - 惟氏 今井十郎
    - 義政 今井十郎三郎

- 知信 下細谷三郎
- 重氏 西谷九郎

- 家氏 大舘二郎
  - 宗氏 大舘二郎
    - 氏明 大舘左馬助
      - 義冬 大舘治部少輔
        - 氏信 大舘中務少輔
        - 政房 大舘民部少輔
    - 幸氏 大舘中務大輔
  - 重氏 金谷刑部少輔
  - 貞氏 堀口二郎
  - 為氏 綿打太郎

- 家貞 堀口孫二郎
  - 貞義 堀口左馬権頭
    - 貞満 堀口美濃守
      - 義満 堀口左馬允
  - 貞政 一井孫三郎
    - 政家 一井左近将監

- 信氏 谷島三郎
  - 信秀 谷島五郎

- 國氏 細谷弥太郎
  - 氏恭 細谷孫太郎

- 助義 蒲前法師

皇十二世新田頼泰子一人

頼高 新田下野四郎

尚氏 新田小四郎

皇十三世世良田教氏子二人

満義 世良田弥二郎

政義 世良田右京亮

親季 世良田修理進

有親 世良田左京亮

親氏 世良田二郎三郎

家時 世良田弥四郎

満氏 世良田三郎

義秋 世良田三郎

皇十三世長岡七郎政氏弟
鶴生田三郎時綱子二人
除鶴字單称生田

政綱 生田彦三郎

頼持 生田彦五郎 改庄田

政頼 庄田彦二郎 改勝田又松田

隆氏 松田三郎

皇十三世仁木實國子一人

義俊 仁木又太郎 住三河國賀茂郡仁木

義継 仁木弥太郎

義秀 仁木太郎

義政 仁木弥太郎

義重 仁木弥太郎

師義 仁木二郎

頼直 仁木太郎

義直 仁木又太郎

義有 仁木伯耆守 豊島仁木祖

皇十三世細川義季子六人

- 義有 細川三郎
  - 義秋 細川九郎三郎
    - 元義 細川弥三郎
      - 頼顕 細川駿河守
        - 満秋 細川駿河三郎
      - 義俊 細川上総介
        - 頼俊 細川弥三郎
  - 義世 細川九郎四郎
  - 義圓 細川弥七郎 遁世
    - 氏之 細川伊賀守
      - 氏有 細川孫太郎
- 義久 細川又三郎
  - 義亂 細川左近将監
    - 義門 細川小四郎
      - 氏清 細川又四郎
        - 氏久 細川四郎
- 宗義 細川五郎 卿律師
  - 頼種 細川七郎 建武三六廿於三河国吉良合戦討死
    - 義種 細川三河守
      - 氏之 細川刑部大輔 住備中
        - 頼直 細川大蔵少輔
    - 義奉 細川又四郎
      - 氏世 細川餘一 住阿波
        - 氏盛 細川美濃守

- 義任 仁木三郎
  - 義照 仁木帯刀先生
- 義勝 仁木二郎 又号矢田
  - 義連 上池又三郎
  - 頼平 仁木左京大夫
  - 義長 仁木右京大夫
  - 頼勝 仁木弾正少弼

俊氏 細川八郎
- 公頼 細川八郎太郎
  - 和氏 細川阿波守
    - 清氏 細川相模守
      - 昌氏 細川八郎
  - 頼春 細川讃岐守
    - 頼之 細川武蔵守 管領号上屋形
    - 頼有 細川右馬頭
      - 頼長 細川刑部大輔
    - 頼元 細川右京大夫 為頼之子
      - 満元 細川右京大夫
      - 満國 細川右馬頭
    - 詮春 細川左近将監 号下屋形
      - 義之 細川讃岐守
    - 満之 細川阿波守
      - 基之 細川阿波守
      - 頼重 細川上総介
  - 師氏 細川淡路守
    - 氏春 細川兵部少輔
      - 満春 細川淡路守

頼元 細川刑部少輔
- 頼益 細川遠江守 新續古作者
  - 満益 細川治部少輔 住土佐
  - 氏有 細川宮内少輔

- 賴貞 細川八郎四郎
  - 顯氏 細川陸奥守
    - 業氏 細川八郎七郎

皇十三世賀崎義宗子六人

- 家俊 上池七郎
  - 家仲 上池七郎三郎
    - 義連 上池又三郎
  - 義俊 上池七郎四郎
    - 氏継 上池四郎三郎
- 宗氏 戸賀崎太郎
  - 満氏 戸賀崎二郎
- 満氏 荒川二郎
  - 清氏 荒川三郎太郎
    - 氏重 荒川修理亮
      - 義重 荒川右馬助
        - 賴清 荒川三河守

皇十三世畠山泰國子五人

- 時國 畠山阿波守 初國氏
  - 貞國 畠山式部丞
    - 家國 畠山尾張守
      - 國清 畠山阿波守 入道道誓
        - 義清 畠山陸奥守
      - 義深 畠山尾張守
        - 基國 畠山右兵衛督
      - 清義 畠山左近将監
        - 貞清 畠山左近将監
  - 高國 奥州二本松 畠山小太郎
    - 國氏 畠山左馬権頭
      - 國詮 畠山修理大夫
        - 満泰 畠山修理大夫
- 義生 畠山彦三郎
  - 義方 畠山三郎太郎
    - 宗義 畠山修理大夫
      - 宗生 畠山二郎
        - 直宗 畠山大蔵大輔 貞和五十二廿三為師直自殺
      - 宗國 畠山四郎
  - 義廣 畠山三郎二郎

- 康成（畠山四郎）
  - 成家（畠山弥三郎）住佐渡
    - 貞康（畠山越後守）
      - 基國（畠山左衛門佐）

皇十二世岩松時兼子七人

- 賴兼（村田太郎）
  - 賴經（村田又太郎）
- 氏兼（寺井二郎）
- 長義（金井三郎）
- 經氏（田部井四郎）
  - 賴氏（田部井四郎三郎）
    - 經賴（田部井四郎）
  - 泰綱（田部井四郎太郎）
    - 仲泰（田部井太郎）
      - 泰寛（田部井太郎三郎）元弘三五十五討死
        - 泰兼（田部井又四郎）
- 經兼（岩松五郎）
  - 政經（岩松下野六郎）
    - 義政（岩松兵衛藏人）
      - 義種（岩松太郎）
        - 直國（岩松太郎）
    - 賴宥（岩松禅師）
    - 經家（岩松三郎）

皇十三世田中時朝子四人

- 時國（田中二郎太郎）
  - 満國（田中孫太郎）
    - 政國（田中三郎太郎）
      - 國隆（田中大炊介）
- 賴國（田中三郎）
  - 胤國（田中小三郎）

皇十三世足利長氏子二人

- 満氏 吉良上総介 住三河幡豆郡吉良庄
  - 貞義 吉良上総介
    - 満義 吉良左京大夫
      - 満貞 吉良治部大輔
        - 俊氏 吉良左兵衛佐
      - 義實 吉良中務大輔
        - 朝氏 吉良上総介
  - 貞氏 吉良三郎
  - 經氏 吉良太郎 東條吉良祖
- 國氏 今川四郎 住三河幡豆郡今川莊
  - 基氏 今川七郎
    - 頼基 今川式部大夫
      - 頼貞 今川駿河守
    - 國範 今川五郎
      - 範氏 今川上総介
        - 泰範 今川上総介 駿河今川
      - 貞世 今川伊豫守 入道了俊
        - 貞臣 今川左京大夫 遠江今川
      - 氏兼 蒲原越後守
        - 直忠 蒲原越後守
      - 仲秋 万里小路中務少輔
        - 貞秋 万里小路遠江守
  - 政氏 今川四郎
    - 政義 大木又太郎
  - 經國 関口五郎
    - 顯氏 関口刑部大輔
      - 兼氏 関口彦三郎
        - 満幸 関口六郎
  - 俊氏 今川三郎
    - 俊國 新野弾正少弼

- 家氏 足利尾張守 住下総香取郡大埼 又住陸奥斯波郡高水寺
  - 義利 廣澤太郎
    - 義博 吉田三郎
      - 和義 尾張左衛門佐
        - 棟義 尾張陸奥守
        - 義幸 尾張宮内少輔
  - 貞數 大板二郎
  - 家宗 尾張孫三郎
    - 家貞 尾張又三郎 初宗氏
      - 高經 斯波修理大夫
        - 家長 斯波三郎 住高水寺
        - 氏經 末野松左京大夫 九州斯波祖
        - 氏頼 尾張左衛門佐
        - 義将 斯波左衛門督 従三位
        - 義種 大野修理大夫
      - 家兼 斯波右京大夫
        - 直持 斯波右京大夫
        - 兼頼 斯波修理大夫 最上祖
- 義顕 渋川二郎
  - 義春 渋川二郎四郎 住陸奥荊田郡 并領柴田郡
    - 貞頼 渋川丹波守
      - 義季 渋川刑部大輔
        - 直頼 渋川中務大輔
        - 時直 渋川三郎

- 頼氏 足利治部大輔 從五位下
  - 家時 足利伊豫守 從五位下
    - 貞氏 足利讃岐守 贈從三位
      - 高義 左馬助
      - 高氏 征夷大將軍 改尊氏 從一位 贈太政大臣
        - 義詮 征夷大將軍 贈左大臣從一位
        - 基氏 從三位左兵衛督 鎌倉公方祖
      - 直義 從三位左兵衛督
        - 直冬 左兵衛佐
- 頼茂 石塔四郎
  - 義房 石塔少輔四郎
    - 頼房 石塔右馬頭
      - 直房 石塔中務大輔
        - 頼忠 石塔四郎
    - 義基 石塔左馬助
      - 頼世 石塔三河守
- 公深 一色宮内卿律師 住三河室飯郡 一色
  - 頼行 一色右馬助 建武武者所
    - 行義 一色三郎
  - 範氏 一色二郎
    - 直氏 一色右京大夫
      - 氏兼 一色宮内少輔
        - 満直 一色宮内少輔
    - 範光 一色修理大夫
      - 詮範 一色左京大夫
        - 満範 一色右馬權頭
        - 範貞 一色兵部少輔
        - 義範 一色五郎 金丸土屋祖
    - 範房 一色左馬助
      - 詮光 一色宮内少輔

- 義辨 上野律師 住三河碧海郡上野
  - 貞遠 上野三郎
    - 義遠 上野又三郎
      - 義勝 上野孫三郎
  - 頼勝 上野太郎
    - 頼兼 上野左京大夫
      - 詮兼 上野民部大輔
        - 満兼 上野民部少輔
        - 満泰 上野刑部少輔
    - 氏勝 上野左京亮

- 賢寶 小俣法印
  - 氏義 小俣彦九郎
    - 氏連 小俣少輔七郎
  - 頼寶 小俣律師
    - 仲義 小俣三郎
      - 義弘 小俣少輔二郎

- 基氏 加古六郎
  - 信氏 加古民部少輔
    - 直氏 加古三郎
  - 兼氏 加古六郎
    - 直兼 加古宮内少輔

皇十三世足利義継子一人

- 經氏 吉良上総介 為満氏子
  - 經家 吉良又三郎
    - 貞家 吉良修理大夫
      - 満家 吉良中務大輔
        - 持家 吉良左京大夫
      - 豊宗 吉良上総介
      - 治氏 吉良中務少輔
        - 治家 吉良治部大輔 上野飽間吉良祖
    - 貞經 吉良宮内少輔
    - 氏家 吉良三郎

皇十三世桃井頼氏子三人

- 㒶氏 桃井三郎二郎 住上野群馬郡桃井荘
  - 氏直 桃井又三郎
  - 満氏 桃井三郎太郎
    - 尚義 桃井弥二郎
      - 義通 桃井刑部少輔
        - 義任 桃井左衛門佐
      - 義盛 桃井修理亮
      - 㒶義 桃井孫二郎
      - 直氏 桃井四郎
- 頼直 桃井四郎三郎
  - 長頼 桃井三郎
  - 貞経 桃井四郎
    - 宗景 桃井又四郎
  - 頼明 桃井五郎
    - 直頼 桃井彦四郎
  - 貞頼 桃井六郎
    - 直常 桃井播磨守
      - 直和 桃井中務少輔
    - 直信 桃井修理大夫
      - 詮信 桃井刑部少輔

皇十二世島津忠時子八人

- 忠継 山田式部少輔
  - 忠直 山田式部少輔
    - 宗久 山田式部少輔
- 久経 大野修理大夫
  - 忠長 伊佐三郎左衛門尉
    - 久清 伊佐左京進
      - 久氏 伊佐三郎左衛門尉
      - 忠親 伊佐下野守
        - 久義 伊佐下野守
  - 忠宗 島津下野守
    - 貞久 島津上総介
      - 頼久 河上孫三郎 越前守
        - 親久 島津上野介

高久 中沼大炊助

忠康 島津式部少輔

忠佐 島津左衛門尉

宗久 島津三郎左衛門尉

忠安 始良三郎右衛門尉

師久 島津大夫判官

久安 島津三郎左衛門尉

伊久 島津上総介

氏久 島津陸奥守 住鹿児島

元久 島津陸奥守

光久 島津四郎左衛門尉

久豊 島津修理大夫 今薩州家祖

氏忠 島津但馬守

忠光 佐多三郎左衛門尉 又号新納

忠直 佐多三郎太郎

氏義 佐多三郎左衛門尉

時久 新納近江守

久有 新納四郎左衛門尉

[redacted] 新納武蔵守

資久 樺山安芸守 宮丸祖

[redacted] 樺山 [redacted]

[redacted] 樺山安芸守

資忠 北郷尾張守 末弘祖

[redacted] 北郷 [redacted]

[redacted] 北郷太郎三郎

久泰 石坂九郎左衛門尉

[redacted] 石坂 [redacted]

[redacted] 石坂四郎

久時　島津大炊助

宗長　給黎彦三郎　實忠經子

[redacted]　給黎彦二郎

[redacted]　給黎孫四郎

[redacted]　給黎佐渡守

忠継　島津三郎兵衛尉

忠光　島津五郎太郎

俊忠　町田侍従房　實忠經子

久兼　伊集院弥五郎

[redacted]　伊集院弥三郎

[redacted]　伊集院飛騨守

忠經　島津五郎助

久氏　島津七郎

皇十一世島津忠綱子一人

忠景　島津大夫判官

忠宗　知覧豊後守

忠秀　宇留常陸介

忠継　宇留五郎左衛門尉

[redacted]

皇十二世島津忠直子二人

泰忠　宮里三郎左衛門尉

時忠　宮里孫六左衛門尉　實泰忠弟

充忠　宮里左京進

忠連　宮里下野介

[redacted]　宮里

皇十一世利根親秀子一人

頼泰 大友丹後守
親時 大友因幡守
貞親 大友左近蔵人 為兄子
貞宗 大友近江守 入道具簡
氏泰 大友近江守 改源氏
氏時 大友刑部大輔
氏行
貞載 大友左近将監 三郎 阿多ゝ丸 討結城親光蒙疵 建武四正十四卒 謚筑前立花
宗臣 立花左近将監 立花祖

皇十二世吉見為頼子七人
義春 吉見太郎
義世 吉見孫太郎
尊頼 吉見中務大輔
範直 吉見又三郎
希慶 吉見冠者
頼宗 吉見彦三郎
頼有 吉見孫三郎
頼継 吉見右馬頭
範義 吉見三郎
頼代 吉見新蔵人
頼隆 吉見七郎
氏頼 吉見七郎
定頼 吉見三河守
義頼 吉見右馬頭
義範 吉見治部大輔
詮頼 吉見弾正少弼

皇十二世阿野義継子一人

義季 阿野三郎太郎
賴為 愛智四郎
女 愛智尼 愛智保成母
賴貞 愛智孫四郎
賴基 愛智孫太郎
圓範 愛智御公
賴房 愛智四郎
賴直 愛智弥四郎

皇十二世愛智豪曉子一人
保成 愛智左近將監
保義 愛智修理亮
義範 愛智左近將監
義高 愛智藏人
義里 愛智又八郎

皇十二世木曾義茂子一人
基家 朝日源太郎
家仲 沼田右馬助
家教 木曾讚岐守 住信濃筑摩郡三富野
家村 木曾又太郎 讚岐守
家道 木曾伊豫守
義親 高遠太郎
家昌 上野次郎
家景 馬場三郎
家爲 贄河四郎
家賴 木曾伊豆守 木曾野尻祖

皇十二世佐竹義繁子八人
長義 佐竹常陸二郎
義胤 佐竹常陸介
行義 佐竹常陸介
義信 稻木小次郎
貞義 佐竹上総介
師義 山入刑部大輔
義篤 佐竹右馬權頭 小場 石塚 大山 藤井 祖

盛長 高部彦四郎

宗義 小川三郎

義高 大内與次郎

[redacted] 手繩掃部助

貞宗 中条六郎

義綱 長倉三郎

景義 馬渕小二郎

義春 小瀬常陸介

義資 佐竹四郎

義直 佐竹五郎

義冬 佐竹六郎

[redacted] 長倉

義有 馬渕式部大輔

義直 額田三郎

義基 額田五郎

實義 額田五郎二郎

泰義 額田常陸介

成家 額田常陸介

自三十三世武田信忠子一人

家房 武田九郎 住紀伊牟婁郡湯河庄

家弘 武田太郎

範長 湯河二郎

師房 御本三郎 住土州

弘俊 武田四郎

行長 毘沙太郎

末長 別所二郎

有長 幸徳二郎

忠長 湯河庄司

光長 湯河庄司

信時　武田伊豆守

政綱　八代五郎三郎　又号岩崎

信村　武田四郎　又号駒井

信長　下条五郎七郎

信泰　武田岩崎又五郎

時綱　武田彈正少弼

正頼　初麻野與二郎

貞頼　武田與三

光時　武田六郎

信實　武田五郎

時平　武田六郎

信家　石和三郎

宗綱　武田新五郎

信宗　武田安藝守

信貞　石和甲斐守

基綱　武田弥五郎

盛氏　武田又五郎

信武　武田陸奥守

貞政　石和上総介

政義　石和駿河守

信綱　武田又五郎

信成　武田刑部大輔　下条布施栗原祖

信明　大井陸奥守

氏信　武田安藝守　若狹武田祖

公信　武田兵庫頭　山縣祖

直信　武田彈正少弼　安藝武田祖

義武　穴山信濃守　初信秋

皇十一世武田信長子五人

- 信經　武田持九六郎
  - 時信　武川祖　一条源八　甲斐文守
    - 信方　山高太郎
      - 信嵩　山高太郎
        - 春方　山高太郎
    - 義行　東条餘三
      - 頼行　東条孫二郎
        - 隆信　東条二郎太郎
    - 貞信　白須四郎
      - [redacted]　白須五郎
        - [redacted]　白須又七郎
    - 貞家　牧原八郎
    - 時光　青木十郎
      - 經光　青木十郎太郎
        - 信連　青木太郎　柳澤　大播　折井祖
    - 信源　横根寺
    - 信泰　兩境餘一
    - 貞連　三浦六郎左衛門尉　會津三浦政盛養子
      - 時連　三浦二郎
      - 資連　三浦三郎
  - 宗清　一条太郎
    - 信基
- 信行　高畠九郎
  - 行時　高畠二郎
    - 時盛　高畠二郎太郎
      - [redacted]　高畠太郎
        - [redacted]　高畠二郎
  - 泰行　高畠七郎

皇十二世秋山光定子四人

時忠（秋山小太郎）

時光（秋山三郎太郎）

光氏（秋山彦三郎）

氏時（秋山二郎五郎）

光時（秋山二郎太郎）

皇十三世小笠原長經子十人

長房（小笠原阿波守 文永四賜阿波 三好莊）

長政（三好孫二郎）
長久（小笠原左衛門佐）
長綏（伊那三郎）
長光（矢代三郎）
清家（小田五郎）
長親（麻績四郎）

長種（三好左近將監）
長義（小笠原藏人太郎）
長宗（小笠原宮内輔）
宗長（麻績四郎太郎）

長景（三好彦三郎）
長光（小笠原又太郎）
義盛（小笠原阿波守）
成宗（一宮大官司 宮内大輔）
長亂（麻績又四郎）

長直（三好左京進）
賴清（小笠原宮内大輔）
義雄（一宮左馬頭）
長氏（麻績彌四郎）

長忠（小笠原信濃守）

長政（小笠原總領職 以此流為本宗）

長氏（小笠原大膳大夫）
長直（勅市三郎 住三州勅市）

宗長（小笠原信濃守 住鎌倉扇谷）
長綱（益田三郎）

貞宗（小笠原信濃守 賜王字為三階菱）
貞長（小笠原彦三郎）

兼頼 九毛六郎

政宗 山中四郎
長信 山中孫四郎

光宗 常磐十郎二郎

長興 赤澤彈正忠

經氏 津毛二郎太郎

清經 赤澤源二郎
安經 赤澤治部少輔
經頼 赤澤式部少輔
氏常 赤澤伊豆守
常興 赤澤彦太郎

長能 下条修理亮
長親 下條修理亮
親村 下條兵庫助
親久 下條又三郎

長實 田村五郎
長直 田村太郎
長頼 田村六郎

盛長 上野六郎
長衡 上野六郎三郎
政長 上野二郎

長村 小笠原米田七郎
長光 米田七郎太郎

皇十二世伴野時長子二人

時直 伴野出羽守
- 長泰 伴野出羽守
  - 盛時 小笠原二郎
    - 泰房 小笠原太郎 住三州大陽寺庄
      - 泰行 小笠原餘八郎 三州小笠原祖
  - 泰行 伴野孫三郎
    - 長房 伴野出羽守

朝光 大井七郎 住信州大井
- 光長 大井又太郎
  - 行光 大井又三郎
    - 行景 大井三郎
      - 長行 大井新二郎

皇十二世南部實光子三人

時實 南部又五郎
- 政光 南部孫三郎
  - 宗綱 南部彦三郎
    - 宗行 南部彦五郎
      - 祐行 南部彦二郎 南部祖
- 宗實 南部孫三郎

皇十二世左兵衛尉宗仲子一人

宗重 蓮位房 下妻兵庫頭 親鸞上人弟子
- 來善 寺主 丹後坊 下妻
  - 仙藝 美濃坊 改下間
    - 長藝 讃岐坊 下間都維那
      - 慶乘 丹後坊 下間法橋
  - 信衡 下間弥二郎
  - 行信 下間孫三郎
    - 行秀 下間源八

皇十二世左衛門尉國綱子一人

資國 攝津守 文永中移相州
- 資治 太田伊豆守 法名道穏
  - 資熙 太田大和守 法名道仙
    - 資房 太田左衛門大夫 道哲入道
      - 資清 太田備中守 道真入道

皇十三世池田泰継子二人

泰忠　池田三郎左衛門尉

泰任　池田大蔵丞　元亨元九三卒
泰明　池田紀内
泰春　池田帯刀

泰公　池田孫二郎
忠能　池田七郎左衛門尉
康信　池田左兵衛尉

泰恒　池田孫三郎
忠政　池田大蔵丞
泰直　池田修理亮
康行　荒木左近大夫

教正　池田兵庫助　池田祖
義行　為康行子
忠恒　池田三郎
義行　荒木大蔵丞

皇十一世山縣国綱子一人

國氏　山縣蔵人太郎

國親　福島三郎
國經　遠山蔵人
國兼　山縣九郎　總領職

國基　福島五郎
經持　遠山中務丞
氏頼　桃園兵庫頭

基宗　福島左近蔵人
政經　遠山美濃守
頼興　山縣式部大輔
氏昌　関彦九郎　飯富祖

頼長　山縣下野守
廣頼　山縣源三郎　住安藝
頼方　山縣源四郎　住甲斐

皇十一世土岐光行子七人

國衡　土岐太郎　又号浅野

國村　土岐又太郎

國氏　土岐又三郎
國宗　猿子四郎

國成　土岐蔵人
定氏　深澤五郎

頼數　土岐気良十郎

光俊　饗庭二郎

光定　土岐隠岐守　總領職

國泰　土岐二郎

親衡　石谷三郎　法名慈心房

國基　土岐四郎

國有　土岐餘一

國重　桐原十郎

國綱　饗庭二郎太郎

定親　蜂屋孫太郎

義氏　石谷五郎

頼衡　芝居大竹　和田等祖

國純　土岐又二郎

國頼　饗庭弥太郎

國継　小彈正二郎

國行　八居三郎

貞經　蜂屋近江守

國行　猿子七郎

頼蔭　郡司八郎

國定　尾里太郎

國實　秋原孫二郎

頼實　石谷二郎

國長　多治見四郎二郎　正中元九十八討死

國信　饗庭孫二郎

國家　小彈正二郎太郎

國清　八居三郎四郎

光經　蜂屋修理大夫

頼貞　隠岐孫四郎

頼久　石谷三郎

國義　多治見四郎左衛門尉

光房　蜂屋新藏人　金山祖

師實　原孫二郎　原大井祖

頼貞 土岐伯耆守 總領職

師親 原彦三郎

頼清 土岐伊豫守 總領職

師秀 原越後守

貞秀 土居遠江守

頼康 土岐大膳大夫 總領職

頼雄 揖斐出羽守

頼忠 池田美濃守 又号鷲巣

秀成 原刑部少輔

光次 土居太郎

康行 土岐大膳大夫

満貞 島田伊豫守

詮頼 揖斐讃岐守 又号山尾

光名 稲木宮内少輔

光詮 深坂治部少輔

光忠 月海太郎 島田植村田中祖

頼益 萱野左京大夫

頼兼 大須三郎

頼音 西郷上総介

頼遠 總領職 土岐彈正少弼
頼仲 麻生八郎
頼基 土岐九郎 住美濃可兒郡明智

康貞 八十里三河守 住可児郡八十里
頼里 福光藏人 住方縣郡福光
直氏 肥田瀨宮内少輔
氏光 今峯左馬助
光明 外山遠江守
頼重 明智彦九郎

之康 鷲巣右馬頭
光兼 洲原伊賀守
頼郷 田原八郎
頼名 下石駿河守
行春 九々利五郎
康任 宇田六郎
光直 羽[illegible]一郎
詮直 肥田瀨宮内少輔
頼豊 今峯左馬助
直頼 井戸近江守
頼篤 明智十郎 沼田土岐祖

皇十八世 皇十九世 皇廿世 皇廿一世 皇廿二世

皇十二世浅野光時子八人

- 光忠 浅野五郎 住濃州土岐郡浅野
  - 光盛 浅野三郎太郎
    - 國盛 浅野又三郎
      - 頼隆 浅野彦三郎
        - [redacted] 浅野又左衛門 移尾州浅野祖
    - 良盛 大貳房

皇十二世石川光貞子一人

- 光長 石川又太郎四郎
  - 光盛 石川太郎四郎
    - 盛義 石川小太郎
      - 家光 石川駿河守
        - 時光 石川六郎宮内少輔 奥州石川祖

皇十二世村上胤信子二人

- 信泰 村上孫四郎
  - 義日 村上彦四郎
    - 朝日 村上彦四郎
  - 義國 村上左衛門大夫
    - 頼國 村上信濃守
      - 國衡 村上越後守
        - 國清 村上左京大夫 信州村上祖

皇十二世手塚盛綱子一人

- 盛重 諏訪太郎左衛門尉 入道蓮佛
  - 盛高 諏訪太郎左衛門尉
    - 盛經 諏方三郎左衛門尉
      - 宗經 諏方信濃守
        - 信重 諏方信濃守 諏方祖
  - 盛頼 諏訪左衛門尉

皇十七世足利義詮子二人

義満 征夷大将軍 准三后太政大臣 従一位 鹿苑院 贈太上天皇

義持 征夷大将軍 勝定院内大臣

義嗣 権大納言

義教 征夷大将軍左大臣 普廣院

義量 征夷大将軍左中将 長得院

直明 一色宮内少輔

直清 一色宮内少輔

嗣俊 鞍谷右兵衛佐

嗣時 鞍谷掃部頭

嗣知 鞍谷刑部大輔

義勝 征夷大将軍左中将 慶雲院

義政 征夷大将軍准三宮 慈照院

義視 権大納言准三后 大智院

政知 堀越左馬頭

義尚 征夷大将軍内大臣 常徳院

義植 征夷大将軍権大納言 恵林院

義澄 征夷大将軍左中将 法住院

義冬 住阿波平島

義晴 征夷大将軍左中将 万松院

義維 足利左馬頭

皇十七世足利基氏子一人

氏満 鎌倉左馬頭 永安寺

満兼 鎌倉左兵衛督 勝光寺

満直 稲村左兵衛佐

満貞 篠川

持氏 鎌倉左馬頭 長春院

持仲 足利二郎

義久 八幡太郎

成氏 古河左馬頭 乾亨院

廣氏 蘆山播磨守 住伊豆賀殿

顕實 上杉四郎

政氏 古河左馬頭 喜連川宮原祖

廣規 蘆山尾張守

皇十七世親氏君徭子七人

信光君　松平和泉守　崇岳院公

- 親忠君　松平右京亮　松安院公
- 守家　松平源二郎　竹谷
- 光直　松平三郎
- 與嗣　松平彦太郎　形原
- 光重　松平彦六郎　大草
- 元芳　松平弥三郎　五井
- 親則　松平源七郎　長澤
- 光親　松平三郎左衛門　能見
- 忠景　松平大炊介

- 乗元　松平加賀守　大給
- 長親君　松平藏人　掉舟院公
- 超誉　知恩院
- 親光　松平刑部丞　和田
- 張忠　松平助十郎　岩津内衆
- 乗清　松平源四郎　瀧脇
- 光忠　松平[redacted]
- 元心　松平[redacted]　五井
- 重親　松平二郎左衛門
- 忠定　松平大炊助　深溝

- 乗正　松平左近丞
- 信忠君　松平藏人佐　安棲院
- 親盛　松平左京亮　福釜
- 信定　松平内膳正　櫻井
- 義春　松平右京亮　東條
- 利長　松平彦四郎　藤井
- 正乗　松平[redacted]
- 家廣　松平紀伊守
- 伊昌　松平外記
- 重吉　松平二郎右衛門
- 好景　松平大炊助

- 乗勝　松平源次郎
- 清康君　世良田二郎三郎　善徳院公
- 信孝　松平藏人　三木
- 康孝　松平十郎三郎　鵜殿
- 清定　松平内膳正
- 忠晴　松平伊賀守
- 正秀　松平[redacted]
- 家忠　松平紀伊守
- 忠實　松平土佐守
- 重勝　松平大隅守
- 伊忠　松平主殿助

親衛　酒井小五郎　母酒井氏
- 将賢　酒井左衛門尉　住岩津
  - 忠勝　酒井小五郎　文明二卒
    - 康忠　酒井左衛門尉　住井田
      - 忠善　酒井左衛門尉　愚玉淨賢
      - 忠賀　酒井将監　住上野
- 親重　酒井與四郎

皇十七世島津久豊子六人

忠國　島津修理大夫
- 友久　島津相摸守
  - 忠幸　島津三郎左衛門尉
    - 忠良　島津相摸守
      - 貴久　島津修理大夫　薩州祖
      - 忠将　島津右馬頭　佐土原祖
    - 忠貞　島津長徳軒
- 立久　島津陸奥守

皇十七世細川満元子三人

持之　細川右京大夫　管領
- 勝元　細川右京大夫　管領
  - 政元　細川右京大夫　管領
    - 高國　細川右京大夫　管領
      - 植國　細川六郎
      - 氏綱　細川右京大夫
    - 澄元　細川右京大夫　管領
      - 晴元　細川右京大夫　管領

皇十七世細川頼長子一人

持有　細川刑部少輔
- 教春　細川刑部大輔
  - 常有　細川刑部少輔
    - 政有　細川刑部少輔
      - 元有　細川刑部少輔　幽齋祖父

皇十七世細川業氏子

満經 細川陸奥守 — 持經 細川陸奥守 — 成經 細川陸奥守 — 尚經 細川中務大輔 — 尹經 細川中務大輔 熊本祖

皇十七世山名時氏子十二人

師義 山名右衛門佐 — 氏之 山名右馬頭 — 凞之 山名大膳大夫 — 教之 山名相摸守 — 豊之 山名宮内少輔

時義 山名左京大夫 — 時凞 山名右衛門督 — 持豊 山名右衛門督 入道宗全 — 教豊 山名弾正少弼 — 政豊 山名右衛門督

皇十七世里見基義一人

家兼 里見大炊介 — 家基 里見刑部少輔 — 義實 里見刑部少輔 住安房白濱 — 成義 里見大炊助 住安房稲村 — 實堯 里見上総介 住安房宮本

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　— 義通 里見刑部少輔 住安房稲村

皇十七世新田義宗子二人

満純 岩松治部大輔 天用入道 — 長純 新田三河守 源慶入道 — 明純 新田兵庫頭 — 尚純 新田治部大輔 — 昌純 新田兵庫頭 岩松祖

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　— 顕純 丹生太郎 — 憲純 新田治部大輔

貞氏 横瀬六郎 或云義貞子 — 貞治 横瀬新六郎 — 貞國 横瀬信濃守 — 國繁 横瀬雅楽助 宗悦 — 景繁 横瀬新六郎 由良横瀬祖

皇十七世佐竹義篤子二人

義信 佐竹右馬頭 — 義盛 佐竹右馬頭 — 義仁 佐竹右京大夫 — 義俊 佐竹伊豫守 — 義治 佐竹左衛門佐 秋田祖

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　— 義倭 戸村常陸介 — 義易 戸村

義有 佐竹刑部大輔 栗殿祖

義森 小野岡右衛門佐

義高 佐竹源二郎 〻称岡田

義久 小野[illegible]

義公 宇留野掃部助

義成 天神林三郎

皇十七世南部祐行子二人

政連 南部孫三郎

祐政 南部彦六郎

茂時 南部右馬頭 於鎌倉自害

信長 南部伊豫守 領糟部地

政行 南部遠江守 南部祖

皇十七世小笠原貞宗子五人

政長 小笠原彈正少弼 生于井河館

長基 小笠原信濃守 生于井河

清政 中川遠江守

氏長 島立左馬助

長将 小笠原播磨守 生井河 築深志

長秀 小笠原修理大夫

政康 小笠原大膳大夫 従三位 住松尾

持長 小笠原大膳大夫 生京四条

宗康 小笠原大膳大夫 住松尾

光康 伊奈六郎

朝康 小笠原治部少輔

清宗 小笠原信濃守 生于井河 小倉祖

政秀 小笠原左京大夫 住伊奈

家長 伊奈六郎 住松尾

皇十七世武田信成子五人

信春 武田陸奥守

信満 武田安藝守

成春 吉田刑部大輔

満春 穴山修理亮

信重 武田刑部大輔

信長 武田右馬助 上総鞠谷祖

信守 武田刑部大輔

信介 穴山刑部少輔

信昌 武田刑部大輔 信虎祖父

信継 下條伊豆守

信久 市部七郎

信康 江草兵庫助

信景 今井左馬助

信賢 巨勢村宮内大輔

信廣 倉科治部少輔

信安 山宮民部少輔

永信 長手九郎 — 信行 小佐手宮内少輔

基経 下曽根伊豫守

皇十七世大友氏時子二人

氏継 大友修理大夫 — 親世 大友式部大輔 — 親著 大友式部大輔 — 持直 大友中務大輔 — 親綱 大友左京大夫

皇十七世立花宗匡子一人

親宣 立花山城守 — 親政 立花丹後守 — 宗政 立花左近将監 — 鑑光 立花兵庫頭 — 鑑俊 立花左近将監 立花宗茂曽祖

皇十七世石川時光子一人

貞光 石川美作守 — 義光 石川七郎 — 詮持 石川中務少輔 — 満朝 石川大和守 — 義光 石川駿河守 石川昭光七代祖

皇十七世太田資清子三人

持資 太田左衛門大夫 道灌入道
- 資康 太田源六郎 法恩齋
  - 資高 太田源六郎
    - 景資 太田源三郎
    - 康資 太田源六郎 武庵入道
      - 重政 太田新六郎 太田祖
  - 資貞 太田源三郎
- 資家 太田信濃守
  - 資頼 太田美濃守
    - 資正 太田美濃守 三樂入道
      - 資忠 潮田出羽守
      - 資房 太田大膳亮
      - 政景 梶原美濃守

皇十七世明智頼篤子ノ入

國篤 土岐明智刑部少輔
- 頼秋 土岐式部少輔
  - 頼秀 土岐十郎
    - 頼弘 土岐左京大夫
      - 頼定 土岐兵部少輔 土岐定政高祖父

皇十七世諏方信重子ノ入

時継 諏方左衛門尉
- 弘重 諏方左馬助
  - 盛世 諏方五郎 高師冬猶子
  - 盛時 諏方二郎
    - 時重 諏訪小太郎
      - 時信 諏訪信濃守 諏訪頼忠十一世祖

皇十七世土岐洲原光兼子ノ入

持益 植村源三郎 住遠江植村
- 氏義 植村新六郎
  - 氏明 植村出羽守
    - 家存 植村出羽守
      - 家次 植村新六郎 植村祖
  - 安重 植村餘三郎
    - 安政 植村五郎

皇十七世一色氏宗弟 満直 子六人

氏明 丹羽平三郎 住尾州丹羽荘

氏時 丹羽二郎左衛門尉

氏盛 丹羽傳介

氏範 丹羽勘六

氏徒 丹羽和泉守

玉巖堂製本書目

江戸横山町三丁目 和泉屋金右衛門

資治通鑑正編 宋司馬温公編集 勢州有造館蔵板 全百二十冊

第一帙 自序表目録 至漢紀二十　第二帙 自漢紀二十一 至漢紀五十
第三帙 自漢紀五十 至晋紀十　第四帙 自晋紀十一 至晋紀四十
第五帙 自宋紀一 至梁紀四　第六帙 自梁紀五 至隋紀二
第七帙 自隋紀三 至唐紀二十四　第八帙 自唐紀二十五 至唐紀五十四
第九帙 自唐紀五十五 至後梁紀三　第十帙 自後梁紀四 至後周紀五

嚴氏詩緝 宋嚴粲輯 姫路仁壽館蔵板 全十八冊

此書ハ呂東莱ノ讀詩記ヲ以テ主トシ諸説ヲ雜采シテ之ヲ發明セリ旧説ノ安カラザル者ハ斷スルニ己ガ立ヲ以テ深ク詩人ノ本意ヲ得タリ音訓名物等ニ至テハ考證尤精核トス詩ヲ讀モノ此書ニ援ズンハ其蘊ヲ發スルコト能ハス

荀子箋釋 朝川善庵先生校閲 平戸維新館蔵版 全八冊

國史纂論 太華山縣先生著 長門明倫館蔵板 全十冊

此書ハ宋ノ范太史唐鑑ノ體ニ倣ヒ 皇朝上 神武天皇ヨリ下慶長ノ初ニ至ルマデノ治亂盛衰ノ理人物政事ノ迹ヲ載セ條ゴトニ古今諸儒ノ論ヲ纂メ間自己ノ見ル所ヲ附シ議論精確國史ヲ讀ム者ノ心目ヲ開發シ古今未曾有ノ善著述ナリ故ニ 皇朝ニ生レ史學ニ志アルモノハ必ス此書ヲ熟讀セズンハアルベカラズ

民政要編 太華山縣先生著 長門明倫館蔵板 全三冊

此書ハ周礼司徒ノ官郷遂ノ官等民政ニ切要ナル諸職本文ヲ擧テ是ヲ和解シ聖人民ヲ治メ給ヘル精意且其法制周密ニシテ備ラザルヿナキヲ知ラシム

品字箋 近刻

合刻四書 孝經學記 大學中庸 片山兼山先生點 全一册

孟子正文 片山兼山先生點 全三册

周易正文 同上 全二册

禮記正文 同上 全五册

周禮正文 同上 全三册

大學原本釋義 善庵朝川先生著 全一册

趙註孟子 全四册
後漢ノ趙岐臺卿ノ解スル處宋ノ程朱ヨリ前ニシテ別ニ見處アリ新注ヲ讀ム人マヅコレヲ披覽セザルベカラズ

左傳凡例考 越子敬著 全一册

大學原解 錦城太田先生著 全三册
先生經學ニ大功アルハ天下ノ驚服スル所ナリソノ經解數十部アリテ此書ハ其一ナリ古今諸注家ノ紕繆ヲ訂シテ先聖ノ秘蘊ヲ發明ス大學注解ノ書多シト云ドモ此書ノ如キノ精確ナルハナシ學者ノ最モ貴重スベキ書ナリ

中庸原解 同上 全三册

三經談 晴軒太田先生著 全一册
此書ハ論語孟子周易ノ疑義ヲ明ニ辨ジテ學者講經ノ一助タラシム且錦城先生晩年ノ定説ヲモ記載シタレバ九經談ト相參考シテ最モ裨益アルノ書ナリ

客杭日記 元郭昇著 全一册

論語考二編　宇士新先生著　全三冊

此書ハ經傳子史凡ソ論語ノ意ニ渉ルモノハ旁引曲證ソノ精詳ヲ極ム學者ノ考鏡ヲ資ケテ最モ裨益アルノ珍編ナリ

論語一貫　片山兼山先生著　全五冊

先生ハ近古最一ノ考証家ニシテ清朝諸大家ノ影響アリ元禄享保ノ學ノ謬誤ヲ一洗シテ一家ノ學ヲナス儒者ヤ必讀ノ書ナリ

仁説三書　錦城太田先生著　全二冊

洙泗仁説一貫明義仁説要義ノ三書ヲ合刻スルモノ也先生數十年ノ精力ヲ窮メ發明スル處アリ此書ヲ著ス故ニ其説精詳確當ニシテ古今未發ノ秘蘊ヲ啓クト云ベシ附録論語ノ衍文誤字等ヲ考ヘ經傳同語異義等ノ數則ヲ擧テス學者實ニ鴻寶トスベシ

疑問録　太田錦城先生著　全二冊

程朱ノ學ノ大意ハ聖人ニ詭ラザレドモ、其老佛ニ混淆スルモノハ道ヲ害スルニ近キアリ先生積年其似テ疑ナルモノヲ甄別シテ駁正セリ學者ニ大功アル書ニテ讀書家ニ必貯スベキ編ナリ

鳳鳴集　太田錦城先生著　全三冊

先生ノ詩集若干巻アリ此書ハ其七絶中殊ニ佳境ト称スル者ヲ集ム先生卓越ノ才ヲ以テ專ラ力ヲ詩學ニ用ヒ唐宋諸家ニ於テ窺ハザル処ナシ故ニ其比興深奥ニシテ世ノ詩家ノ作トハ大ニ其趣ヲ異ニス學者玩味シテソノ作意ノ妙ヲ知ルヘキナリ

晩唐十家絶句　館柳灣先生著　全二冊

杜牧　許渾　趙嘏　李群玉　温庭筠
薛能　皮日休　陸龜蒙　呉融　韋莊

右十家ノ七言絶句ヲ集ム

先哲叢談　念齋原先生著　全四冊

此書ハ文祿慶長ノ際ヨリ享保元文ノ頃ニ至ルマデ名聲籍甚ノ碩儒聞人ノ列傳ニシテ其姓名字號俗稱生誕沒故ノ年月日迄洩サズシルシ稗史劄記及ビ口碑ニ存スル言行ノ奇談ヲ悉ク採摭シテ古人ニ面接シテ往事ヲ見ルガ如クナラシム其言行篤實アリ博覽アリ旄嶷アリ矯俊アリ執拗アリ介僻アリ可貴可感可喜可驚可哀可笑ノ佳話甚多シ故ニ看官大ニトル時ハ脩身齊家ノ模範トナスベク小クトル時ハ温故知新ノ談柄トナシテ固陋寡聞ノ誚ヲ免ルヽノ術此書ニヨラズシテ又何カアラム研尋ノ君子一度巻ヲ開カバ終日手ヲ離ツ事ヲ得ザルホドノオモシロキ書ナリ

藝林摘葉　井良紀子綱著　全一冊

音義ノ訛舛ヲ訂正シテ初學讀書ノ資トス簡便有用ノ書ナリ

蘇老泉文集　活字版　全四冊

甌北詩選　清趙翼先生著　大窪詩佛 岡部菊厓 両先生閲　全二冊

簷曝雜記　同上　天民善庵菊厓三先生校　全三冊

甌北詩話　同上　天民宅山両先生校　全四冊

趙甌北先生學問淹博近清諸家ノ巨擘ナリ此書唐宋元明清朝マデノ諸名家ノ詩ヲ評論シ及ビ其履歴顛末ヲ考究シテ精詳該博トス從前ノ詩話ト同日ニ論ズベカラザルナリ

四王合傳　清無名氏　宅山堤先生校閲　全二冊

○呉三桂　○耿仲明 子繼茂　○尚可喜 子之信 之孝　○孔有徳 女貞 孫延齡

武功紀盛　清趙翼先生著　宅山堤先生校　合刻

煙草録　清顧鐵卿著　全一冊

詩學韻海　大典禪師著　全二冊

世ニ初學作詩ノ為ニ設ルノ書多シトイヘ𪜈韻字ヲ用ユルノ例ヲ悉ク論ジタルモノナシコノ書ハ韻字ノ下ニ解ヲナシ又唐ノ元稹白居易等ノ大家ノ集ヨリ長韻ノ詩ヲ格出シ古人ノ隻句ヲモ載セタレバ是ニ據テ其用例ヲ捜索セバ益アルヿ鮮ナカラズ

童子通　山本蕉逸先生著　全一冊

此書ハ訓點讀方ノ直ニシテ覺エ易キ方ヲ示シ且言葉ノ端ニテ人ノ嘲ヲ受ザル心得ツノホカ初學ノ用心盡シ漏スヿナシ

駱駝考　它山先生著　全一冊

歸正漫録　安井真祐先生著　全一冊

宋明名儒數輩ノ佛老ノ害ヲ論ゼシヲ諸書ヨリ渉獵シテ記出ス異端ノ邪路ニ迷フ者ヲソ正シキ儒道ニ歸リ入ラシム

梧窓漫筆　錦城太田先生著　全二冊

先生平日隨筆劄記ノ書也古今治乱ノ本原ヲ推シ風俗汚隆ノ係ル所ヲ論シ博ク經傳子史ヲ引テコレヲ證シ又學術ノ雅正ヲ辨ジ天人ノ秘蘊ヲ漏ス實ニ天下有用ノ珍編ナリ

同後編　同上　全二冊

前編ニ漏レタル妙論ヲ載セ又經學詩文ノ流派ヲ辨別シテ其精確ヲ極ム前編ト同ク双璧ノ書ナリ

同三編　同上　全二冊

向者刊行スル前後編四冊盛ニ世ニ行ハレ刷板裝本日ニ給スルニ暇無ニ至ル今此三編ハ前後編ニ漏タル奇事瑰説ヲ緝合シ仍其外ニ舊聞ヲ溫燖シ古人未發ノ新得ヲ提示シ家庭ノ誹論ハ勿論旁ラ博聞ノ資ケ詩文學習ノ秘訣ヲ撮ゲ都合六冊ヲ以テ全函ノ鴻寶トス

龍背發秘　太田錦城先生著　荒井堯民先生校　全二冊

此書ハ家相ノ蘊奧ヲ著ハシテ衆人ノ為ニ福利ヲ導ク妙訣ナリ古ヨリ此類ノ書數種アリテ生尅旺衰ノ事ヲ載ルト雖モ元此事ハ易理ニ出テ聖人ノ人ニ教テ害ヲ避ケ利ニ就キ凶ヲ違テ吉ニ趣クノ一端ナル丁ヲ言ハズ今此編ハ專ラ漢土ニ云家相ノ周易ニ原ヅキ黄帝ノ宅經ナドノ秘ヲ探リタレバ古ヨリ傳ル家相ノ諸書ト互ニ發明スル処アリテ家相ノ理ヲ窮ムル必讀ノ書ナリ

龍背師傳圖説　太田錦城先生直傳　堯民先生著　全三冊

此書ハ家造ノ形相地面ノ張欠等ヲ画圖ニ顯シ圖毎ニ口傳ヲ述テ住人ノ盛衰ハ元ヨリ妻子眷屬ノ幸不幸親子ノ間ニ故障アル丁片輪ナル子孫出生スル丁下人等ニ不忠ナル者是アル丁家ニ祟ル刀劔ヲ所持ナス丁又ハ火難水難病難色難盜難等ニ至マデ眼前ニ知得ルノ妙訣ナリ一覽シテ其虚ナラザルヲ知玉フベシ

春雪解話　荒井堯民先生著　全二冊

此書ハ方位ノ原委ヲ究メ本命的煞麒麟星ノ僞造タルヲ辨ジ鬼門ノ妙論凶方出行ノ正論ヲ述テ世俗ノ惑ヲ解シメントス且曆中ノ八將神ヨリ中段下段ノ初煞ヲ考辨シ和漢兩説異同アル丁ヲ著シ凶日モ日ニヨリテ吉日タル丁ヲ論シタル日用ノ書ニシテ曆用ルノトキ此書ヲ合讀セバ大ニ功益アル良書ナリ

思貽三管城二譜　廣澤先生著　文峯先生校　全一冊

此書ハ廣澤先生嘗テ和華ノ製用ニ當ラズ唐華ノ善ニ及ハザルヲ憾ミ專ラ唐式ニ據リテ手ヅカラ細筆巨筆ヲ製造シ自ラ試ル丁久クシテ其説ヲ委ク錄シ又各圖式ヲ作リテ遂ニ此一書ヲ著セリ洵ニ藝林ノ闕典ヲ補フ書ト云ベシ

胸中山　全一冊

龜田鵬齋先生ノ画譜ナリ大儒ノ戲墨実ニ神出鬼沒変幻ノ奇ヲキハム

緇林年芳　近刻　全三冊

此書ハ世尊ノ降誕涅槃ヲ初トシテ和漢佛寺ノ始佛像ノ傳来或ハ經巻ノ翻譯佛法ノ奇異或ハ石勒ノ佛圖澄ヲ信ジ達摩ノ梁ノ武帝ニ見ヘ或ハ百濟ノ曇慧我朝ヘ来リ空海ノ唐ニ入玄奘ノ西域ニ至リ日蓮ノ一宗ヲ弘ル等事実百般ニ後漢ノ明帝ニ起リ我天保年間マデ干支ヲ符シ紀元ヲ掲ゲ和漢ノ書數十部ヲ以テ其下ニ抄録シ悉ク小傳ヲ記載シタレバ和漢印度高僧ノ年數ヲ探リ履歴顛末ヲ索ルニ甚便利ノ書ナリ

頭書 遊仙屈抄　唐張文成作　學士伊時點　全五冊

本邦ニテ中華ノ小説ヲ譯解スルハ此書ヲ以テ始祖トス嵯峨天皇ノ時學士伊時ナルモノ神仙ノ訣ヲ得テコレヲ解ストイヘリ小説家必讀ノ書ナリ

譯解笑林廣記　遊戯主人纂輯　一嘯道人譯解　全二冊

コレハ漢土ノオトシバナシニシテ面白キコトカギリナキ書ナリ俗語バカリニテ讀ガタキニ今和解註釋ヲ加ヘ誰ニテモヨメ安クナセリ助俗語小説ヲヨミ習ハントスルニハ漢土ノ人情ヲ知ラザレバ解スルヿ能ハズ此書ニハイカナルヿモ悉ク漏サズアル故ニヨク人情俗態ニ達スルニ妙ナリ故ニ俗語ヲヨム人ノ捷徑ニシテ闕ベカラザル書ナリ

梧坡教諭　錦城先生附言　尭民先生著　全二冊

世教勸戒ノ意ヲ主トシテ旁ラ故事古書ヲ引テ證明シタレバ梧窓漫筆ニ類シテ又別ニ捷徑ヲ開キタル珍書ナリ

談鋒資鋭　尭民荒井先生著　全二冊

此書ハ平日錦城先生ニ聞ク処及ビ後世随筆中論ズル処ヲ劄記シテ學者博識ノ資トス又小説ノ奇事奇談等載タレバ大ニ看ル人ヲ悦ハシム

近代著述目録 横本 全五冊

同後編 玉巖堂主人輯 同近刻 全五冊

慶長年間ヨリ天保ノ今ニ至ルマデ其道ニ名アル人ノ著述ヲ收載シ通編イロハ四十七音ヘ其姓氏ヲ排列セリイノ部ハ伊藤仁齋伊勢貞丈ト表シ其下ニ書目ヲ擧タリ近世目録ノ書頗ル多シトイヘドモ皆板行セル者ノミヲ載テ諸家ノ深秘寫本ヲ以テ世ニ孤行セル者ヲ記スルコトナシ此書ハ珍巻奇冊人ノ聞見ニ及バザル者ヲモ探索シテ遺スヿナシ只書目ヲ知ノミナラズ諸家ノ姓名字號俗稱郷貫等ヲモ詳ニ附シタレバ其小傳ノ用ニ充ルニ足レリ雲顧ノ君子一本ヲ架上ニ貯ヘ一過讀シ玉ハヾ更ニ博識ノ一助トナルベシ

掌中書名便覽 高井蘭山先生著 折本 全一冊

上ハ六經ヨリ下ハ稗史ニ至ルマデ其目ヲ掲ゲ一見シテ益アルヿ夥シ

唐土歷代著述目録 玉巖堂主人著 横本近刻 全廿冊

此書ハ初メニ御製ノ書目ヲ擧ゲ次ニ歴代名家ノ著述聖賢ノ經傳ヨリ諸子百家ノ書演義小説ノ類ニ至ルマデ悉ク收録シイロハ四十七音ヘ其姓氏ヲ配入シ前後新舊ノ次序ヲ分チ其下ニ書目ヲ擧ゲ索捜ニ便ナラシム讀書家一本ヲ貯ヘ披閲シ玉ハヾ多ミノ利益ヲ得ベシ

朱子家訓經典餘師 齋田先生著 全一冊

此書ハ南宋ノ名儒朱子平生子弟ヲ導キ教ラレシ家訓ニメ人倫ノ道ヲ明ニシ五常ノ理ヲ述ラレシユヘ身ヲ脩家ヲ齊ル最一ノ書ナリ故ニ今國字ヲ以テ審ニ和解シタルナリ

朱子年譜略 高宮由章著 全一紙

朱子訓子状 高宮由章著 全一冊

西銘 附東銘 全一冊

産科發蒙　片倉元周先生著　全四冊

此書ハ妊娠中ノ諸症臨産ノ經驗治方ヲ悉ク擧ゲ且産論翼ノ備ハラザルヲ補ヒ萬古以来醫書ニコレナキ所ヲ發明シ又阿蘭陀難産ノ圖二十七ヲ翻譯シテ審ニ示シ且家秘ノ妙方ヲアラハシタレバ其治療ニ益アルヿ擧テ數フベカラズ醫ヲ業トスルモノ一日モ此書ナクンバアルベカラズ

静倹堂治験　同上　全三冊

此書ハ先生數十年来ノ治驗百中ノ一ヲシルシ置レタルヲ集メラレタルナリ病者ノ姓名住所前醫ノ治方又ハ自己ノ與ヘタル劑ノ効アル効ナキヲ包ムヿナクカヽレ又麻疹ノ經驗方肝症ノ治方並ニ弟子大森氏ノ治効十餘條ヲ記シ又衆醫ノ治スルヿ能ハザル奇疾ヲ治シタル等國字ヲ以テ書レタレバ實ニ後進有益ノ書ナリ

黴癘新書　片倉元周先生著　全二冊

此書ハ古ヨリ難治ノ癩病ヲ先生焼針ヲ刺シ斑猫ヲ以テ毒ヲ去ル事ヲ發明シ千古以来コレ無キ治術ヲ萬世ニ傳ルナリ又梅瘡ノ治法此書ヲ能ク反覆シテ讀トキハ如何ナル難症ニテモ治セザルハナシ實ニ天下第一ノ奇書ナリ

傷寒啓微　同上　全三冊

此書ハ傷寒論ノ諸註家未タ言ハザル所ノ奥義ヲ發キ瘟疫ト傷寒ト同病タルヲ辨明シ且傷寒金匱二書ノ方ニテ症ニ臨テ足ラザル所ノ治方ヲ唐宋以来ノ醫書ニ撰ビ又經驗スルトコロノ新定十七方並ニ十陣丸ノ方ヲアゲテ治療ノ助トス今治療スルニ其益甚多クシテ人ヲ濟フニ深切ナル書ナリソノ新定スル所ノ諸方又死症ヲ發明スル所ノ妙處ニイタリテハ實ニ仲景ノ羽翼ト謂ベシ

青嚢瑣探　片倉元周先生著　全二冊

此書ハ先生ノ漫筆ニシテ人ノ戒トナリ又初學ニ學業ヲ勸メ人情ノ免レサル所ヲ記シ且奇効アル秘方并ニ甲斐ノ徳本ノ經驗十九方ノ主治藥方ヲ擧ク醫家ノ重寶ナル書ニシテ又俗家ニテモ是ヲ讀トキハ發憤シテ壯年ノ益トナル事多シ

瘍科秘録　東軒本間先生著　全十二冊

華岡翁ノ遺教ヲ述ヘ又先生ノ自ラ發明スル所ノ術ヲ加ヘ瘍科ノ治法ヲ論ズルノ書ナリ初ニ病名ヲ正シ病因ヲ論ズ次ニ脉證ヲ説キ瘡瘍ノ變正輕重死生等ヲ詳ニス終ニ禁方秘術ヲ載セ實ニ瘍科ノ全書ナリ此書ヲ熟讀シテ治療ヲ施ス寸ハ起死回生ノ功ヲ立所ニ成ベシ

痘疹不求人方論　明朱隆子著　全一冊

歴代名醫一覽　雉門先生著　全一折

丸散兼用方機　小本　全一冊

此書ハ東洞先生ノ作ニテ金匱傷寒ノ方ニ機變妙用アル事ヲ記セリ是先生常用ノ方劑ニシテ臨病ノ機變活用コノ書ニツキタリ且丸散兼用ノ法ヲモ載セタレバ大ニ幼學治療ノ益トナルベシ

秘傳重寶記　両面摺　折本

此書は病犬毒虫の外平生取置べき手當ぬり薬を記し又は衣抜の者てりの油ぬきの法或ハ途中并隣の急難を救ふに得ならぬ事く記せり實に士農工商ともに懐中して日用至寶有益の書なり

簡易養生記　沼梧窓先生著　全一冊

諸病急卒の病者を救ふ庵さゝ當毒ふあくらし犬の咬み虫のさしあるなど或ハ火焼ホの不意ふ備るものあり其方薬ハ常に家ふ功ある田父野翁乃傳るものとしても病家の便宜ふ是ハ撰で舉之又諸家の秘する方法とあげれバ左右欠べからざるの良書なり

書學大概　神通北海先生著　全一冊

此書ハ執筆ノ法ヲ正シ古人ノ論説ヲ餘サズ擧テ研究ナシ明ニ解シタレバ和漢古今書法ノ必用ナリ

舊蹟紀聞　立綱法師著　全二冊

皇朝ノ事蹟ヲ考ヘ古語古書ヲ引証シテ國學ノ一助トス

三餘叢談　柳屋主人著　全一冊

皇朝の國史或は古き物語文書に出たる解しがたきことどもを詳に考究したる奇冊なり

翁野ざらし記行　成美大人抄　全一冊

翁四十一歳のとき、かの甲子吟行とて泊船集に載せたる翠園子古人の註論を引又拠ある古歌等を雑引して此道を好む人の模楷とせし

近世名家書画談　安西雲煙著　全二冊

凡書論画論は古人の妙説によりて成たるを
こまごまとあげ又書画流行の書画会展観
会のこと文房に係りしことは落款印章
墨跡遺筆掛物表具并に文擬屬の事まで雅
の事をしるし并名家の書風あるを
それぞれに擬して世に名家
の書画ありしあれば時人傳へ
なき面白き珍説軼事を拾ひ
つ先考尾家は諸名家の真跡落款を
模寫し是を合せて二冊とす

同二編　同上　全四冊

此書は前編につゞき温室のるを始とし書画家雅俗を論じ掛幅好乃本意と俗意との識或は書画の遠る古人の傳略并奇論を摹寫し往々落款状備まで實に小册遊覧玩の文房必貯のものなり

棟梁集 松屋主人著 全一冊

此書ハ宮室画の時蘇東坡の楼閣及び角田川の故実をも悉く讀證して評論して其精確を究むる事此道の諸職の人をして驚嘆せしむ好事の士風雅の此地ゆて是を讀まバ益ある道あるべし

神道玉鉾の道草 跡部光海著 全一冊

道彦自書画三十六歌仙 全一冊

五百重波 本間游清著 全一冊

笑戯自知録 伴田陳人著 全二冊

此書ハ人学ふをとゞまさこのるひハ年まるを呑の秘術又ハ手品を車のだくく回りての傳又ハ諸一文ふく天下一の宝を得るなどの戯術妙数を記しく一時の解頤ふ備ふる面白き書なり

茂睡真蹟卅七首 折本 全一冊

此翁万葉古云を唱和しより将契沖志淵の大人おのおの世に大にひらけるは人の知る所なれど其真蹟を知る人稀なるゆへ梓にのぼりて同好に示さんと云

開巻百笑 談洲楼焉馬大人許 全三冊

此書ハ焉馬大人の集る処奇々妙々たる笑話のおとしばなしにして老若男女ふまかり安きやうにかなづけにしたれバ長日を消し其夜の閑暇を志のぐにハ最よくしるき一奇書なるに是を寝さるまで頤に笑を催し如何なる厳格の人とりへ共絶倒せざるハなし一覧して其書を百笑と題するの虚ならざるを知るべし

陰陽新撰八卦鈔 全一冊

瓶花圖式 全二冊

理斎尾乃記　全一冊

此書一名を瀧亡記といふ書れ文字形麻を紛らはしく数へとも、ろうずく語ひし小山田忍務りつかせるゆへ稲尾の大意なるに一夜を明させられ明る日田地まで詩礼し語ひしさま老尾児才老記の淵才近くも尾が目れいさり見る不残ありて筆記せらるとあれある実録にて当時のりさわひかくもありつらんと思ひやられて懐古の情にたへずて大岩るの宝物を見ぬて上梓し世に伝ふる武田三代記甲乱記などふいつるとは太小異なや

於安物語
於菊物語　合刻全一冊

おあんハ若き時の役没早城中にありおきくハ元和の役大坂城内にありて当時見え聞せる事をありのままに筆記せる物語や

老農夜話　須田正芳著　全一冊

増補日用男重宝記　高井蘭山先生著　近刻　全五冊

日本宗廟伊勢やそく日光山八幡神社を尊敬しまする道きことより神儒仏三ツのこと法宗の義病みて医師へ相持おさ武芸なき様急用の文字を志るし男子たる者日用主法のことをあつむるな書經への甲也

増補日用女重宝記　同上　全五冊

女の志門方諸芸学ぶ道をそろへる衣装づつひ婚礼の式懐妊中のつゝしみ産前産後のこころねその外若て覚ゆべき文字まてものく落しやうに到るまで都て女子日用重宝の事どもおほくあつめし有用の書なりかし

野総茗話　常盤潭北著　全二冊

此書ハもっぱら君臣父子夫婦の礼法より五常乃教訓を旨として隠微秘説の論多きものに神儒仏の大旨をも論じたれバ儒者の心法を手本として知る好き書といふべし

東江先生書話 全三冊

我邦晉唐法書ニ根據シテ書學一變セルモノハ先生ヲ以テ祖師トナス此書ハ諸家隨筆中ヨリ古名人ノ墨蹟ニ關ルコヲ考索シテ學書ノ人博識ヲ資ク實ニ有用ノ珍編ナリ

月儀帖 東里先生書 全一冊

五體雲淡帖 星池先生書 附釋文 全一冊

扇面清風帖 清人集書 星池先生校 全一帖

玉屑帖 星池先生書 全一帖

和漢對照書札 初編 二編 全二冊

清朝ノ當時應用ノ書牘ヲ和文ノ書簡ニ翻譯シタレバ學問ノ一益ニシテ且ツ星池氏ノ書ノ遒美ナルヲ嘆賞スベシ

孫過庭書譜 草書 詩佛菱湖両先生跋 全一帖

東坡大江東帖 草書 全一帖

米元章主家帖 行書 全一帖

趙子昂大湖帖 行書 全一帖

董其昌衆鳥帖 行書 全一帖

董其昌登龍帖 草書 全一帖

古今名蹟墨寶帖 正面 全一帖

上古三蹟ヨリ或ハ源平諸將以來ノ武家或ハ逸人名臣僧家ニ名アル人ノ真蹟ヲ刻シタレバ上古ヲシタフ君子ノ机上ニ必アルベキ書ナリ

品物名數抄 松澤老泉著 全一冊

農家調寶記　高井蘭山先生著　全三冊

此書ハ天地開け耕作する由来よりして百姓家におゐて四時農業の勤方作物の取扱地方検地の年貢取納算用割方形法願書證文認方男女婚礼の式などの肝要にいたるまで洩さず記せり

農家用文章大全　同上　全一冊

用文章の書数多ありといへども皆是士格書生の往来書状の類或ハ花やかなる文飾又ハ風流の雅言を載てあり此書ハ文章を撰びて今日取扱ふべき耕作農具村役向耕作の家に要用の文字を忘らず年中定式の諸用の文言を作り急ぎ書にも仕やすく農家に益ある日用の調宝をとりするらさし末々に人別帳を加へこれハ初童教育便利不朽の書なれバ文章の書を読そして用弁自在なるべし

農家調寶記附録　大蔵永常著　全一冊

一名除蝗録

此書ハ田に蝗生じたる時油をもて速に去る事の法方をくはしく記し且鯨油の価蝗の種類までを委しく著せり此書を見て人毎に行ひて蝗いかなるにても蝗つきたりとも聊も耕作且飢饉につらざるやう防ぎに記しけれバ農家にハ必読へきさ書なり

農家調寶記續録　同上　全一冊

一名豊稼録

此書ハ稲を刈て掛干にする仕方を記し先年一に稲をうりて稲木に掛て干ときハ農家の精気米にうつりて食ひより収納多く儀来に虫つかず端て白米ともに減少く飯にたくに強て艶ありいふ事を知らざる人の為凡ざんバるべからざる書なり

増補
年中用文大成
臨泉堂先生筆 大冊 全一冊

此書ハ児童といへども即席に案文の出来る工夫を第一と撰りよせ新撰文月の異名に追加へ丁数二百枚あまりにて大字にくはしく出したれバ手本向格大冊用文章の最一なり

増補
紅梅用文章
同筆 全一冊

此書ハ年中新用の文を新撰文章に及び文章出情異名のるを跂ほしくれバ一本を携へたゞらで宝文調法となるべし

増補
女諸用文章
御家橋正敬筆 全一冊

世に女用文章あまたありといへども書文の例多くして其意の所に合ぬ也今此一本ハ今日ゝ用ゆる所の文言並にちらしがきのしほうを自在にはこびし或ハ平仮名ゆる何ぞの日月の異名などに付仮名して児子そしやく会点のゆくやうにきこへ師匠なくしてひとり文段かきおぼゆるものなり

塵劫記 いろは引
十露盤獨稽古
山本三三著 全一冊

此書ハ新しき工風して獨稽古と号し八師匠なくして稽古の出来る様に仕たるゝ但し八算見一乗除井算法商賣の割利足の割其外算法のるに於て八實に調用を尽せり

子孫繁昌記
手島堵菴著 全一冊

家業相続力艸
土屋巨楨著 全一冊

此二書ハともに君臣父子夫婦の礼法より五常の教例をあらし孝悌忠信の道を始めとして倹約を守り修身斉家を専一として是を読ときハ士農工商ともに読えて益の書なり

墨河八景帖
御家攀雲堂著 全一冊

長雄書札文集
船田耕山著 全一冊

頭書
通俗用文章
全一冊

經典餘師 弟子職 溪百年先生著 全一冊

師弟ノ礼ヲ述シ書ニテ本文ヲ首ヘアゲカナヲ付平カナニテクハシク注セシ書ナリ

經典余師 菅家文章 高井蘭山注 全一冊

一名十二月往来といふ文章ハふるく世に傳はれども嘗て善本なく写し誤りて讀ゑがたきことおほかりしを文字を考正して今あらたに訓点をつけ注釈し義理明弁なしかくてさらに誤をたゞしく児童のために解しやすく初学のものうなゐらに一讀せば益あらんとするものなり

日本國郡附 両面摺 一紙

古錢鑑價附 全一冊

泰平年代記 両面摺 全一冊

實語教童子敎證註 振鷺亭著 全一冊

古状揃證註 高井蘭山翁著 全一冊

御成敗式目證註 同上 全一冊

此書ハ我国古代の遺書にして牧童村嫗といへどもその名を知らざるものなし然といへども田舎僻陬にてハその師を得て学ぶことあれバその名を今にしるのみなり故に蘭山振鷺二先生博く諸書を摘採して考証をなし諸注を以て註し文意を注解し文字の正しきを知らしめんが為に本字を以て注釈し或ハ注文へ正字を定めて其傍に假字を附したれバ児童幼女といへどもいろは四十七音を弁へたらん者ハ師傳を待ずして瞭然と其意味を弁へ自ら身を脩るの基本となるべし

今川童蒙解 全三冊

大橋先生手簡　全一帖
蓮池堂任槐帖　全一冊
長雄女今川　全一冊
女今川千代見種　頭書繪入　全一冊
實語教童子教　頭書無點　全一冊
同頭書両點　全一冊
古状揃萬寳蔵　頭書無點　全一冊
文貨古状揃　頭書假名附　全一冊
古状揃講釈　高井蘭山注　全一冊
泰平江戸往来　頭書無點　全一冊

御成敗式目頭書繪抄　全一冊
同假名附　全一冊
同抄　全一冊
庭訓往来無點　全一冊
弘化庭訓往来　臨泉堂書大字無點　全一冊
教牘庭訓往来寳文房　假名附頭書　全一冊

弘化四年丁未歲八月　發兌

栗原孫之丞信充　著

大坂心齋橋通北久太郎町　河内屋喜兵衛

江戸下谷御成道　英　文　藏

仝横山町三丁目　和泉屋金右衛門